平成 22 事業年度業務実績報告書

平成23年6月

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

目　　次

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・・・・・・ 1

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項 ・・・・・・ 13

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価 ・・・・・・ 19

３　学位授与

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について ・・・・・・ 31

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について ・・・・・・ 51

４　調査及び研究

（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究 ・・・・・・ 59

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究 ・・・・・・ 69

（３）研究成果の公表等 ・・・・・・ 83

５　情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供 ・・・・・・ 87

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供 ・・・・・ 95

６　認証評価

（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価 ・・・・・・101

（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 ・・・・・・125

７　その他上記の業務に附帯する業務 ・・・・・・137

Ⅲ～Ⅵ　財務内容の改善に関する事項（中期目標Ⅳ） ・・・・・・145

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・・・・・・149

Ⅳ　短期借入金の限度額 ・・・・・・153

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画 ・・・・・・153

Ⅵ　剰余金の使途 ・・・・・・153

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ・・・・・・155

＜参考＞

・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期目標
・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期計画
・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の年度計画（平成 22 年度）

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

平成２２年度計画

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成２１年度予算に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成２１年度予算に比較して１％以上の削減を図る。

①　恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び環境整備に努める。
②　グループウェアをはじめとするＩＴの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。
③　各事業に係る経費（旅費、消耗品費、会議費等）について随時見直し、業務の効率化を進める。

２　各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

３　独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成２１年１２月２５日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。

４　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。

①　機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
②　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
　また、内部監査、第三者（監事等）及び契約監視委員会により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。

実績

１　業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成２１年度予算に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成２１年度予算に比較して１％以上の削減を図る。

①　恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び環境整備に努める。

②　グループウェアをはじめとするＩＴの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。

③　各事業に係る経費（旅費、消耗品費、会議費等）について随時見直し、業務の効率化を進める。

既存経費の見直しによる業務効率化及び経費の削減

業務については、ルーチン業務のアウトソーシング等により、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図るとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約等を行った。

また、平成22年度予算において、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成21年度予算に比較して10,570千円（3.0%）の削減を図ったほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成21年度予算に比較して59,992千円（4.1%）の削減を図った。

なお、平成22年度実績においても、一般管理費（退職手当を除く。）については、平成21年度予算に比較して14,152千円（4.0%）の削減を図ったほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成21年度予算に比較して215,456千円（14.9%）の削減を図った。

○　一般管理費の削減状況　（単位：千円）

	21年度予算 A	22年度予算 B	22年度実績 C	削減割合	
				AB比較	AC比較
一般管理費	136,109	132,026	116,068	－	－
人件費（管理系）	216,244	209,757	222,133	－	－
合計	352,353	341,783	338,201	3.0%	4.0%

○　事業費の削減状況　（単位：千円）

	21年度予算 A	22年度予算 B	22年度実績 C	削減割合	
				AB比較	AC比較
事業費	568,902	517,707	473,113	－	－
人件費（事業系）	879,745	870,948	760,078	－	－
合計	1,448,647	1,388,655	1,233,191	4.1%	14.9%

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

ルーチン業務のアウトソーシング

恒常的なルーチン業務のうち、評価事業における機関別認証評価委員会専門委員の選考に活用しているデータベースへのデータ入力等の補助業務、学位授与事業における申請受付・個人データ入力、調査研究事業における事務補助については派遣職員を採用すること、学位授与事業の各種資料発送については外部委託とすることにより職員の業務の軽減を図った。

また、情報業務のうち、ソフトウェアの保守・運用管理（修正パッチプログラム及びアップデートプログラムの適用等）、ハードウェアの保守・運用管理（セキュリティ対策及びウィルス対策、各種アカウント及びデータ管理、PC端末等の整備及び管理等）及び障害対応・問い合わせ対応（指導、助言、各種技術支援等）等の情報システム管理運用業務について、アウトソーシングを行った。

省エネルギー化への対応

省エネルギー化への対応として、執務室の空調設備の自動運転の改善、冷暖房温度設定（夏季 28℃、冬季 20℃）、夏季のクールビズの徹底等、光熱水量の節約に対して積極的な取組を実施した。

平成 22 年度については、特に小平本館の空調設備の給排気ファンを連続運転から間欠運転に切り替え、運転動力の削減を図るとともに、夜間蓄熱分を消費する前に熱源機が稼働した場合、熱源機を停止し、蓄熱分を優先して活用するよう設定するなどの取組を行った。

この結果、平成 21 年度に比べ夏季（６月～９月）の最高気温の平均値が前年比＋約３℃であったにも関わらず、電力使用量をほぼ平成 21 年度並み（平成 21 年度：1,201,147kwh、平成 22 年度：1,201,032kwh）に抑えた。

情報の伝達及び共有、ペーパーレス化の推進

情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等を推進するため、以下の取組を行った。

- 人事・給与システム及び財務会計システムについて、サーバを仮想化することにより、業務システムの最適化の実現とシステム運用経費を 176 千円削減した。
- サーバ内の共有フォルダ活用による情報の共有化及び、通知文書等のグループウェア及び電子メールによる送付等ペーパーレス化を推進した。
- 委員への連絡、外部への調査依頼等の送付に電子メールを活用することにより、ペーパーレス化を推進した。

事業経費の見直し・効率化

平成 22 年度については、以下の経費について見直し、効率化を図った。

○　評価事業

- 機関別認証評価事業に係る訪問説明

　認証評価の受審経験のある大学等を対象から除いたこと、訪問説明者数を教員１人としたことにより、旅費を 535 千円削減した。

・　機関別認証評価事業における自己評価担当者向け説明会
　全国２会場（東京、大阪）での開催を、東京会場（当機構竹橋オフィス等）での開催に集約することにより、旅費 729 千円、会場借料等を 2,764 千円削減した。
・　機関別認証評価事業に係る評価担当者向け研修会
　竹橋オフィスでの開催とすることにより、会場借料等を 1,068 千円削減した。

○　学位授与事業
・　学位授与申請に係る受付作業等
　学士の学位授与申請における電子申請システムの利用率向上に伴い、申請受付作業及び個人データ入力業務に係る人材派遣の受入れ期間及び人数を見直し、業務委託費を 111 千円削減した。

○　情報収集・整理・提供事業
・　大学情報データベースシステム
　業務の見直しを図った結果、システム保守費について 1,560 千円、人材派遣 1,780 千円を削減した。
・　学位授与状況等調査
　学位授与状況等調査について、調査依頼の送付を従来の郵送から電子メールでの送付に改め、通信運搬費を 88 千円削減した。

参考図表等

※平成 22 年度実績（参考）

○　一般管理費の削減状況

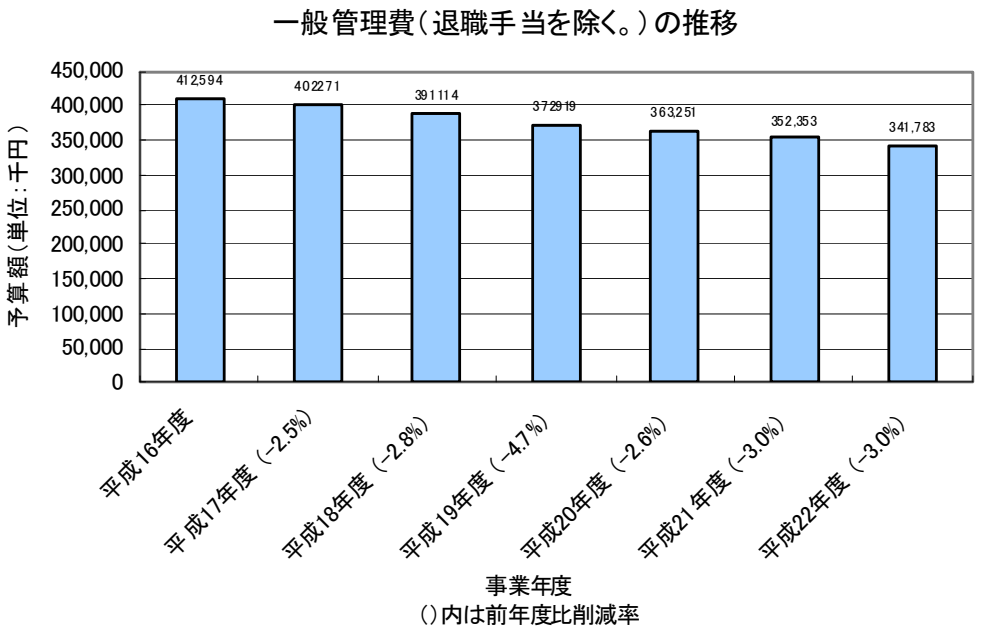

○　事業費の削減状況

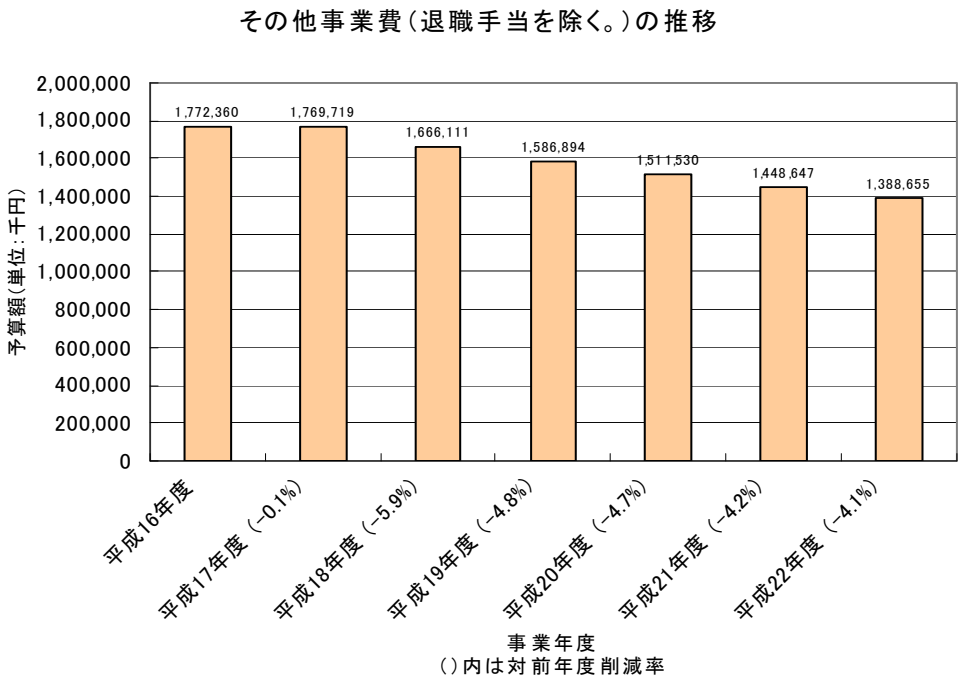

実績

２　各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

組織の見直し及び人員の適正配置

国際連携に関する業務量が増大しているため、評価企画・国際課において国際業務を担当する係を１係から２係体制とし、担当職員を３人増員した。また、国立大学法人等の教育研究評価結果の確定作業を実施する評価第２課を３人増員するとともに、評価実施校が減少する評価第１課を７人減員し、法科大学院評価課を４人減員して２係体制から１係体制とするなど、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行った結果、事務職員全体で５名の減員となった。

一方、内部統制の強化、新たな評価手法の開発、第２期中期目標期間における国立大学法人評価の検討、大学情報データベースのあり方の検討など、当機構を取り巻く喫緊の課題に対応するため、平成23年４月以降の事務組織の再編について検討を行い、決定した。

大学等の教育研究等に係る評価及び学位授与を行うための必要な学習の成果の評価に関し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果を事業に適切に反映するなど、さらなる調査研究機能の実質化を図るため、「評価研究部」と「学位審査研究部」の統合について検討を行い、平成23年４月以降「研究開発部」を設置することを決定した。

参考図表等

○ 部課係体制（平成 21 年度末及び平成 22 年度末）

部	課	係（21年度末）	係（22年度末）
	企画監査課	企画係	企画係
		監査係	監査係
管理部	総務課	総務係	総務係
		人事係	人事係
		企画広報係	企画広報係
	会計課	総務係	総務係
		経理係	経理係
		契約係	契約係
		資産管理係	資産管理係
		情報係	情報係
	学位審査課	認定専攻科係	認定課程係
		認定課程係	認定専攻科係
		審査係	審査係
		審査支援係	審査支援係
評価事業部	評価企画・国際課	企画第１係	企画第１係
		企画第２係	企画第２係
		国際係	国際第１係
			国際第２係
	評価第１課	認証評価第１係	認証評価第１係
		認証評価第２係	認証評価第２係
		認証評価第３係	認証評価第３係
		認証評価第４係	認証評価第４係
	評価第２課	法人評価第１係	法人評価第１係
		法人評価第２係	法人評価第２係
		法人評価第３係	法人評価第３係
		法人評価情報係	法人評価第４係
	法科大学院評価課	法科大学院評価第１係	法科大学院評価係
		法科大学院評価第２係	

○ 部課別職員数（平成 21 年度末及び平成 22 年度末）

	21年度末	22年度末	増減数
企画監査課	7	7	0
管理部	50	49	-1
総務課	14	14	0
会計課	16	15	-1
学位審査課	19	19	0
評価事業部	62	58	-4
評価企画・国際課	10	14	4
評価第１課	26	19	-7
評価第２課	16	19	3
法科大学院評価課	9	5	-4
合計	119	114	-5

実績

３　独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成２１年１２月２５日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。

（独）国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備

平成 21 年 12 月 25 日閣議決定の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされた。

実績

４　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。
①　機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
②　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
　また、内部監査、第三者（監事等）及び契約監視委員会により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。

「随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実施

「随意契約見直し計画」に基づいて、契約規則等を適切に定め、機構のウェブサイトで公開するとともに、平成 20 年度から引き続き、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、平成 22 年度の新たな取組として、小平本館への電気供給について、一般競争入札へと移行し、複数事業者からの応札を得た。

「随意契約見直し計画」及びその取組状況については、適宜機構のウェブサイトで公表した。

○　独立行政法人大学評価・学位授与機構契約規則
　http://www.niad.ac.jp/n_kikou/kisoku/no10_keiyakukisoku.pdf
○　独立行政法人大学評価・学位授与機構における契約の公表の取扱について
　http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2009/04/22/no10_keiyakunokouhyou.pdf
○　契約情報等
　http://www.niad.ac.jp/n_koukai/22jyou/index.html#gyoumu

競争性・透明性の確保

「契約状況の点検及び見直し結果」については、適宜機構のウェブサイトで公表した。また、当機構における業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、契約情報を適宜公表した。

公募を行う場合については、公募要領の掲示及び機構のウェブサイト及び文部科学省のウェブサイトの調達情報のページへの公募要領の掲載、審査基準を競争参加者へ配付することにより透明性を確保し、審査を合格した競争参加者と契約を締結した。

１者応札・応募への対策については、その改善方策を取りまとめるとともに、機構のウェブサイトで公開し、改善に努めた。具体的には、①入札公告を機構のウェブサイト調達情報のページに掲載すること、②文部科学省ウェブサイトの調達情報のページと機構のウェブサイトの調達情報のページを相互にリンクして情報提供に努めること、③複数業者からの応札がされるように業務内容（仕様書）に関して、新規に参入する者にもわかりやすく、簡潔・明瞭な記述となるように配慮すること、④応札者が入札の準備期間を十分とれるよう、公告期間を出来る限り長く設定すること、⑤個々の業務内容を勘案し、契約締結から業務開始までは可能な限り準備期間を多く取れるような日程を設定することに努めた。

また、平成 22 年度の取組みとして、より広く応札者を募るため、本館建物外に掲示板を設置し、入札公告を掲示することとした。なお、平成 22 年度から適正な契約の実施に資することを目的として、入札説明書の交付後に入札に参加しなかった事業者に対してその理由等、意見を伺った。

内部監査等

内部監査を平成 22 年 11 月２日から５日（３日を除く。）に、監事監査を平成 22 年 12 月 14 日に行い、会計処理に関する点検を実施した。また、契約監視委員会による契約事務に関する点検を平成 23 年３月 24 日に実施した。

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

平成２２年度計画

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

（１）　自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、次の組織を運営するために必要な大学関係者及び学識経験者等の参画を得る。

①　評議員会
②　運営委員会
③　大学機関別認証評価委員会
④　短期大学機関別認証評価委員会
⑤　高等専門学校機関別認証評価委員会
⑥　法科大学院認証評価委員会
⑦　国立大学教育研究評価委員会
⑧　学位審査会

（２）　平成２１年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、年度計画の項目ごとに業務実績を取りまとめ、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映し、業務実績報告書を作成・公表する。

さらに、平成２２年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を円滑に実施するために年度計画に対する達成状況調査を行い、業務の適切な実施を確認し、職員の業務の進行管理に対する意識を高める。

実績

１　総合的事項

（１）　自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、次の組織を運営するために必要な大学関係者及び学識経験者等の参画を得る。

①　評議員会
②　運営委員会
③　大学機関別認証評価委員会
④　短期大学機関別認証評価委員会
⑤　高等専門学校機関別認証評価委員会
⑥　法科大学院認証評価委員会
⑦　国立大学教育研究評価委員会
⑧　学位審査会

大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営

機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等、各方面の有識者等の参画を得て運営した。部会等も含め、時期による多少の変動もあるが92%程度が外部有識者で構成されている。これらの組織では、業務（事業）の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。

評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者、その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織し、平成 22 年度は、平成 22 年６月 29 日に評議員会（第 21 回）を開催し、平成 21 事業年度に係る業務実績報告書、平成 21 事業年度財務諸表等、機構の運営に関する重要事項について審議を行った。また、行政刷新会議による事業仕分けの結果に対する見識等、今後の機構の業務運営に関するご意見をいただいた。平成 23 年３月には、東日本大震災の影響により、持ち回りにて評議員会（第 22 回）を開催し、学位審査会審査委員の選考、平成 23 事業年度に係る年度計画、平成 23 年度以降の機構の組織体制等の審議を行った。

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	20	20
うち外部有識者数（人）	20	20

運営委員会

機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員、その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織し、平成 22 年度は、平成 22 年６月 25 日、12 月１日及び平成 23 年２月 16 日に運営委員会（第 24 回、第 25 回、第 26 回）を開催し、評議員会との調整を図りつつ、平成 21 事業年度に係る業務実績報告書、平成 21 事業年度財務諸表、平成 23 年度概算要求等に係る審議を行った他、機構役職員の給与等規則等の機構の事業の運営実施に関する事項について審議を行った。また、行政刷新会議による事業仕分けの結果に対する見識や、日本の高等教育の質保証のために機構に求められる役割に関する見識等、今後の機構の業務運営に関するご意見をいただいた。平成 23 年３月には、東日本大震災の影響により、持ち回りにて運営委員会（第 27 回）を開催し、機構教員の選考、大学等評価事業及び学位授与事業に関する各種委員会の専門委員の選考、平成 23 年度以降の機構の組織体制等の審議を行った。

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	21	21
うち外部有識者数（人）	17	17

大学等機関別認証評価委員会

大学、短期大学及び高等専門学校の教育研究水準の向上に資するため、平成 21 年度に引き続き、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、大学機関別認証評価委員会、短期大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会を設置し、大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について認証評価に関する基本的事項の検討及び個別の評価を行い、25 大学、５短期大学及び２高等専門学校の評価結果を確定した。また、第２サイクルにおける大学評価基準の改定について検討を行い、「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を決定した。

○ 大学機関別認証評価委員会

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	26	26
うち外部有識者数（人）	23	23

○ 短期大学機関別認証評価委員会

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	17	17
うち外部有識者数（人）	15	15

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	17	17
うち外部有識者数（人）	15	15

法科大学院認証評価委員会

法科大学院の教育研究水準の向上に資するため、平成 21 年度に引き続き、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、法科大学院認証評価委員会を設置し、法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育研究活動の状況についての評価（法科大学院認証評価）について、認証評価に関する基本的事項の検討及び個別の評価を行い、1 法科大学院の追評価結果を確定した。また、法科大学院評価基準の改定について検討を行い、「法科大学院評価基準要綱」を決定した。

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	28	27
うち外部有識者数（人）	28	27

国立大学教育研究評価委員会

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、平成 21 年度に引き続き、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、国立大学教育研究評価委員会を設置し、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関して、第 1 期中期目標期間の評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告した。

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	30	29
うち外部有識者数（人）	29	29

学位審査会

国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、学位審査会を設置し、学位の授与の審査及び教育施設に置かれる課程の審査等を行った。さらに、その下に 52 の専門委員会及び部会を設置し、国公私立大学の教員等で学識経験のある者延べ 403 人に専門委員を委嘱し、分野別に審査を行った（うち 48 人は臨時専門委員）。

（中期目標期間）	H21	H22
委員人数（人）	20	20
うち外部有識者数（人）	15	14

実績

１　総合的事項

（２）　平成２１年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、年度計画の項目ごとに業務実績を取りまとめ、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映し、業務実績報告書を作成・公表する。

さらに、平成２２年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を円滑に実施するために年度計画に対する達成状況調査を行い、業務の適切な実施を確認し、職員の業務の進行管理に対する意識を高める。

平成 21 年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価

平成21年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価については、監事２人を含む自己点検・評価委員会（平成22年５月28日）、運営委員会（平成22年６月25日）、評議員会（平成22年６月29日）等での審議を経て、その結果を「平成21事業年度業務実績報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイト等で公表した。また、業務実績報告書の作成にあたっては、視覚に訴え、より簡潔な一般の方々にも分かりやすい資料とする一方、印刷製本は廃止し、業務経費264千円の削減を行った。

なお、平成21年度の各事業の業務の実績に対する文部科学省独立行政法人評価委員会による評価において、年度計画を十分に履行したとの結果を得られた。

平成 22 年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価

平成 22 年度の各事業の業務の実施について、平成 22 年 11 月 8 日及び平成 23 年 2 月 25 日実施の自己点検・評価委員会において年度計画に対する達成状況調査を行うなど、機構全体で進捗管理に努めた。また、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果等に関して、指摘事項への対応方針について検討した上、次年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、着実に取組を行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努め、平成 23 年度年度計画策定に活用した。

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価

平成２２年度計画

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価
　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行う。また、次期評価に向けた評価方法を検討する。

ア　評価体制の整備等
- ○　国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会を設置し、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。
- ○　各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

イ　評価の実施
- ○　達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。
- ○　現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行う。また、学部・研究科等の研究業績の水準について、判定を行う。
- ○　各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、大学情報データベースの情報を評価担当者に提供する。
- ○　評価報告書は、国立大学教育研究評価委員会で決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。

ウ　第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、実施要項を作成する。

実績

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価
　ア　評価体制の整備等
　　○　国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会を設置し、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。
　　○　各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

評価体制の整備等

国立大学教育研究評価委員会の下に置かれた達成状況判定会議（８グループ）に委員５人、及び専門委員 41 人、現況分析部会（10 学系部会）に専門委員 37 人、研究業績水準判定を行う委員１人、専門委員 31 人を評価対象の規模や各分野の専門性を考慮し配置した。

国立大学法人等の教育研究活動の評価目的、内容及び方法等について、評価者が共通理解の下で評価が行えるよう、評価マニュアルを作成し、達成状況判定会議及び現況分析部会の評価者向けに研修をそれぞれ２回（平成 22 年６月３日、６月 14 日）実施し、69 人（達成状況判定会議 36 人、現況分析部会 33 人）が参加した。

参考図表等

○実施体制イメージ図

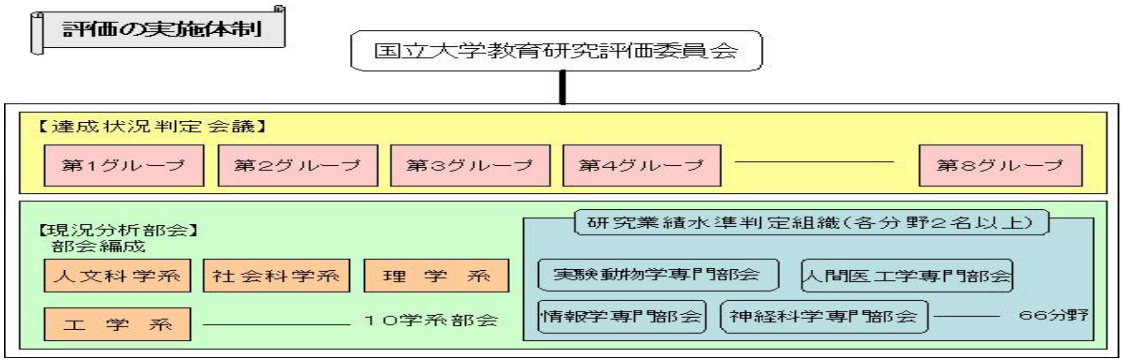

○評価者説明会（研修）

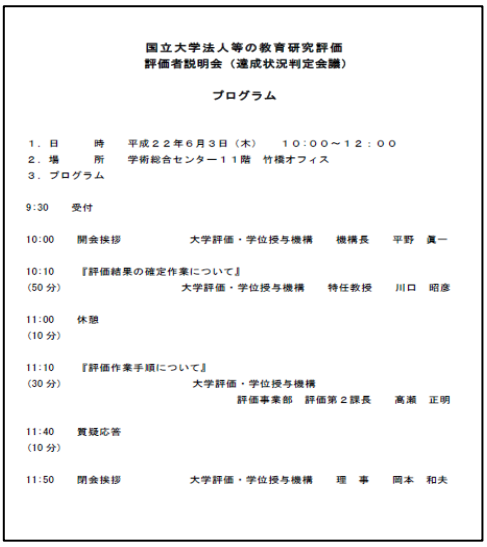

国立大学法人等の教育研究評価
評価者説明会（達成状況判定会議）

プログラム

１．日　　時　　平成２２年６月３日（木）　１０：００～１２：００
２．場　　所　　学術総合センター１１階　竹橋オフィス
３．プログラム

9:30　受付

10:00　開会挨拶　　大学評価・学位授与機構　機構長　平野　眞一

10:10　『評価結果の確定作業について』
（50 分）　　大学評価・学位授与機構　特任教授　川口　昭彦

11:00　休憩
（10 分）

11:10　『評価作業手順について』
（30 分）　　大学評価・学位授与機構
評価事業部　評価第２課長　髙瀬　正明

11:40　質疑応答
（10 分）

11:50　閉会挨拶　　大学評価・学位授与機構　理　事　岡本　和夫

（機構長挨拶風景）

（評価者マニュアル）

○国立大学教育研究評価委員会委員名簿（平成２２年６月現在）

※　◎は委員長、○は副委員長

氏名	現職	氏名	現職
浅 野 攝 郎	東京大学名誉教授	鈴 木 昭 憲	前秋田県立大学長
飯 野 正 子	津田塾大学長	瀬 戸 純 一	駿河台大学教授
池 田 髙 良	長崎県立大学長	◎丹 保 憲 仁	北海道立総合研究機構理事長
岡 田 修 三	東京海上日動火災保険株式会社特別任命参与	中 川 幸 也	株式会社IHI顧問
梶 山 千 里	日本学生支援機構理事長	中 里　　毅	前ＮＨＫ学園理事長
		中 野 仁 雄	九州大学名誉教授
金 田 嘉 行	ソニー株式会社社友	中 洌 正 堯	兵庫教育大学名誉教授
○北 原 保 雄	元筑波大学長	橋 本 貴美子	元京都府立南陽高等学校長
木 村 靖 二	立正大学教授		
神 津 忠 彦	東京女子医科大学名誉教授	ﾊﾝｽ ﾕｰｹﾞﾝ･ﾏﾙｸｽ	学校法人南山学園理事長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長	廣 部 雅 昭	東京大学名誉教授
		前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
小 林　　誠	日本学術振興会理事	松 岡　　博	帝塚山大学教授
五 味 文 彦	放送大学教授	馬 渡 尚 憲	宮城大学長
齋 藤 八重子	元東京都立九段高等学校長	牟 田 泰 三	前福山大学長
		和 田 敬四郎	金沢大学名誉教授

○国立大学教育研究評価委員会専門委員名簿（平成２２年７月現在）

（１）達成状況判定会議　　※ ◎はグループリーダー ◇は委員

（第１グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎佐々木　　毅	学習院大学法学部教授（元東京大学総長）	柴 田 洋三郎	大学入試センター試験・研究統括官（前九州大学理事・副学長）
加 藤　　紘	山口大学名誉教授（前山口大学長）		
永 田 行 博	鹿児島大学名誉教授（前鹿児島大学長）	木 村 好 次	東京大学名誉教授（前香川大学長）
		◇金 田 嘉 行	ソニー株式会社社友

（第２グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎阿 部 博 之	科学技術振興機構顧問（元東北大学総長）	仙 石 正 和	新潟大学理事・副学長
腰 塚 武 志	南山大学情報理工学部教授（前筑波大学理事・副学長）	宮 田 武 雄	茨城県立産業技術短期大学校学校長（元茨城大学長）
小 池 勲 夫	琉球大学監事（元東京大学海洋研究所長）	◇中 里　　毅	前ＮＨＫ学園理事長

（第３グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎中 嶋 嶺 雄	国際教養大学長（元東京外国語大学長）	吉 川 通 彦	島根大学名誉教授（元島根大学長）
児 嶋 眞 平	京都工芸繊維大学監事（前福井大学長）	鬼 武 一 夫	学校法人富澤学園東北文教大学副学長(元山形大学理事・副学長)
道 上 正 規	財団法人とっとり地域連携・総合研究センター理事長（前鳥取大学長）	◇齋 藤 八重子	元東京都立九段高等学校長

（第４グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎宮 田 清 藏	東京工業大学国際高分子基礎研究センター特任教授（前東京農工大学長）	臼 井 嘉 一	国士舘大学文学部教育学専攻教授（元福島大学長）
小 槻 日吉三	高知大学理事	山 本 嘉 則	東北大学原子分子材料学高等研究機構長（前東北大学副学長）
寺 川　　進	浜松医科大学光量子医学研究センター教授（前浜松医科大学副学長）	森 山 沾 一	福岡県立大学人間社会学部長兼研究科長

（第５グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構顧問（前岡山大学長）	東　　市 郎	室蘭工業大学監事（元北海道大学副学長）
兵 藤　　釗	成城学園学園長（前埼玉大学長）	良 永 彌太郎	熊本学園大学社会福祉学部教授（元熊本大学副学長）
大 野 眞 男	岩手大学教育学部教授（前岩手大学理事・副学長）	◇橋 本 貴美子	元京都府立南陽高等学校長

（第６グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎茂 木 俊 彦	桜美林大学大学院心理学研究科長（前東京都立大学総長）	谷 川 彰 英	筑波大学特任教授（前筑波大学理事・副学長）
石 田 雅 人	大阪教育大学大学院教育学研究科教授（元大阪教育大学副学長）	大 澤 健 郎	東京学芸大学監事（前上越教育大学長）
松 尾 祐 作	元福岡教育大学長	有 信 睦 弘	東京大学監事

（第７グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎岡 村　　甫	高知工科大学理事長	木 村 忠 正	電気通信大学名誉教授（元電気通信大学理事・副学長）
後 藤 圭 司	豊橋創造大学長（元豊橋技術科学大学長）	厚 谷 郁 夫	財団法人オホーツク地域振興機構理事長（元北見工業大学長）
髙 田 雅 介	長岡技術科学大学理事・副学長	中 村 道 治	株式会社日立製作所取締役室取締役

（第８グループ）

氏名	現職	氏名	現職
◎小 林 俊 一	秋田県立大学理事長兼学長	鳥 居 宏 次	奈良先端科学技術大学院大学非常勤講師（元奈良先端科学技術大学院大学長）
石 澤 良 昭	上智大学長	◇岡 田 修 三	東京海上日動火災保険株式会社特別任命参与

（２）現況分析部会　　※　◎は部会長、○は副部会長

（人文科学系）

氏名	現職	氏名	現職
◎木 村 健 治	大阪大学名誉教授	○坂 井 昭 宏	桜美林大学リベラルアーツ学群教授
○高 橋 和 久	東京大学大学院人文社会系研究科教授		

（社会科学系）

氏名	現職	氏名	現職
◎松 村 良 之	千葉大学大学院人文社会科学研究科教授	○阿 部 武 司	大阪大学大学院経済学研究科教授
○関 口 正 司	九州大学大学院法学研究院教授	○伊 藤 公 雄	京都大学大学院文学研究科教授

（理学系）

氏名	現職	氏名	現職
◎茅　　幸 二	理化学研究所次世代スーパーコンピュータ開発実施部副本部長	○山 田 作 衛	高エネルギー加速器研究機構特別教授
		○黒 岩 常 祥	立教大学理学研究科特任教授
		○飯 高　　茂	学習院大学理学部教授

（工学系）

氏名	現職	氏名	現職
◎小 林 敏 雄	財団法人日本自動車研究所長	○土 屋 和 雄	同志社大学理工学部教授・京都大学名誉教授
○磯 部 雅 彦	東京大学副学長・大学院新領域創成科学研究科教授	○赤 羽 正 志	長岡技術科学大学名誉教授

（農学系）

氏名	現職	氏名	現職
◎神 尾 好 是	東北大学名誉教授	○中 島 勇 喜	山形大学理事・副学長
		○山 本 義 雄	広島大学名誉教授

（保健系部会）

氏名	現職	氏名	現職
◎波利井 清 紀	杏林大学医学部教授	○瀬 戸 晥 一	財団法人脳神経疾患研究所附属南東北病院口腔がん治療センター長・顎顔面インプラント再建研究所長
○小 澤 瀞 司	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授（元群馬大学理事・副学長）		
○柴 﨑 正 勝	財団法人微生物化学研究会微生物化学研究センター長	○田 村 照 子	文化女子大学大学院生活環境学研究科長

（教育系部会）

氏名	現職	氏名	現職
◎有 本　 章	比治山大学高等教育研究所長	○安 彦 忠 彦	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
		○中 村 満紀男	東日本国際大学福祉環境学部教授

（総合科学系部会）

氏名	現職	氏名	現職
◎小 畑 秀 文	東京農工大学長	○佐 藤 文 隆	甲南大学特別客員教授
○近　 昭 夫	静岡大学名誉教授・九州大学名誉教授		
○加 藤 信 介	東京大学生産技術研究所教授	○阿 草 清 滋	名古屋大学大学院情報科学研究科教授
		○戒 能 民 江	お茶の水女子大学理事・副学長

（特定領域系部会）

氏名	現職	氏名	現職
◎八 木 信 忠	日本大学名誉教授	○庄 野　 進	国立音楽大学長

（大学共同利用機関部会）

氏名	現職	氏名	現職
◎福 山 秀 敏	東京理科大学副学長	○合 志 陽 一	筑波大学監事
		○関 本 照 夫	元東京大学東洋文化研究所長

（３）研究業績水準判定組織　　※ ◇は委員

氏名	現職	氏名	現職
赤 堀 侃 司	白鴎大学教育学部長	出口 光一郎	東北大学大学院情報学研究科教授
稲 垣　 卓	前大阪教育大学長	遠 山 千 春	東京大学大学院医学系研究科教授
上 野 清 貴	中央大学商学部教授	徳 井 淑 子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
小久見 善八	京都大学産官学連携本部特任教授	西 山 秀 哉	東北大学流体科学研究所教授
片 野 光 男	九州大学医学研究院教授	仁 田 義 雄	大阪大学大学院言語文化研究科教授
鎌 田　 博	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	野 澤 康 則	東北大学名誉教授
◇木 村 靖 二	立正大学文学部教授	登　　勉	三重大学大学院医学系研究科教授
工 藤 博 司	東北放射線科学センター理事	村 嶋 幸 代	東京大学大学院医学系研究科教授
柴　 眞理子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	柳 澤 幸 雄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
杉 浦 清 了	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	大 和 裕 幸	東京大学大学院新領域創成科学研究所教授
鈴 木　 泰	専修大学文学部教授	山 本 進 一	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
脊 山 洋 右	椙山女学園大学教授	山 本 雅 之	東北大学大学院医学系研究科教授
武 市 正 人	東京大学大学院情報理工学系研究科教授	湯 淺 太 一	京都大学大学院情報学研究科教授
武 田　 純	岐阜大学大学院医学系研究科教授	米 本 年 邦	東北大学大学院工学研究科教授
辻　 省 次	東京大学大学院医学系研究科教授	鷲 山 恭 彦	奈良教育大学理事（前東京学芸大学長）
堤　 マサエ	山梨県立大学国際政策学部教授	渡 邉 紹 裕	人間文化研究機構総合地球環境研究所教授

実績

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価

イ　評価の実施

○　達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。

○　現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行う。また、学部・研究科等の研究業績の水準について、判定を行う。

○　各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、大学情報データベースの情報を評価担当者に提供する。

○　評価報告書は、国立大学教育研究評価委員会で決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。

達成状況判定会議

達成状況判定会議は、評価の対象となる国立大学法人及び大学共同利用機関法人を、各法人の規模や専門性等を踏まえて、８つのグループに分け、中期目標の達成状況の分析を行った。

中期目標の達成状況の分析は、まず、各法人から提出される「中期目標の達成状況報告書」に基づき、書面による調査を行った。

達成状況判定会議においては、書面調査と大学情報データベースの情報等の結果を踏まえ、達成状況判定に係る評価結果（原案）を作成するとともに、現況分析部会が作成する現況分析結果（原案）と併せて、評価報告書（原案）として取りまとめた。

現況分析部会

現況分析部会は、分野別に編成される 10 の学系部会において、文部科学省国立大学法人評価委員会が定めた 1,436 組織の現況について分析を行った。

平成 20 年度に評価を実施した学部・研究科等について、各法人から提出される「現況分析における顕著な変化についての説明書」、「学部・研究科等の研究業績」に基づき、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析した。

平成 20 年度及び平成 21 年度に新たに設置された学部・研究科等については、各法人から提出される「学部・研究科等の現況調査表」に基づき、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析した。

研究業績の水準判定は、各法人から提出される「研究業績説明書」等に基づき、書面調査により判定を行った。

大学情報データベースの活用

大学情報データベースで収集・蓄積し、分析したデータを評価に活用するために、評価担当者に提供した。また、大学等が自らの教育研究の質の向上や個性化を図る際の参考資料として、あるいは第三者評価に伴う自己点検・評価作業の負担軽減に資するため、同データを国立大学法人等にも提供した。

国立大学教育研究評価委員会

達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）を国立大学教育研究評価委員会において審議の上、評価報告書（案）としてとりまとめ、各国立大学法人等に通知した。その後、意見の申立てのあった国立大学法人等について、その内容を再度審議し、評価結果として決定した。評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告したが、平成23年３月25日開催予定であった文部科学省国立大学法人評価委員会が東日本大震災の影響により、平成23年４月以降へ延期となったため、公表もそれ以降に延期された。

参考図表等

○審議経過

平成21年

・11月６日	国立大学法人評価委員会から教育研究の状況の評価の実施の要請

平成22年

・７月～８月	書面調査
・９月６日～９月13日	現況分析部会（第１回）において評価結果（素案）の審議
・９月10日～９月16日	達成状況判定会議（第１回）において評価結果（素案）の審議
・９月22日～10月７日	法人に確認を要する事項の照会
・11月11日～11月18日	現況分析部会（第２回）において評価結果（原案）の審議
・11月22日～11月29日	達成状況判定会議（第２回）において評価結果（原案）の審議
・12月20日	国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（原案）の審議 （意見申立ての機会：12月21日～１月14日）

平成23年

・１月24日	意見申立審査会において意見申立ての対応審議
・１月28日	国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（案）の審議・決定 文部科学省国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況の評価結果を提出

○評価報告書

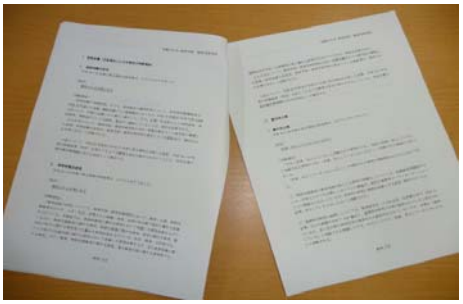

（左：中期目標の達成状況評価結果、右：学部・研究科等の現況分析結果）

○評価結果

１．中期目標・中期計画の達成状況

（１）国立大学法人（８６法人）の評価結果

	教育の目標	研究の目標	その他の目標
非常に優れている	0法人（　0%）	3法人（ 3.5%）	2法人（ 2.3%）
良好である	11法人（12.8%）	27法人（31.4%）	36法人（41.9%）
おおむね良好である	75法人（87.2%）	56法人（65.1%）	48法人（55.8%）
不十分である	0法人（　0%）	0法人（　0%）	0法人（　0%）
重大な改善事項がある	0法人（　0%）	0法人（　0%）	0法人（　0%）

（２）大学共同利用機関法人（４法人）の評価結果

	研究の目標	共同利用の目標	教育の目標	その他の目標
非常に優れている	1法人(25.0%)	0法人(　0%)	1法人(25.0%)	0法人(　0%)
良好である	1法人(25.0%)	3法人(75.0%)	1法人(25.0%)	2法人(50.0%)
おおむね良好である	2法人(50.0%)	1法人(25.0%)	2法人(50.0%)	2法人(50.0%)
不十分である	0法人(　0%)	0法人(　0%)	0法人(　0%)	0法人(　0%)
重大な改善事項がある	0法人(　0%)	0法人(　0%)	0法人(　0%)	0法人(　0%)

２．学部・研究科等の現況分析

（１）教育の評価結果（817 組織）

	教育の実施体制	教育内容	教育方法	学業の成果	進路・就職の状況
期待される水準を大きく上回る	7組織（0.9%）	6組織（0.7%）	7組織（0.9%）	6組織（0.7%）	2組織（0.3%）
期待される水準を上回る	122組織（14.9%）	169組織（20.7%）	164組織（20.1%）	85組織（10.4%）	78組織（10.0%）
期待される水準にある	686組織（84.0%）	641組織（78.5%）	645組織（78.9%）	714組織（87.4%）	683組織（87.9%）
期待される水準を下回る	2組織（0.2%）	1組織（0.1%）	1組織（0.1%）	12組織（1.5%）	14組織（1.8%）

※「進路・就職の状況」において、「判定しない」とした組織が 40 組織ある。

（２）研究の評価結果（619 組織）

	研究活動の状況	研究成果の状況
期待される水準を大きく上回る	36組織（5.8%）	29組織（4.7%）
期待される水準を上回る	261組織(42.2%)	247組織(39.9%)
期待される水準にある	322組織(52.0%)	342組織(55.2%)
期待される水準を下回る	0組織（　0%）	1組織（0.2%）

（３）質の向上度の評価結果（教育　817 組織、研究　619 組織）

	教　育	研　究
「大きく改善、向上している」又は「高い質(水準)を維持している」	219組織(26.8%)	235組織(38.0%)
相応に改善、向上している	585組織(71.6%)	378組織(61.0%)
改善、向上しているとはいえない	13組織（1.6%）	6組織（1.0%）

実績

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価
　ウ　第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、実施要項を作成する。

第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価

第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法等を検討し、実施要項を作成する予定であったが、独立行政法人全体の事務・事業の見直しについて検討が進められたこと、及び実施要項作成の基礎となる文部科学省の国立大学法人評価委員会が定める「国立大学法人等の第２期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」が同委員会において検討中であったことから、実施要項は次年度以降に作成することとした。

３　学位授与

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

平成２２年度計画

３　学位授与

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

①　当該年度２回（４月期と１０月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及び学修成果の提出を求め、修得単位の審査の基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているか、さらに学修成果の内容が申請者の学力として定着しているかについて審査の上、総合的に判定し、申請者に対して６月以内に判定結果を通知する。判定の結果、学士としての水準を有していると認められる者に対しては学位を授与する。

②　不合格者に対して、必要に応じ、不合格理由をより詳細に通知するなど、透明性・客観性に配慮しつつ審査を行う。

③　我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本機構が定める専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直し、整備する。

④　申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改正や、申請方法の電子化の推進、試験会場の増設など、申請者にとっての利便性の向上に資する方策について、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを踏まえつつ検討し、必要なものから実施する。

⑤　身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備するなど、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

⑥　短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかなどの観点で審査を行い、年度内に当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

⑦　既に認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準を維持していることを担保するために、当該年度の審査対象専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

⑧　専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

⑨　申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者を審査委員に委嘱し審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

⑩　学士の学位授与業務の改善等に資することを目的として、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
①　当該年度２回（４月期と１０月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及び学修成果の提出を求め、修得単位の審査の基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているか、さらに学修成果の内容が申請者の学力として定着しているかについて審査の上、総合的に判定し、申請者に対して６月以内に判定結果を通知する。判定の結果、学士としての水準を有していると認められる者に対しては学位を授与する。

単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、以下のとおり申請の受付、審査を行った。

①「申請の受付」

４月期は平成 22 年４月１日から４月７日まで申請の受付を行った。なお、申請者の利便性を考慮して、電子申請のデータ入力については平成 22 年３月 15 日からとした。また、10 月期は平成 22 年 10 月１日から７日まで申請の受付を行い、電子申請のデータ入力については平成 22 年９月 15 日からとした。

②「修得単位の審査」

専門委員会及び部会において、専攻の区分ごとに、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。

③「小論文試験又は面接試験」

申請者が提出した学修成果（レポート・作品等）に基づいて、４月期申請は平成 22 年６月に試験を実施した。また、10 月期申請は平成 22 年 12 月に試験を実施した。

④「学修成果・試験の審査」

専門委員会及び部会において、専攻の区分ごとに、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか）を判定した。

⑤「合否判定」

各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、４月期は平成 22 年８月 24 日に学位審査会を開催し、合否の判定を行った。また、10 月期は平成 23 年２月 14 日に学位審査会を開催し、合否の判定を行った。

以上を経て、４月期は申請者 415 人のうち合格と判定された 340 人に対して平成 22 年９月末までに学位を授与した。10 月期は申請者 2,580 人のうち合格と判定された 2,438 人に対して平成 23 年３月末までに学位を授与した。

専門委員による小論文試験問題の作成にあたっては、郵便事故や FAX の誤送信による情報漏えいを防ぐため、暗号化された問題本文を機構サーバ内のデータベースにインターネットを通じて直接送信できる「試験問題作成支援システム」の利用に努め、４月期は 91.5%、10 月期は 90.7%の専門委員が利用した。

参考図表等

○　短期大学・高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数の推移

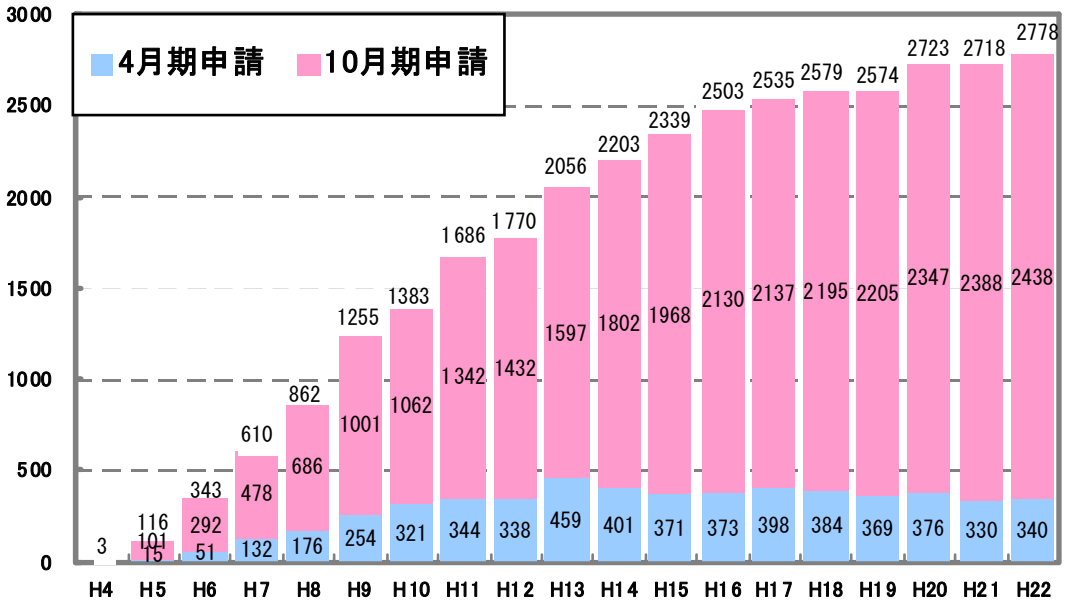

○　試験会場

○　学位記

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
②　不合格者に対して、必要に応じ、不合格理由をより詳細に通知するなど、透明性・客観性に配慮しつつ審査を行う。

不合格者に対する配慮

不合格者に対しては、どのような理由で「不可」となったのかを通知した。

不合格者のうち、「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で不合格となった申請者に対しては、当該申請者が学修成果を書き直すに当たり留意が必要と思われる点を「学修成果書き直しのための留意事項」として通知した。

また、複数回不合格となるなど、既定の文章では判定の意図が伝わらないと考えられる申請者に対しては、個別により詳細な理由を通知することとし、平成 22 年度４月期は１人、平成 22 年度 10 月期は６人に対して、当該申請者の学修成果の内容に沿った個別の文章を作成、通知した。

参考図表等

○　不合格の理由

判定結果	「不可」の理由
修得単位の審査が「不可」	○○○の単位について「○○○に関する科目の単位」が○単位不足。
学修成果・試験の審査が「不可」	イ　学修成果のテーマの設定が適切でない。
	ロ　学修成果の内容が水準に達していない。
	ハ　試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
	ニ　試験を受けていない

○ 「学修成果書き直しのための留意事項」 ※ 既定の留意事項

	留 意 事 項
1. レポートのテーマ設定	・専攻の区分にふさわしいテーマを設定してください。 ・専攻の区分における学士の水準の学力を示すレポートとしてふさわしいテーマを設定してください。 ・専攻の区分における専門的視点に基づいてレポートを書いてください。 ・専攻の区分「比較文化」、「地域研究」、「国際関係」、「科学技術研究」に関する留意事項にしたがってレポートを書いてください。【「教養」又は「学芸」の申請者のみ】 ・専攻の区分「総合理学」に関する留意事項にしたがってレポートを書いてください。【「総合理学」の申請者のみ】
2. レポートの内容	・設定したテーマの目的や意義を、客観的に理解できるように示してください。 ・設定したテーマに関する文献や資料等（先行研究）による学修を踏まえてレポートを書いてください。 ・設定したテーマに適した方法（文献研究、調査、実験等）を用いて学修を行い、その成果を充分に論述してください。 ・学修を通して明らかになったことを基に、あなた自身の考察と結論を明確に述べてください。 ・テーマの設定から考察、結論に至るまでの論理の展開のしかたに注意してレポートを書いてください。 ・引用文献、参考文献等の出典を適切な形式で明示してください。 ・文献や資料からの引用とあなた自身の考察や意見を明瞭に区別して書いてください。 ・参考にした文献、資料等を適切な形式に従い、参考文献としてまとめて提示してください。 ・あなたが選んだ調査対象や実験材料が設定されたテーマに対してふさわしいかを検討してレポートを書いてください。 ・あなたが行った調査や実験に際して払った倫理的配慮に言及してください。 ・あなたが行った調査や実験に適切な方法が用いられているか検討してレポートを書いてください。 ・分析や解析の方法にふさわしいデータを用いてください。 ・調査結果や実験結果を本文中に明確に記述してください。 ・調査結果や実験結果の解釈を明確に述べてください。 ・共同研究における、あなた自身の学修の成果を明確に提示するようなレポートを書いてください。 ・既に同一又はほぼ同一の内容のレポートにより学位が授与されていますので、新たな学修に基づくレポートを書いてください。 ・あなたのレポートには、論旨にかかわる事項について、誤りがあることが小論文試験からも明らかです。内容を再検討してレポートを書いてください。
3. レポートの文章等	・枚数、目次、ページ番号等、機構の求めるレポートの形式に沿って書いてください。 ・誤字のないように留意し、意図の伝わりやすい文章を書いてください。 ・図表はレポートの論旨に沿ってわかりやすく提示してください。

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
③　我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本機構が定める専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直し、整備する。

専攻の区分及び修得単位の審査の基準等の見直し

平成 22 年 11 月に専攻の区分「口腔保健技工学」を新たに設定し、機構のウェブサイトにおいて区分の設定及び修得単位の審査の基準を公表した。

学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、専攻の区分「社会システム工学」及び「農学」の修得単位の審査の基準を変更した。

参考図表等

○　「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の変更箇所

【専攻の区分「社会システム工学」】

（変更前）

関連科目	
◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

（変更後）

関連科目（４単位以上）	
◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	

【専攻の区分「農学」】

（変更前）

専門科目（40 単位以上）	
【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上。ただし，以下の区分のうち２区分以内から 20 単位以上） ○農学に関する総合的な科目 ○農業生物学に関する科目 ○緑地環境科学に関する科目 ○農芸化学に関する科目 ○林学に関する科目 ○林産学に関する科目 ○農業工学に関する科目 ○農業経済学に関する科目 ○畜産学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（４単位以上） ○農学に関する実験・実習科目（ただし，上記の２区分以内に「農業経済学に関する科目」を含む場合は，農業経済学に関する演習科目に替えることができる）	

（変更後）

専門科目（40 単位以上）	
【Ａ群（講義・演習科目）】（30 単位以上。ただし，以下の区分のうち２区分以内から 20 単位以上） ○農学に関する総合的な科目 ○農業生物学に関する科目 ○緑地環境科学に関する科目 ○農芸化学に関する科目 ○林学に関する科目 ○林産学に関する科目 ○農業工学に関する科目 ○農業経済学に関する科目 ○畜産学に関する科目 【Ｂ群（実験・実習科目）】（４単位以上） ○農学に関する実験・実習科目（ただし，上記の２区分以内に「農業経済学に関する科目」を含む場合は，農業経済学に関する演習科目をもって実験・実習科目に替えることができる）	

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
④　申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改正や、申請方法の電子化の推進、試験会場の増設など、申請者にとっての利便性の向上に資する方策について、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを踏まえつつ検討し、必要なものから実施する。

新しい学士への途の改正

学位取得者に対するアンケートの回答や、電話による問い合わせ内容を踏まえ、平成 23 年度の「新しい学士への途」の「ＦＡＱ」において、申請書類に関する質問及び回答を追加した。

機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組、学修方法、申請の手順等を解説した「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」を改正し、印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに PDF ファイルで掲載し、自由に閲覧やダウンロードができるようにした。

申請者にとっての利便性の向上に資する方策

電子申請の利用の推進を図り、平成 21 年度４月期の 25.4%、平成 21 年度 10 月期の 38.3%に対して、平成 22 年度４月期は 42.2%、平成 22 年度 10 月期は 48.0%と利用率が増加した。

平成 22 年度から岡山地区試験場を増設し、円滑に試験を実施した。なお、岡山地区試験場については、これまでの申請状況等を考慮して、10 月期のみ試験を実施することとした。

合格者への学位記の送付について、申請者及びその在学機関の利便性の向上のため、在学機関を通じて受け取ることができる機関送付を申請者が選択できるようにし、４月期は５人、10 月期は 1,328 人の在学機関に学位記を送付した。

申請者からの資料請求への対応を業務委託することにより、インターネットを利用して、随時、資料を請求できるようにした。

参考図表等

○　新しい学士への途・学位授与申請書類

○　電子申請システム利用率の推移

	申請者数	利用者数	利用率
平成21年度４月期	402	102	25.4%
平成21年度10月期	2,535	970	38.3%
平成22年度４月期	415	175	42.2%
平成22年度10月期	2,580	1,238	48.0%

○　岡山地区試験場

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
⑤　身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備するなど、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

身体に障害のある申請者等に対する特別措置

受験上の特別措置の申出があった者に対して、障害等の状況に応じて、試験室や試験時間の別設定、車椅子の持参使用許可等の措置を講じた。

試験当日に体調不良等の申出があった者に対しても、別室受験を許可する等の措置を講じ、円滑に試験を実施した。

参考図表等

○　特別措置の具体的内容

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成22年度10月期（小論文）	3	両下肢機能障害	・試験時間の別設定 ・車椅子の持参使用 ・試験室の別設定 ・特製机の試験場での準備 ・試験場への乗用車での入構
		パニック障害	・試験時間の別設定 ・試験室の別設定
		骨　折	・車椅子の持参使用

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
⑥　短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかなどの観点で審査を行い、年度内に当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

認定審査

平成 23 年度からの認定を希望する短期大学の専攻科に対して、以下のとおり審査を行い、認定の可否を通知した。

①「申請の受付」
平成 22 年９月末までに短期大学５専攻（５校）から認定の申出を受け付けた。

②「教員組織及び教育課程等の審査」
平成 22 年 11 月に開催された専門委員会及び部会において、授業科目担当教員が大学設置基準に定める教員に相当する資格を有しているか、教育課程が大学教育に相当する水準を有しているか等を審査した。

③「補正審査」
審査の結果、補正が必要と判定された専攻科については、書類の差し替えを求め、平成 23 年１月に開催された専門委員会及び部会において補正部分の審査を行った。

④「認定の可否の決定及び通知」
各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 23 年２月 14 日及び３月（持ち回りにより開催）に開催された学位審査会において短期大学５専攻（５校）を「可」と判定し、平成 23 年２月 14 日付及び３月 22 日付で専攻科の設置者に可否を通知した。

認定の再審査

教育課程について重要な変更が生じると認められた短期大学の認定専攻科１専攻の再審査を行い、平成22年８月24日に開催された学位審査会において「可」と判定し、同日付で専攻科の設置者に結果を通知した。

参考図表等

○　平成 23 年度認定専攻科

名　　称	専　攻　名	入学定員	修業年限	設　置　者
日本歯科大学新潟短期大学	歯科衛生学専攻	10	1	学校法人日本歯科大学
鈴鹿短期大学	健康生活学専攻	5	2	学校法人享栄学園
大阪音楽大学短期大学部	音楽専攻	15	1	学校法人大阪音楽大学
白鳳女子短期大学	リハビリテーション学専攻	30	1	学校法人西大和学園
高知学園短期大学	地域看護学専攻	20	1	学校法人高知学園

○　平成 22 年度認定再審査実施専攻科

名　　称	専　攻　名	入学定員	修業年限	設　置　者
常葉学園短期大学	保育専攻	20	2	学校法人常葉学園

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
⑦　既に認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準を維持していることを担保するために、当該年度の審査対象専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

認定専攻科における教育の実施状況等の審査

審査対象専攻科に対して、以下のとおり審査を行い、結果を通知した。

①「書類の受理」
平成 22 年５月 31 日までに、短期大学７専攻（６校）及び高等専門学校 11 専攻（７校）から書類を受理した。

②「教員組織及び教育課程等の審査」
平成 22 年 11 月に開催された専門委員会及び部会において、授業科目担当教員が大学設置基準に定める教員に相当する資格を有しているか、教育課程が大学教育に相当する水準を有しているか等を審査した。

③「補正審査」
審査の結果、補正が必要と判定された専攻科については、書類の差し替えを求め、平成 23 年１月に開催された専門委員会及び部会において補正部分の審査を行った。

④「適否の決定及び通知」
各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 23 年２月 14 日に開催された学位審査会において短期大学７専攻（６校）及び高等専門学校 11 専攻（７校）を「適」と判定し、２月 14 日付で専攻科の設置者に結果を通知した。

審査対象専攻科に対して、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員や教育課程に対する意見を伝達することにより、今後の更なる改善を求めた。

参考図表等

○　平成 21 年度教育の実施状況等の審査実施専攻科

名　　称	専　攻　名	入学定員	修業年限	設　置　者
富山県立大学短期大学部	環境システム工学専攻	8	2	富山県
島根県立大学短期大学部	地域看護学選考	30	1	公立大学法人島根県立大学
	助産学専攻	15	1	
新見公立短期大学	地域看護学専攻	15	1	公立大学法人新見公立大学
岩手看護短期大学	地域看護学専攻	20	1	学校法人岩手女子奨学会
山野美容芸術短期大学	芸術専攻	40	2	学校法人山野学苑
富山短期大学	食物栄養専攻	15	2	学校法人富山国際学園
鳥羽商船高等専門学校	海事システム学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	生産システム工学専攻	8	2	
広島商船高等専門学校	海事システム工学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	産業システム工学専攻	8	2	
宇部工業高等専門学校	経営情報工学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
大島商船高等専門学校	海洋交通システム学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	電子・情報システム工学専攻	8	2	
弓削商船高等専門学校	海上輸送システム工学専攻	4	2	独立行政法人国立高等専門学校機構
	生産システム工学専攻	8	2	
大阪府立工業高等専門学校	総合工学システム専攻	20	2	大阪府
近畿大学工業高等専門学校	生産システム工学専攻	18	2	学校法人近畿大学

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
⑧　専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

認定申出等の審査関係書類の電子媒体による提供等

認定申出や教育の実施状況等の審査関係書類について、短期大学及び高等専門学校の事務担当者等の書類作成作業の労力を軽減するため、注意事項や記入例を掲載した「書類作成の手引」を作成し、平成 22 年９月末に機構のウェブサイトに電子媒体で掲載した。

参考図表等

○　専攻科認定申出書類作成の手引（平成 22 年度版）
（参照）http://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/senkouka/nintei/index.html

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
⑨　申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者を審査委員に委嘱し審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

審査組織の整備及び審査委員の負担軽減

学士、修士及び博士の学位授与に係る審査や専攻科の認定等に係る審査等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者 20 人に学位審査会委員を委嘱した。さらに、その下で 52 の専門委員会及び部会において分野別に審査を行うため、国公私立大学の教員等で学識経験のある者延べ 403 人を専門委員に委嘱した（うち 48 人は臨時専門委員）。

申請者が多い部会については臨時専門委員を委嘱するなど、委員の負担の軽減を図った。

参考図表等

○　学位審査会審査委員（平成 22 年 5 月現在）

（◎委員長、○副委員長）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
石 井 克 枝	千葉大学教授	瀧 田 佳 子	大学評価・学位授与機構 学位審査研究部長
井 上 智 子	東京医科歯科大学教授		
◎岩 村　　秀	日本大学教授	田 中 亨 胤	姫路獨協大学教授
瓜 生 敏 之	高知工科大学教授	○中 原 一 彦	大学評価・学位授与機構教授
角 田 敏 一	大学評価・学位授与機構教授	西 出 和 彦	東京大学教授
川 島 一 彦	東京工業大学教授	西 村 清 和	東京大学教授
北 川 暁 子	東京藝術大学教授	野 坂 泰 司	学習院大学教授
木 村 一 郎	早稲田大学教授	六 車 正 章	大学評価・学位授与機構教授
工 藤 一 彦	芝浦工業大学教授	毛 利 尚 武	大学評価・学位授与機構教授
小 林 重 信	東京工業大学教授	吉 川 裕美子	大学評価・学位授与機構教授
酒 井 善 則	東京工業大学教授		

○　学位審査会

○　学位審査会専門委員会・部会専門委員数（平成 23 年３月現在）

専門委員会名	部　会　名	委員数
文学・神学	国語国文学	5
	英語･英米文学	4
	独語･独文学	2
	仏語･仏文学	3
	ロシア語･ロシア語文学	2
	中国語･中国文学	2
	歴史学	3
	哲学	3
	心理学	5
	宗教学	3
教育学		11
社会学	社会学	3
	社会福祉学	4
教養･学芸		5（1）
社会科学		16（5）
法学･政治学		6
経済学･商学･経営学		9
理学	数学･情報学	6
	物理学･地学系	7
	化学系	4
	生物学系	4(1)
	総合理学	5
医学・薬学	医学	25
	薬学	4
看護学・保健衛生学・鍼灸学	看護学	15
	検査技術科学	6

専門委員会名	部　会　名	委員数
看護学・保健衛生学・鍼灸学	放射線技術科学	11
	理学･作業療法学	4
	言語聴覚障害学	3
	視能矯正学	4
	鍼灸学	3
口腔保健学	口腔保健衛生学	4
家政学・栄養学	家政学	5
	栄養学	10
工学・芸術工学	機械工学	21
	電気電子工学	29（7）
	情報工学	10（1）
	応用化学	14（3）
	材料工学	6
	土木工学	11（1）
	建築学	10（1））
	社会システム工学	4
	応用物理学	5
	航空工学	7
	造形工学・芸術工学	4
	福祉工学	3
農学		5
水産学		25(16)
芸術学	音楽	9（2）
	美術	22(10)
体育学		3
商船学・海上保安		9
合　　計		403(48)

※( )内は臨時専門委員で内数である。

○　専門委員会・部会開催数

申請時期	開催月	開催期間	開催数
４月期	５月	平成22年５月14日（金）～５月27日（木）	8
	７月	平成22年７月５日（月）～７月27日（火）	34
10月期	11月	平成22年11月11日（木）～11月29日（月）	15
	１月	平成23年１月11日（火）～１月28日（金）	33

実績

３　学位授与
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について
⑩　学士の学位授与業務の改善等に資することを目的として、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

アンケート調査の実施

学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封し、４月期には 340 人に送付し 265 人から回答があった。なお、このアンケート調査の項目中の、『「新しい学士への途」の単位の修得方法、学修成果の作成等の説明文は分かりやすいものでしたか』という問いに対して、「自分がどれに当てはまっているのか分かりづらい」等の意見があったことから、平成 23 年度の「新しい学士への途」の「FAQ」において、質問及び回答を追加した。

参考図表等

○　アンケート調査項目回答（例）

問）　「新しい学士への途」の中の単位の履修方法、学修成果の作成などの説明文は分かりやすいものでしたか。

とても分かりやすかった	分かりやすかった	やや分かりにくかった	分かりにくかった
1	2	3	4

回答）
1 …… 13人　2 …… 132人　3 ……89人　4 ……28人
回答なし… ３人
平均点　2.6点

問）　分かりにくかった点を具体的にご記入ください。

回答）
・自分がどれに当てはまるのかが分かりづらい。
・必要書類がどれなのか分かりにくい。　など

３　学位授与

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

平成２２年度計画

３　学位授与

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

①　省庁大学校の課程の認定申出については、当該課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、年度内に当該課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

②　既に認定を受けた課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準を維持していることを担保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

③　当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後１月以内に審査を終了し、学士の水準を有していると認められる者に学位を授与する。また、修士及び博士については規則に定められた期間内に単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

④　課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

⑤　申請者に係る審査及び課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

実績

３　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について
①　省庁大学校の課程の認定申出については、当該課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、年度内に当該課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

省庁大学校の課程の認定

平成22年度は認定を申し出た課程はなかった。
平成23年度以降に認定申出を予定している省庁大学校からの電話や来構による問い合わせに対応した。

参考図表等

○　認定課程一覧（平成 23 年３月現在）
（１）大学の学部に相当する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛大学校本科	4	平成 3年12月18日	理学、工学、社会科学、人文科学
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	平成 3年 8月30日	医学
独立行政法人水産大学校本科	4	平成 3年12月18日	水産学
海上保安大学校本科	4	平成 3年12月18日	海上保安
気象大学校大学部	4	平成 3年12月18日	理学
職業能力開発総合大学校長期課程	4	平成 3年12月18日	工学
国立看護大学校看護学部看護学科	4	平成13年 3月26日	看護学

（２）大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛大学校理工学研究科(前期課程)	2	平成 3年12月18日	理学、工学
防衛大学校総合安全保障研究科(前期課程)	2	平成 9年 3月11日	安全保障学
職業能力開発総合大学校研究課程	2	平成 3年12月18日	工学
独立行政法人水産大学校水産学研究科	2	平成 6年 6月23日	水産学
国立看護大学校看護学部看護学研究科	2	平成17年 2月10日	看護学

（３）大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

認定課程名	修業年限	認定年月日	学位に付記する専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3	平成13年 3月12日	理学、工学
防衛大学校総合安全保障研究科(後期課程)	3	平成21年 2月13日	安全保障学

実績

３　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について
②　既に認定を受けた課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準を維持していることを担保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

認定を受けた省庁大学校の課程における教育の実施状況等の審査

審査対象課程に対して、以下の通り審査を行い、結果を通知した。

①「書類の受理」
平成 22 年５月 31 日までに、２課程（１大学校）から書類を受理した。

②「教員組織及び教育課程等の審査」
平成 22 年７月に開催された専門委員会及び部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部又は大学院の修士課程に相当する水準を有しているかを審査した。

③「補正審査」
審査の結果、補正が必要と判定された課程については、書類の差し替えを求め、平成 22 年 11 月及び平成 23 年１月に開催された専門委員会及び部会において補正部分の審査を行った。

④「適否の決定及び通知」
各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 23 年２月 14 日に開催された学位審査会において２課程（１大学校）を「適」と判定し、２月 14 日付で所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。
審査対象課程に対して、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織や教育課程に対する意見を伝達することにより、今後の更なる改善を求めた。

参考図表等

○　平成 22 年度教育の実施状況等の審査実施課程

１．大学の学部に相当する課程

名　　称	課　　程	入学定員	修業年限	所管省庁担当部局
国立看護大学校	看護学部看護学科	100	4	厚生労働省医政局

２．大学院の修士課程に相当する課程

名　　称	課　　程	入学定員	修業年限	所管省庁担当部局
国立看護大学校	研究課程部看護学研究科	15	2	厚生労働省医政局

実績

３　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について
③　当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後１月以内に審査を終了し、学士の水準を有していると認められる者に学位を授与する。また、修士及び博士については規則に定められた期間内に単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

省庁大学校修了者に対する学位授与

申請者の便宜等も考慮し計画どおり実施した。

①　学士

平成 22 年 10 月 12 日に申請を受け付けた水産大学校本科の修了者２人について、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、平成 22 年 11 月９日に開催された学位審査会（第３回）において２人を合格と判定し学位を授与した。

また、平成 23 年３月に各大学校の課程修了者 976 人から申請を受け付け、審査終了後、３月中に学位を授与した。

②　修士

平成22年３月に申請を受け付けた２大学校３課程の修了者70人について、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、平成22年５月から７月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、平成22年８月24日に開催された学位審査会（第２回）において全員を合格と判定し、学位を授与した。なお、同審査会において、平成21年度の審査で保留となっていた４人についても合格と判定し、学位を授与した。

また、平成22年12月に４大学校５課程の修了見込者36人から申請を受け付け、平成23年１月から２月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成23年３月17日に持ち回りにより開催された学位審査会（第５回）において32人を合格と判定し、学位を授与した。

③　博士

平成 22 年３月に申請を受け付けた防衛大学校理工学研究科後期課程の修了者５人について、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、平成 22 年５月から７月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、平成 22 年８月 24 日に開催された学位審査会（第２回）において全員を合格と判定し、博士の学位を授与した。

また、平成 22 年 10 月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者 23 人から申請を受け付け、平成 22 年 12 月に論文審査と面接による口頭試問を実施し、平成 23 年２月 14 日に開催された学位審査会（第４回）において全員を合格と判定し、学位を授与した。

参考図表等

○　学位別取得者数（グラフ）

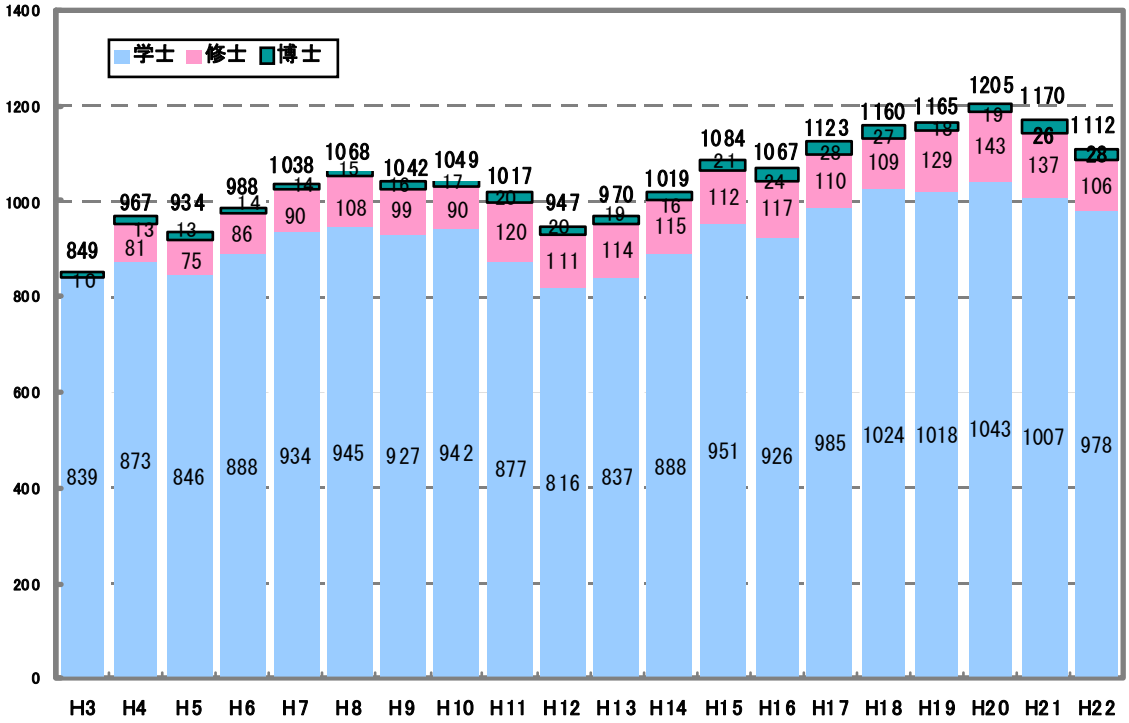

○　平成 22 年度省庁大学校修了者の学位取得者数一覧

学士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校本科	4	409
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	67
独立行政法人水産大学校本科	4	169
海上保安大学校本科	4	35
気象大学校大学部	4	15
職業能力開発総合大学校長期課程	4	194
国立看護大学校看護学部看護学科	4	89
合　　計		978

修士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	2	55（ 2）
防衛大学校総合安全保障研究科（前期課程）	2	10（ 7）
職業能力開発総合大学校研究課程	2	14（14）
独立行政法人水産大学校水産学研究科	2	20（ 5）
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	2	7（ 4）
合　　計		106（32）

※（　）は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

博士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	23
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3	5
合　　計		28

実績

３　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について
④　課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

認定申出等の審査関係書類の電子媒体による提供等

認定申出や教育の実施状況等の審査関係書類について、大学校の事務担当者等の書類作成作業の労力を軽減するため、注意事項や記入例を掲載した「書類作成の手引」を作成し、平成 22 年９月末に機構のウェブサイトに電子媒体で掲載した。

参考図表等

○　課程認定の申出に関する書類作成の手引（平成 22 年度版）
（参照）
http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/04/05/no7_2_H22kateinintei_tebiki.pdf

実績

３　学位授与
（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について
⑤　申請者に係る審査及び課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

審査組織の整備及び審査委員の負担軽減

学士、修士及び博士の学位授与に係る審査や専攻科の認定等に係る審査等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者 20 人に学位審査会委員を委嘱した。さらに、その下で 52 の専門委員会及び部会において分野別に審査を行うため、国公私立大学の教員等で学識経験のある者延べ 403 人に専門委員を委嘱した（うち 48 人は臨時専門委員）。

修士及び博士の審査にあたっては、審査委員の負担軽減のため、学位審査研究部の教員の関与を積極的に進めた。

参考図表等

○　修士及び博士の審査担当委員数

専門委員会名	部　会　名	委員数	専門委員会名	部　会　名	委員数
社会科学		13(5)	工学・芸術工学	情報工学	10(1)
理学	物理学・地学系	5		応用化学	10(1)
	生物学系	3		土木工学	7(1)
医学・薬学	医学	23		建築学	3
看護学・保健衛生学・鍼灸学	看護学	11		応用物理学	5
				航空工学	7
				福祉工学	3
工学・芸術工学	機械工学	9	水産学		25(16)
	電気電子工学	19(1)	合　　計		153(25)

※( )内は臨時専門委員で内数である。

４　調査及び研究

（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

平成２２年度計画

４　調査及び研究

（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

①　大学評価システムの検証と開発に関する研究

・　評価方法の適切性や評価結果の妥当性をメタ評価する方法、基準、体制に関して海外動向等の調査を行う。

・　認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動などに関する評価について、評価者や対象校に対するアンケート調査や評価結果などの分析を行い、評価システムの適切性の検証を行うとともに、評価基準等の精緻化に関する調査研究を行う。

②　大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究

・　評価の質向上のための思考支援方法や体制について営利企業、非営利組織が活用している各種経営手法の適用可能性や課題の実際について、大学等の実態調査を踏まえ、明らかにする。

・　教員の活動に関する多角的な評価方法について、海外の先進的な手法を調査・紹介し、その可能性及び効果について検討を行う。

③　大学評価に必要な情報の確立に関する研究

・　大学情報データベースや根拠資料等の定量的・定性的情報の分析を行い、指標の活用や評価の省力化の可能性を研究する。また、大学内での評価情報の効率的な利用促進のため、ＩＲ専門職の確立に必要な情報を収集し提供するとともに、学習成果アセスメント等の手法についての研究を行う。

実績

４　調査及び研究
（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究
①　大学評価システムの検証と開発に関する研究
・　評価方法の適切性や評価結果の妥当性をメタ評価する方法、基準、体制に関して海外動向等の調査を行う。
・　認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動などに関する評価について、評価者や対象校に対するアンケート調査や評価結果などの分析を行い、評価システムの適切性の検証を行うとともに、評価基準等の精緻化に関する調査研究を行う。

評価方法の適切性や評価結果の妥当性のメタ評価に関する調査

機構外部の研究者を含むメタ評価に関する調査研究会を設け、海外動向として米国の米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）や連邦教育省における認証評価機関の認定基準や実施体制、自己点検システムなどについて訪問調査を行った。また、欧州諸国や国際機関などにおける評価機関の外部評価基準やガイドラインについて資料調査を行うとともに、欧州質保証機関登録簿（EQAR）事務局への訪問調査、オランダのオランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）への訪問調査によるオランダでの評価実施機関の認定方法や欧州質保証機関ネットワーク（ENQA）における評価機関の内部質保証プロジェクトについての調査を行った。昨年度に行った、韓国の評価機関や大学への訪問調査の結果については日本高等教育学会で発表を行った。

日中韓質保証機関の共同研究への着手

上記で得られた各国の評価機関に求められる国際的通用性・標準性についての知見を踏まえて、日中韓質保証機関協議会における共同研究（国際的な教育の共通的ガイドライン作成へ向けた検討）に着手した。国内の４大学に対して国際的な教育の質保証に関するヒアリング調査を行うとともに、欧米における国際的な教育の質保証に関する先行研究や文献の調査を実施した。また、日中韓各国の質保証機関に対して、国際的な教育に関する調査（政策・規制、現状、質保証システム）を実施し、情報共有を行った。これらの結果は本年度開催した3回の日中韓質保証機関協議会で報告したとともに、今後のキャンパス・アジア（CAMPUS-Asia）のモニタリング設計やガイドライン作成へと活用していく予定である。

新たな評価の方法の調査研究

中央教育審議会が提言する機能別分化の推進を考慮した、大学の機能強化や個性の伸長に資する、新たな評価の設計の調査研究に着手した。機構内部での検討会の開催、オランダの高等教育分類のためのデータベース(U-map)の調査、文部科学省の審議会等で意見を述べるとともに、新たな「選択評価」の基準案や実施方法についての検討を行った。基準案については、従来、大学の役割・機能として、「教育」、「研究」が挙げられてきたが、

近年では、「（それ以外の）社会貢献」機能もまた重視されるようになったことを受けて、社会貢献を評価する基準を設けること、また、実施方法については、「選択評価」を認証評価と完全に分離すること等について検討した。これら検討結果の一部は、平成24年度実施の「認証評価／選択評価」に反映した。

評価者や対象校に対するアンケート調査や評価結果の分析・検証

認証評価について毎年、大学・評価者への検証アンケート調査を実施しており、年次の検証報告書を作成した。さらに、大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価について、過去の評価結果報告書を対象とした評価内容の分析、並びに検証アンケート調査の複数年の分析を実施した。これらからは、複数の大学に対して共通的に指摘される改善を要する事項が明らかとなるなど、日本の大学全体の課題や法科大学院制度の課題が明らかとなった。これらの結果は論文として公表した。

また、アンケート調査や評価結果分析結果は、大学機関別認証評価における第２サイクルの大学評価基準の原案に反映した。例えば、評価者・大学の負担に関する調査結果を踏まえての評価基準・観点数の削減や、評価で用いられているデータの分析から平成24年度実施の評価において要請する資料の変更等へ反映した。

高等専門学校機関別認証評価においては、平成21年度までに行った検証アンケート結果や評価報告書の内容分析の結果を、基準や基本的な観点の統合・追加や修正へと反映させ、平成23年度から開始する第２サイクルの説明会や自己評価担当者への研修等においても活用した。すなわち、基準１の「高等専門学校の目的」では、それぞれの学校の目的と学校教育法第１１５条の高等専門学校一般の目的との適合性を問う観点を統合し自己評価がより容易に行えるように修正した。基準３の「教員及び教育支援者等」では、教員の教育活動に対する評価を行い、その結果を教員の適切な配置に反映させる視点が不明確であるという問題を修正し、対応する観点も趣旨が明確になるよう改正した。基準５の「教育内容及び方法」においては、豊かな人間性を涵養する教育内容の観点に、一般教育、教養教育の視点をそれぞれ、準学士課程、専攻科課程において追加した。基準８の「施設・設備」においては、新たに安全管理及び環境への配慮の視点を追加した。基準１１の「管理運営」においては、危機管理に係る体制、地域などと協働して学生を育成する「共同教育」を目指した外部教育資源の活用の視点を基準並びに観点に追加した。

平成21年度に実施した「「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」検証アンケート」の回答結果について統計的分析を行い、その結果を、日本高等教育学会など複数の学会で発表した。分析からは、評価実施目的やその活用方法をより明確にする必要性が示されるとともに、目標管理型評価と目標に拠らない業績評価の志向の差異や、定量的データの活用や資料の標準化の是非などについて、大学や評価者の内部で意見が分かれている現状が示され、評価実施前に十分な共通意識の醸成が必要であることが示唆された。

参考図表等

○　主な学術論文、口頭発表等

【論文】

野田文香、林隆之、渋井進、田中弥生、野澤康則（2011）「評価の検証からみた法科大学院認証評価の現状と課題」『大学評価・学位研究』、12 号、pp.51－70.

渋井進、野田文香、田中弥生、野澤庸則（2011）「自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析」、『大学評価・学位研究』、第 11 号、pp.115-138.

荻上紘一(2010)「大学教育の充実と単位の実質化　～評価の視点から～」『大阪大学大学教育実践センター紀要』第 7 号、pp.95-110.

【口頭発表】

渋井進、橋本貴充（2010）「大学評価における評価結果の記述と水準判定結果の関係」、第 74 回日本心理学会大会、2010 年 9 月 20 日、大阪大学.

金性希(2010)「韓国における新たな大学評価体制について一情報公開と自己評価の義務化を中心に一」日本高等教育学会、2010 年 5 月 29 日、関西国際大学

林隆之(2010)「PG2 の実施内容と日本の状況」第 3 回日中韓質保証機関協議会、2010 年 12 月 8 日、北京

林隆之(2010)「高等教育評価の検証」日本評価学会、2010 年 11 月 28 日、関西学院大学

林隆之、齋藤聖子、田中弥生(2010)、「国立大学法人評価における制度目的の多重性と評価方法の受容性」日本高等教育学会、2010 年 5 月 29 日、関西国際大学

【報告書等】

独立行政法人大学評価・学位授与機構「大学機関別認証評価　実施大綱」（平成 23 年 3 月改訂）ほか、評価関係資料一式（認証評価関係 5 冊子、選択評価関係 4 冊子）

独立行政法人大学評価・学位授与機構「高等専門学校評価基準と分析にあたっての留意点」（平成 22 年 6 月 1 日開催の説明会資料）、「高等専門学校評価基準の改正点等について」（平成 22 年 12 月 22 日開催の自己評価担当者等に対する研修会資料）

独立行政法人大学評価・学位授与機構「平成 21 年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」、「平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」

実績

４　調査及び研究
（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究
②　大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究
・　評価の質向上のための思考支援方法や体制について営利企業、非営利組織が活用している各種経営手法の適用可能性や課題の実際について、大学等の実態調査を踏まえ、明らかにする。
・　教員の活動に関する多角的な評価方法について、海外の先進的な手法を調査・紹介し、その可能性及び効果について検討を行う。

大学の自己評価力向上のための支援ツールの開発

大学評価の質を向上させるには大学の自己評価力を高めることが最も肝要であるため、自己評価能力の現状を診断し、改善点を発見するための手法として、米国の政策評価や非営利組織評価関係者の間で開発された「評価可能性のアセスメント」手法を、大学という特殊な組織にいかに適用し、活用できるものかを探り、その結果を大学評価関係の実務者、研究者と共有することを目指す研究プロジェクトを実施した。

「評価可能性のアセスメント」手法は、評価の対象となる目標の明確性、計画の論理整合性、評価作業に必要なデータの所在、評価担当部門や意思決定機関や他部門との協力体制の状況を確認するための手法である。平成22年度の調査研究では、研究者、実務者（大学事務や評価担当者）からなる研究グループを作り、そのもとで、評価可能性にかかる文献調査を行った上で、シミュレーションを行った。ある大学の協力を得て、平成18年度に改定された教養課程のカリキュラムを対象に、目的、計画の内容を確認した。さらに、当該カリキュラムの全体像を把握するため、平成５年に実施されたカリキュラム改革の内容にまで遡り、大学本部の協力を得ながら、過去15年間の関連資料を収集し、目的別に整理した。また、当時の関係者（教員、役員）にヒアリングを実施し、当時のカリキュラム改革の狙いや目的を整理した。これらの情報収集作業を行いながら、その内容に体系性をもたせるように分析し、目的系図にまとめた。さらに、目的系図から、評価設問と指標を導きだし、評価作業のための基本フォーマットを作成した。

教員の活動の多角的な評価方法に関する調査

教員の活動に関する多角的な評価方法及び教員の教育活動の質の向上に資するプログラムについて、特にティーチング・ポートフォリオに注目し、既に導入している機関における利用の実態と現在抱える課題、今後の方向性について複数の機関にインタビュー調査を行った。その成果は学会発表として公表された。また、スタンフォード大学における在外研究を活用し、Center for Teaching and Learningが提供する授業科目やセミナー、プログラムへの実際の参加、教養学部長やライティングセンターへのヒアリング及び文献調査を行った。さらに、学生のアウトカム評価に現在用いられているルーブリックという方法について、教員の教育研究活動評価への応用可能性についてのヒアリングを行った。これらの知見を参考にティーチング・ポートフォリオの更新のための研究開発を行い、実際に３月に更新プログラムのプロトタイプを公開・実施し、その評価を行った。その際ポートフォリオが教員業績評価に活用されるための課題について参加者からヒアリングを行った。

参考図表等

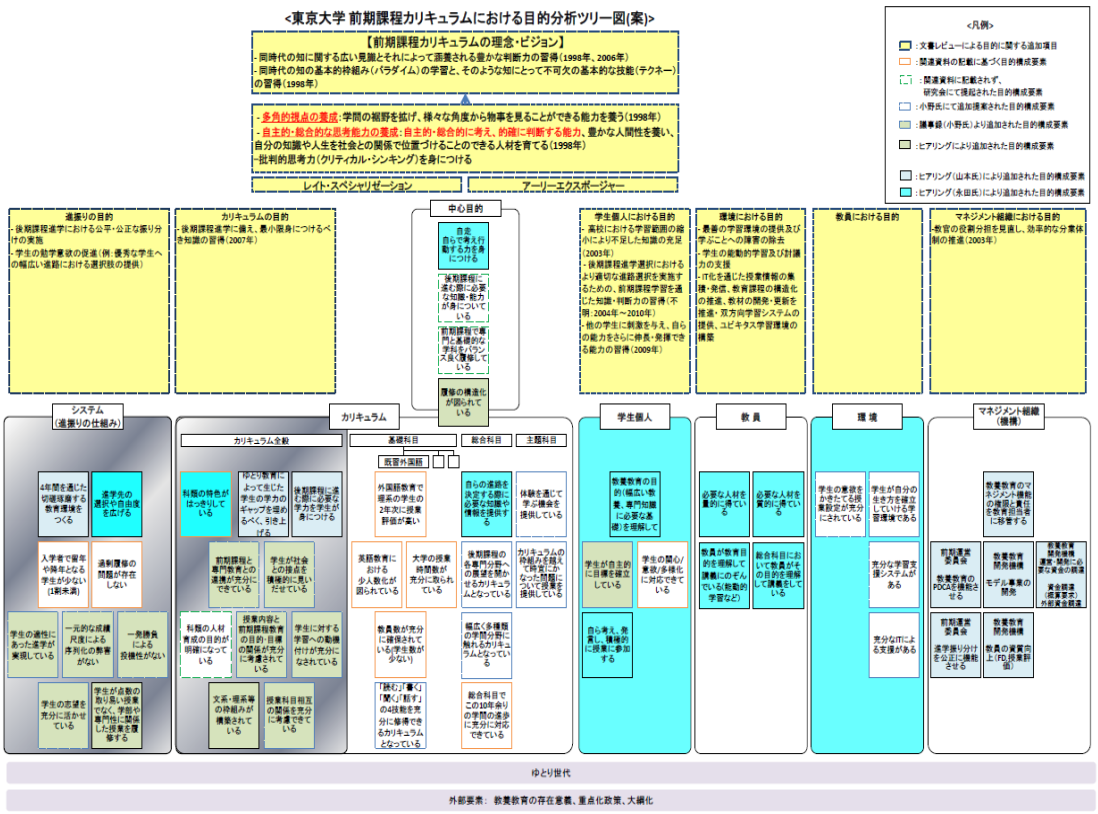

図　教養課程カリキュラムの目的分析ツリー図

○　主な学術論文、口頭発表等

【論文】

栗田佳代子・加藤由香里・井上史子・尾澤重知・北野健一・城間祥子・皆本晃弥（2010）「ティーチング・ポートフォリオ：導入の意義と可能性」大学教育学会大会 32(2)、55～59

渋井進・野田文香・田中弥生・野澤庸則（2011）「自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析」『大学評価・学位研究』第 12 号

【口頭発表】

Kurita, K (2010) Dissemination of the Teaching Portfolio in Japan, 35th Annual POD Conference, Professional and Organizational Development Network in Higher Education, p. 54.

栗田佳代子・加藤由香里・井上史子・尾澤重知・北野健一・城間祥子・皆本晃弥（2010）「ティーチング・ポートフォリオ：導入の意義と可能性」第 32 回大学教育学会大会ラウンドテーブル、 2010 年 6 月 6 日、愛媛大学

栗田佳代子（2011）「ティーチング・ポートフォリオの目的・意義・構造」文部科学省大学連携支援プログラム第 6 回畜産基盤 GP セミナー、2010 年 3 月 7 日、宮崎大学

林隆之、田中弥生、齋藤聖子(2010)、「国立大学法人評価における制度目的の多重性と評価方法の受容性」日本評価学会、2010 年 6 月 19 日

実績

４　調査及び研究
（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究
③　大学評価に必要な情報の確立に関する研究
・　大学情報データベースや根拠資料等の定量的・定性的情報の分析を行い、指標の活用や評価の省力化の可能性を研究する。また、大学内での評価情報の効率的な利用促進のため、ＩＲ専門職の確立に必要な情報を収集し提供するとともに、学習成果アセスメント等の手法についての研究を行う。

大学情報データベースや根拠資料等の定量的・定性的情報の分析

評価で用いるデータ・指標の設定や有効性の検討に資するために、法人評価で評価結果書に記されたデータ・指標と評価結果における判断との関係の分析を行った。本年は特に、日本の高等教育政策における重要課題である、教育成果・学習成果に焦点をおき、その有効なデータ・指標を特定する分析を実施した。結果からは、学生が習得した知識を直接的に測定する指標と、設計されたカリキュラムを学生が適切に学習したプロセスデータによる間接的な指標など、いくつかの類型が示された。この結果は国際・国内の学会で発表するとともに、論文を執筆して投稿した。

また、大学情報データベースや論文データベースから得られたデータを基に国立大学法人化後の大学の研究活動の定量的な分析（論文の生産性や集中化、並びに研究分野の変化など）を行い国際学会で発表を行うとともに、論文を執筆した。

さらに、大学情報の比較分析と可視化のための多変量解析手法（対応分析）及び情報提供法（Webサービス）の検討を行い、その研究成果を国際会議にて発表した。

事業仕分けにおいて、大学情報データベースの見直しが提言されたことを受けて、米国の教育統計局（NCES）や公立・土地付与大学協会（APLU）のボランタリ・システム・オブ・アカウンタビリティ(VSA)、英国の高等教育統計機構(HESA)やイングランド資金配分機構(HEFCE)、オランダのトゥエンテ大学によるU-mapプロジェクトの訪問調査を行い、大学情報データベースの国際的な最新動向について調査した。

また、昨年度に実施した韓国のデータベース調査について、地域科学研究会での依頼講演を行った。

インスティチューショナル・リサーチ（IR）専門職の確立に必要な情報の収集、提供

大学内部でデータ分析などを行う機能・部署である IR が、大学内の自己評価や内部質保証の改善のために必要となっている現状を踏まえ、大学の評価室専任教員などの研究者を含む研究会を設置し、IR 人材の育成や専門分野の確立を促進するために、IR の教科書的資料（米国 IR 協会が発行している IR 専門職向けの入門書）の翻訳を出版元の許可を得て実施した。その中で米国の高等教育機関における IR の普及の背景や IR による意思決定支援の事例の把握、IR のわが国高等教育機関への適用可能性や IR 専門職の人材育成のあり方などについての検討を行った。これらに関して、既に一部の資料や翻訳を機構のウェブサイトを通じて公表した。

学習成果アセスメント等の手法についての研究

学習成果のアセスメントや可視化の有効な手法についての研究を行った。第一に、海外の評価機関や国際機関で行われている学習成果のアセスメントについて文献調査による分析を行った。第二に、日本の高等教育現場で効果的に機能する学習成果アセスメントの枠組みを提案するための調査を行った。具体的には、日本の高等教育機関の学部長やそれに準ずる教員 61 名（対象領域：人文科学・社会科学・理学・工学・農学・保健・家政・教育・芸術・その他）を対象に、学習成果の認識に関して、(1)学習成果とは何か、(2)学習成果はどのように育成されると考えるか、についてヒアリング調査を行った。これらのヒアリング調査結果を分析し、学習成果の概念モデルを構築した。また、分析結果からは、学部における学習成果の認識の曖昧性が学習成果アセスメントの効果的活用を妨げているのに加え、効果的な人材育成の障害にもなるという結論が導きだされた。この結果は、国内外の学会や論文において公表した。

参考図表等

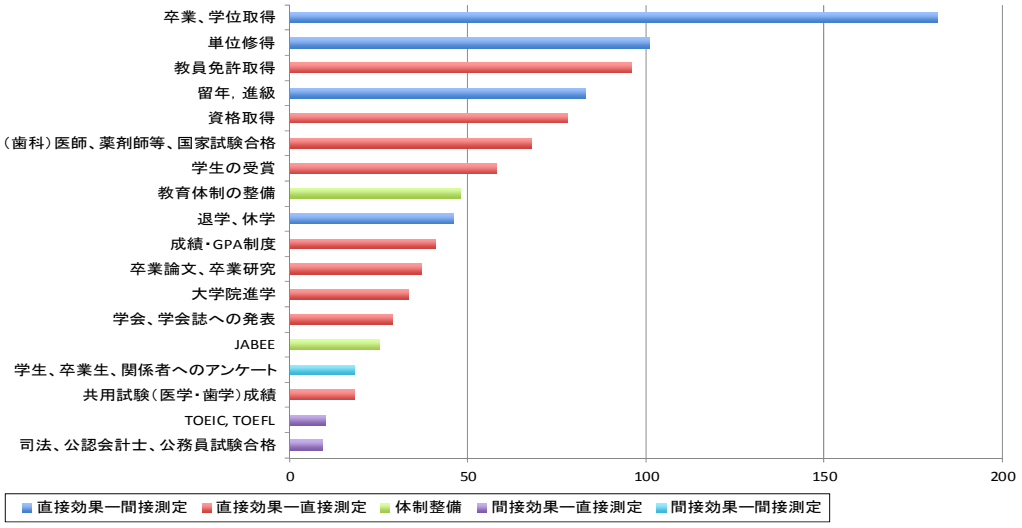

図　国立大学法人評価で用いられた教育成果の指標とその特性

○　主な学術論文、口頭発表等

【論文】

林隆之、山下泰弘(2011)「ビブリオメトリクスを用いた大学の研究活動の自己分析」『情報管理』vol.53, no.3、pp.665-679

Ida, M. (2010) “Consideration on Sensitivity for Correspondence Analysis and Curriculum Comparison”, V. N. Huyuh, et al. (eds.), Integrated Uncertainty Management and Applications, Advances in Intelligent and Soft Computing 68, Springer, pp.547-558.

Ida, M. (2010) “Web Service and Visualization for Higher Education Information Providing Service”, Proceedings of ICSESS2010, pp.415-418.

Kiyoko Saito, Ayaka Noda(2011), A Paradigm of Quality Assurance, Full proceedings paper of Conference of INQAAHE 2011

【口頭発表】

Shibui, S., Kim, S., Hayashi, T., Ida, M. (2010) "Investigation of the cognitive process of evaluating student learning outcomes by means of the university evaluation data" 27th International Congress of Applied Psychology, 12th July, 2010, Melbourne.

渋井進・橋本貴充（2010）「大学評価における評価結果の記述と水準判定結果の関係」, 第 74 回日本心理学会大会, 2010 年 9 月 20 日, 大阪大学.

Shibui, S. and Ida, M. (2011) "Investigation of the indicators of student learning outcomes by means of the university evaluation reports", 2011 Asia-Pacific Quality Network Conference and Annual General Meeting, 2nd March, 2011, Bangalore.

T.Hayashi(2010),"Does the current university system flourish the diversity of research?: Quantitative analysis of the Japanese university sector", 35th Society for Social Studied of Science Annual Meeting, 2010.08.27, Tokyo

斎藤聖子(2011)「学習成果の可視化について」, 第 32 回大学教育学会, 2010 年 6 月 5 日, 愛媛大学

Kiyoko Saito, Mami Mitachi, Naoko Nakaune(2010), "The New Syllabi Preparation eSystem" Conference of Professional and Organizational Development Network in Higher Education, 5th November, 2010, St.Louis.

４　調査及び研究

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

平成２２年度計画

４　調査及び研究

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

①　学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア　学位・単位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を把握するとともに、学位授与に必要とされる学習の要件と体系性を検討するための基礎となる研究を行う。

イ　学位取得後１年及び５年を経過した者に対するアンケート調査を実施し、現行制度の現状と機能を把握する。また科目分類支援システムにおける学習機能のさらなる洗練化を図る。

②　高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア　複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムと、単位互換制度等それを支援する仕組みに関する調査研究を行う。

イ　国内外における大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の単位として認定する方法について調査研究を行う。

実績

４　調査及び研究
（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究
①　学位の構造・機能と国際通用性に関する研究
ア　学位・単位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を把握するとともに、学位授与に必要とされる学習の要件と体系性を検討するための基礎となる研究を行う。

高等教育のユニバーサル化が進み、他方で国境を越えた人の移動が広がりを見せる中で、高等教育修了者の能力証明としての学位の重要性が増している。学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するために必要な制度的条件を明らかにすること、及び学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関する理論的基底を日本と海外諸国の比較調査を踏まえて把握することにより、機構の学位授与制度を支援するのみならず広く日本の高等教育政策に資することを目的として、以下の調査研究を行った。

学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究

高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員から成る「学位システム研究会」（平成 16 年度設置）を中心に、学位制度の理論的基底に関する調査研究を進め、５か国比較調査の成果を『学位と大学－イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』として刊行した。大学と称する組織の使命、役割が大衆化の進展と社会の多様な要求に応じて多彩になるに従い、大学を一義的に定義することはますます難しくなっている。しかし中世以来、大学が一度も手放すことなく排他的に独占しつづけてきた機能として、学位授与権を挙げることができる。『学位と大学』では学位授与権を鍵に５か国の高等教育をとらえなおし、「大学とはなにか」という問いに対して、大学と学位授与権、大学の設置形態と設置認可、学位授与権の認可、学位の質保証などの観点から詳述した。

この研究報告『学位と大学』の刊行をもって学位システム研究会は第１期を終え、平成 22 年度から第２期の研究に着手した。第２期の調査研究を進めるにあたって、学位システム研究会第２期第１回会議で対象国に中国、韓国を加えるよう提案されたことを受け、「学位システム研究会ワーキンググループ（調査作業グループ）」に、英仏独米日に中韓を加えた７か国の高等教育研究者による研究体制を整えた。

大学院修士課程教育に関する研究

理工学系の大学院修士課程教育の修了要件と学位審査の実態等を把握することを目的として、全国の国公私立大学の大学院理工学系研究科を対象に平成 20 年度に実施した「大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート」調査の集計結果に基づいて、教育目標、教育プログラム、教員組織、研究組織、入学要件、学修形態、修了要件、修了研究、修士論文、学位授与に係る審査、公聴会、学位の質向上、修了後の進路等に関する分析を行った。特に大学院類型に留意しながら相違点と類似点を分析した結果、修士課程修了後の進路にかかわらず、理工学系の大学教員は中央教育審議会答申『新時代の大学院教育』（2005 年）に提言

された体系的なコースワークの必要性は部分的に認めつつも、依然として、従来型の「研究室教育」の優位性を主張する者が圧倒的に多いことが明らかになった。また、いずれの大学院類型においても自立した研究能力の取得が最も重視されていること、研究中心の大学院では研究室教育が際立って高く評価されていることが判明した。このような調査結果を論文にて公表し、理工学系大学教員の大学院教育に対する認識枠組みを仮説的に提示するとともに、その問題点を指摘した。

さらに、機構による省庁大学校の修士相当課程修了者に対する学位審査及び学位授与にかかわって、国立看護大学校の研究課程部の教育について実地調査を含め、高度な専門職業人養成の観点から実態と将来の展望を考察した。

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を、外国において 14 年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただしその教育が、当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教育を受けた者にも日本の学士学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部は、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会がなされた場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集と必要な調査を行い、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援している。平成 22 年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が３件（アメリカ、オーストラリア）あり、学位審査研究部において厳正に調査した後、資格の有無を判定した。

学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

全国の大学を対象に平成５年度からの「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を継続実施し、すべての大学を対象に学士、修士、博士の各学位と専門職学位に関して、また、すべての短期大学を対象に短期大学士に関して、各々の学位に付記される専攻分野の名称を把握することを目的に調査票を送付し、回収とデータ入力を終えた。平成 22 年度には、平成 21 年度の調査結果を整理して、日本の大学が学位を授与する際に付記している専攻分野の名称を一覧にまとめ、学位審査研究部と総務課企画広報係の協力の下に、機構のウェブサイト上に公開した。

さらに、日本学術会議大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会に設けられた、学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会に学位審査研究部教員が参画し、我が国の大学卒業者に対する学位がどのような専攻分野の修了資格として授与されているか、付記名称にどの程度の多様性が見られるか、についてこれまでの「学位に付記する専攻分野の名称の調査」結果から明らかにされた実態をふまえて、とくに学位の通用性の観点から英文表記にかかわって、学位に付記する専攻分野の名称の在り方を検討する際に資する知識の提供と助言を行った。

参考図表等

○　主な学術論文、口頭発表等

【論文】

橋本弘信，濱中義隆，角田敏一（2011）「研究室教育再考－理工系大学院の教員意識調査の分析－」，『大学評価・学位研究』，第12号，pp.31-48.

角田敏一（2011）「ウィーン工科大学における教育プログラムと学位システムの現状」，『大学評価・学位研究』，第 12 号，pp.93-102.

瀧田佳子（2011）「省庁大学校における専門職業人養成の試み－国立看護大学校研究課程部の場合」，『大学評価・学位研究』，第 12 号，pp.105-113.

【口頭発表】

森利枝（2010）「学位に付記する専攻分野の名称の細分化について－日米の現状から－」，日本学術会議，大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会（第 1 回），2010 年 12 月 27 日，日本学術会議 5-A(2)会議室.

吉川裕美子（2010）「学位に付記する専攻分野の在り方検討分科会における審議」，日本学術会議，大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会（第 1 回），2010 年 12 月 27 日，日本学術会議 5-A(2)会議室.

【研究報告】

大学評価・学位授与機構研究報告（2010）『学位と大学－イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』，第 1 号，2010 年 7 月.
（http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/09/01/no8_gakuitodaigaku.pdf）

○『学位と大学』

実績

４　調査及び研究
（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究
①　学位の構造・機能と国際通用性に関する研究
イ　学位取得後１年及び５年を経過した者に対するアンケート調査を実施し、現行制度の現状と機能を把握する。また科目分類支援システムにおける学習機能のさらなる洗練化を図る。

多様な社会的属性と学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、学位取得の目的、取得後の効果等に関する追跡調査の分析を通じて、学位授与事業の円滑な遂行と検証に供するとともに、一般的な単位累積加算制度の実現等の将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積すること、機構が授与する学位の社会的通用性を確保するため、学位取得までの学修プロセスや審査の適切性に関するモニタリングを随時実施することを目的として、以下の調査研究を行った。

学位取得者に対する追跡調査の実施

多様な学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、意識、学位取得後の動態等を継続的に調査し、現行制度の現状及び機能の分析を通して業務の遂行並びに改善に資するデータを提供するとともに、単位累積加算制度の実現など将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積するため、例年どおり「直後調査」、「１年後・５年後調査」を実施した。「直後調査」については、平成21年度10月期学位取得者と平成22年度４月期学位取得者を対象にそれぞれ調査を行い、回答を得た。学位取得者に対する「１年後・５年後調査」は例年どおり平成22年５月及び11月に実施し、それぞれ1,052件、282件の有効回答を得た。調査回収後直ちにデータの入力を行い、平成22年12月までに全てのデータ入力が完了した。

平成22年度は、自由回答への記述から、主として学修成果及び試験に対する申請者の誤解を抽出・分析するとともに、学修成果・試験の審査結果が「不可」と判定された者へ通知するコメント（「学修成果書き直しのための留意事項」）の傾向の分析結果と合わせて、高等専門学校専攻科における学位授与制度の説明会（講演会）での説明資料として活用した。

科目分類支援システムの研究・開発

学位授与事業における科目の分類を支援するためのシステムとして平成15年度から科目分類支援システム（CCS及び、その発展形であるACCS）に関する研究を行っている。通常、各専門委員会・部会で専門委員による科目の審査は、申請者の分類に従い先頭の科目区分から順に行われる。当初はCCS、ACCSともに、この現状の運用方法に従った利用を想定していたが、審査の基準を満たすことが困難な科目区分は、専攻の区分ごとに異なると思われる。そこで平成22年度には、専攻の区分ごとに異なることが予想されるそのような科目区分の特性を、機械学習手法、特に経験強化型学習Exploitation-oriented Learning（XoL）を用いて学習することを試みた。ACCSにXoLを組み込んだ手法を提案し、情報工学区分を対象に、提案手法の有効性を確認した。

複合・融合領域の専攻分野に関する調査研究

現在、先端的学問分野においては、伝統的学問領域を越境し、より学際的、分野横断的な研究や教育をめざそうとする勢いが増している。近年の科学技術、特にマイクロ・エレクトロニクスやバイオテクノロジー等の発達により、従来型の学問領域や専門性重視の研究・教育も変容し、かつては厳密には異分野と考えられてきた学問分野の融合による新しい研究の可能性が社会からも強く求められるようになった。このような複合・融合領域での学修に対応するため、機構の学位授与制度における現行の修得単位の審査の基準及び学修成果・試験の審査体制との整合性を考慮しつつ、新たな専攻の区分を設置する方向性を探る必要があると考えた。このことについて平成 21 年度に学位審査研究部内にプロジェクトグループを設置し、国公私立大学における学科構成やカリキュラムの検討を踏まえて高等専門学校専攻科の状況を分析し、ロボット工学（もしくはメカトロニクス工学）に関する修得単位の審査の基準の仮案を作成した。平成 22 年度は、広く複合・融合分野の研究・教育で成果を挙げている大学を訪問調査し、試作した審査の基準案が教育現場の実態に適合するか否かを検証した。また、新たな専攻の区分の設置とは別に、申請方法の改訂（例えば複数の分野にわたる申請）による、柔軟な申請・審査の可能性についても考察した。

機構の学位授与制度における学習の成果の評価に関する検討

機構が授与する学位の社会的通用性を確保するためには、学位取得までの学修プロセス（単位の修得状況）、学修成果・試験の審査の適切性を専門的な立場から、常時モニタリングすることが必要である。とりわけ学修成果・試験の審査に関しては、学士の水準の学力とはいかなるものであるかを、社会に対して説明することが求められている。平成 22 年度においては、学修成果・試験の審査における評価の枠組み（内容については現時点では非公開）を試験的に設定し、学位審査研究部教員が各自の専門分野について全ての学修成果（レポート）を精読・評価するとともに、小論文試験問題の出題傾向の分類を行い、実際の審査結果との関連性を検証するための作業に着手した。

学位審査会専門委員協議会の開催等

学位授与事業において審査を担当する専門委員のうち新任の委員を対象に、「学位審査会専門委員協議会」を平成 22 年 4 月 22 日に開催した。これは近年の申請者数の増加と高等教育の質保証に対する社会的要請の高まりなどを受け、学位授与審査に携さわる専門委員に対して、機構の学位授与制度について体系的な説明を行うことを目的として、毎年実施している説明会（研修）である。この専門委員協議会を通じて、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図している。平成 22 年度の専門委員協議会では学位審査研究部の教員が学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて資料を作成し、説明と質疑応答を行った。

参考図表等

○　主な学術論文、口頭発表等

【口頭発表】

宮崎和光，井田正明（2011）「経験強化型学習を利用した学位授与事業のための科目分類支援システムの提案」，第 38 回知能システムシンポジウム，2011 年 3 月 23 日～3 月 25 日，IS38 Wiki 講演会（インターネット上にて開催．東日本大震災の影響で神戸大学での開催は見送られ，その代わりとしてインターネット上に設けられた Wiki ページを活用した質疑応答を実施．講演予稿集に同発表内容に関する 6 ページ論文掲載）．

濱中義隆（2011）「学修成果－7 つの誤解－」，2010 年 5 月 27 日，東京工業高等専門学校，2010 年 8 月 31 日，木更津工業高等専門学校，2011 年 3 月 1 日，佐世保工業高等専門学校，2011 年 3 月 4 日，長野工業高等専門学校（高等専門学校専攻科の学生を対象に実施した，当機構の学位授与制度に関する説明会（講演会））．

実績

４　調査及び研究
（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究
②　高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究
ア　複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムと、単位互換制度等それを支援する仕組みに関する調査研究を行う。

流動化、グローバル化の進行する現代社会において高等教育段階の学習の機会が多様化する中で、学位に繋がる学習について、どのように多様化しうるか、多様化してなお単位の互換と累積を可能にするには何が維持されるべきかという観点から、先進性と妥当性の双方を国内外の事例から考察することは機構設立以来の研究テーマである。近年の高等教育機関の実践に即した共同学位や二重学位等の課題も視野に入れ、多様な機会における学習や長期間にわたる学習等、固定化された教育課程によらない高等教育レベルの学習の成果を学位に繋げる仕組みについて調査研究を行った。

国を越えた高等教育機関間の学生移動と単位互換に関する調査及び情報の提供

世界規模の留学生増加により国を越えた学生移動の多極化と留学生の多様化が進む状況で、優秀な人材を引きつけるうえで重要な留学生政策について留学生の質保証という観点から欧米諸外国の事例をふまえて検討し、論稿を留学生の受入れ・送り出し及び教育指導に携わる関係者を主な対象とする雑誌に発表した。高等教育機関に自らの使命、入学許可の方針、教育課程編成の方針、学位授与の方針の公表を求める現下の政策は、日本国内の進学希望者と親、雇用者への情報発信にとどまらず留学生の誘致にも有益であるが、各機関が留学生の受入れに際して学位・卒業証書の認証、学業成績証明書の評価、単位認定を厳正に行ない、自ら提供する教育と学生の質を担保することが不可欠の前提である。しかし、留学生の多様な事例に個別機関が独力で対応するには時間も労力も限られ負担が大きいことから、国内外の関係者が協力し経験を共有すること、とくにアメリカ、ヨーロッパの例にならってネットワークを構築し、世界の国々の教育制度と学位、成績等級、学業成績証明書の見本など留学生の受入れと送り出しに必要な情報を解読し、理解するためのデータベースを国内に整備することが緊急の課題となっていることを指摘した。

また、東北アジア諸国間の学生の移動及びジョイントプログラム等を通した高等教育機関の交流を支援する仕組みとして提案され、政府の支援を受けながら計画が遂行されているキャンパス・アジア（CAMPUS-Asia）に関する議論についてその内容を検討し、現在の東北アジア諸国間の学生の移動の規模の現状や、言語障壁、各国のコミットメントの差など、国を越えた高等教育機関間の学生移動と単位互換において参加各国の互恵性を保証する上で予想される課題等を、国際会議で指摘した。

高等教育レベルの学習の成果に関する研究

高等教育における学習成果の評価に関し、国レベルでの制度の現状及び開発状況に関する日本、中国、韓国、米国の比較研究の一部として、アメリカの高等教育の第三者評価における学習の成果の視点に関する議論の趨勢を整理して報告すると共に、マス化の進行と、個別高等教育機関での学生の学習成果の評価及び可視化ないし比較可能な形態での提示にかかわる各国政府の関与の強さの相関について検討を加えた。また、アメリカにおいて、特に遠隔教育を行う大学の一単位あたりの課業時間数の問題に関わって個別機関の学習量の保証に関して疑義が生まれたことや、高等教育機関の多様性の維持に関する方針の違いなどが、大学、アクレディテーション団体の連合体及び連邦政府との間の相克に至った過程を歴史的文献から検討し、今日のアメリカにおける学習成果重視政策にいたる議論の背景を明らかにすることに努めた。

さらに、各高等教育機関レベルにおける学習の成果を測定する方法を提供しているインスティテューショナル・リサーチ(IR)に関し、アメリカの事例と先行研究を検討し、高等教育マネジメントの日米比較に基づきながら、我が国の私立大学においてインスティテューショナル・リサーチャーを養成する場合にはアメリカとは異なり、現在の我が国の私立大学には終身雇用のスキームで雇用されている職員がアメリカよりも高い割合になっている現状を踏まえた実践が求められることを指摘した。

また、中華人民共和国において実施されている、試験の評価による非大学型の高等教育資格付与制度である独学試験制度に関し、中国高等教育の研究者（南部広孝先生、京都大学）を招いて講演会を平成22年7月29日に開催し、システムの設計と変遷の理解及び最新の情報の収集に努めた。

我が国の学生移動の促進要件に関する調査

短期大学の本科学生約7,000人に対する全国アンケート調査を基に、短期大学学生の学校選択の要因や職業の希望の変化などの分析を通して短期大学教育のインパクトを明らかにすると共に、専攻科への進学や四年制大学への編入学に関する希望についても議論を加えた。当該アンケート調査からは短大本科学生の進学先選択において学修内容への興味のほかにエンプロイアビリティや自宅通学の可能性が重視されていることを明らかにした。また、学生移動の促進の問題と強くかかわって本科生の約１割が編入学を希望し、約１割が専攻科への進学を希望していることが明らかにされた。この成果は学生調査とインスティテューショナル・リサーチを主題とした国際会議において発表された。

参考図表等

○　主な学術論文、口頭発表等

【論文】

吉川裕美子（2011）「留学生の質保証－学位認証、成績評価，単位認定の情報共有に向けて－」，『留学交流』，平成 23 年 1 月号，pp.4-8.

森 利枝（2010）「米国における高等教育機関・アクレディテーション団体・連邦政府の関係について」，『大学評価研究』，第 9 号，大学基準協会，pp.41-49.

森 利枝（2011）「私立大学におけるインスティテューショナル・リサーチ構築に向けての検討」，『高等教育における IR（Institutional Research）の役割』，日本私立大学協会附置私学高等教育研究所，pp.15-24.

【学会発表等】

深堀聰子，南部広孝，石川裕之，森利枝（2010）「大学の質保証システムの類型（マス化×私費負担率）－学習成果アセスメントの位置づけにむけて－」日本高等教育学会第 13 回大会，2010 年 5 月 29 日，関西国際大学.

Mori, Rie (2010) “Aspirations and Challenges: Test of International Initiatives within Three East-Asian Countries”, Comprehensive Studies on Internationalization of Higher Education under Rapidly Changing Global Context, Internal Meeting, December 11, 2010, Sophia University.

Mori, Rie (2011) “Opportunities and Aspirations: Impact of Junior-College Experiences in Japan,” Round Table International, February 27-28, 2011, Higher Education and Student Research Center, Doshisha University.

実績

４　調査及び研究
（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究
②　高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究
イ　国内外における大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の単位として認定する方法について調査研究を行う。

大学外で行われている高等教育レベルの学習の実態を把握し、機構の単位累積加算制度に組み込みうる大学の単位として認定するためのプロセスを検討するためには、大学外学習（免許法認定講習・認定公開講座の受講等）の単位化の可能性まで視野に入れた多様な学習の成果の評価の態様を理解する必要がある。高等教育のユニバーサル化の進行にともない学生の知的関心が多様化する一方で、経済的社会的に異なる条件下でキャリアを模索する人々にとって開かれた高等教育とは何かという問題意識も持ちつつ、以下の調査研究を行った。

大学の授業科目以外の学修の取り扱いに関する調査

大学での授業科目履修による単位修得と同一の形態をとる学外学修（免許法認定講習・認定公開講座など）について実態の把握に努めるという観点から、平成 23 年３月免許法認定公開講座及び学校図書館司書教諭講習を実施している国立大学並びに免許法認定公開講座及び図書館司書講習を実施している私立大学を訪問し、平成 21 年度の実施状況を中心に聞き取り調査を行った。その結果、当該講座等の受講によって修得した単位については、当該大学の授業科目の履修によって修得した単位と同等の取り扱いをすることが可能である（機構の行う学位授与事業において、積上げ単位の対象となり得る）ことが確認できた。また、現行の大学外学修の取り扱いについて調査した結果をまとめ投稿していたものが、学術誌『大学評価・学位研究』第 12 号に掲載された。

学位・高等教育資格と資格枠組みに関する調査研究

中等教育後の異なるセクター間（職業教育、大学・高等教育、継続教育）で行われる多様な教育・訓練の比較可能性と互換性に関して、学習成果に着目した「資格枠組み」の構築を推進しているヨーロッパを例に「生涯学習のためのヨーロッパ資格枠組み」（EQF: European Qualifications Framework for Lifelong Learning）と「国の資格枠組み」（NQF: National Qualifications Framework）及び「ヨーロッパ高等教育圏に向けての高等教育資格枠組み」（QF-EHEA: Qualifications Framework for the European Higher Education Area）の関係について文献調査を行い、学習の成果の捉え方の分析を進めた。また、ドイツ・ベルリンで開催されたヨーロッパ視点の質保証をテーマとする国際会議に参加し、各国の高等教育資格枠組みや質保証機関による学位プログラムの質保証などの仕掛けが学位の相互認証に及ぼす効果と限界に関する最新情報を収集した。また、高等教育のマス段階からユニバーサル段階への移行にともなって生ずる高等教育機関と学習者及び教育課程の変容と多様性を所与としながらも、学位取得者が共通に有すべき力とその内容が欧日ともに政策課題となっている状況を考察して全欧科学アカデミー（ALLEA）主催の会議で発表し、関係者と議論した。

海外からの研究者招へいによる公開講演会の開催

1999 年のボローニャ宣言を受けて政府と高等教育機関の協調のもとに学位・教育課程の改革を進めているヨーロッパから高等教育研究者（Prof. Dr. Ulrich Teichler）を招へいして公開講演会を開催し、「ボローニャ改革がドイツと欧州諸国の大学に与えた影響－ボローニャ・プロセス 10 年間の改革努力の総括」と題する講演内容を踏まえて、バチェラー（学士）、マスター（修士）の新しい学位課程に対する教育課程の編成に際してヨーロッパ諸国の大学に単位制度が導入されたことによる教育上の影響や、カリキュラムの重点、教育・学習方法、試験の実施方法などの変化について意見交換を行った。

参考図表等

○　主な学術論文、口頭発表等

【研究ノート】

六車正章（2011）「大学外学修の単位認定の可能性－大学評価・学位授与機構が行う学位授与事業に関連して—」，『大学評価・学位研究』，第 12 号，pp.71-90.

【口頭発表】

Yoshikawa, Yumiko (2010) “Reform in Higher Education in Japan. Issues of University Learning and Deliberations at the Science Council of Japan”, 11th ALLEA ALL European Academies General Assembly Conference, 16 April 2010, Royal Swedish Academy of Sciences, Stockholm.

【公開講演会】

独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査研究部主催講演会「ボローニャ宣言から 10 年　ヨーロッパ高等教育圏の創設と学位・教育課程改革の現状」，2011 年 2 月 10 日，学術総合センター11 階 1112 会議室.

ウルリッヒ・タイヒラー（Prof. Dr. Ulrich Teichler，ドイツ・カッセル大学国際高等教育研究センター（INCHER-Kassel）教授）講演「ボローニャ改革がドイツと欧州諸国の大学に与えた影響－ボローニャ・プロセス 10 年間の改革努力の総括」，同上.

○タイヒラー教授講演会

４　調査及び研究

（３）研究成果の公表等

平成２２年度計画

４　調査及び研究

（３）研究成果の公表等

①　学術誌『大学評価・学位研究』を年に１回以上発行し、関係高等教育機関へ送付する。また、投稿された論文等をウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供する。

②　科学研究費補助金など外部資金の獲得及び適正な執行支援のため、研究者に対し説明会等を開催する。

③　機構の業務の推進に資することを目的とした「海外派遣制度」に基づき、研究者の派遣の支援を行う。

実績

『大学評価・学位研究』による研究成果の公表

大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート、資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』第 12 号（平成 23 年３月）を発刊し、関係高等教育機関等へ送付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供した。

第 12 号には論文２件（共著含む）、研究ノート・資料４件を機構のウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供した。

○　『大学評価・学位研究』
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakujutsushi/index.html
主な送付先：国公私立大学、短期大学、高等専門学校の高等教育機関、都道府県政令指定都市教育委員会等

○　研究成果の公表状況

	評価研究部	学位審査研究部	合計
(1)学術論文等	14[うち和文 10，英文４]	16[うち和文 11，英文５]	30[うち和文 21，英文９]
(2)著書及び翻訳書	１[うち和文１]	３[うち和文２，英文１]	４[うち和文３，英文１]
(3)口頭発表等	21 [うち和文 15，英文６]	17 [うち和文 11，英文６]	38(１) [うち和文 26(１)，英文 12]
(4)報告書原稿等	４[うち和文４]	２[うち和文２]	６[うち和文６]

※評価研究部と学位審査研究部の教員が共同で論文等の執筆、口頭発表等を行なった場合は、研究部ごとにそれぞれ１件で計上、合計欄に括弧付きで１件と重複件数を記載している。

外部資金の獲得等の支援

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得を支援しており、平成 22 年度科学研究費補助金については、合計 12,020 千円（新規５件、継続３件）の交付を受けた（対前年度 2,010 千円増（２件増））。また、平成 23 年度科学研究費補助金申請に関して、平成 22 年 10 月５日及び 21 日に機構教員に対して科学研究費補助金説明会を実施し、手続に関する留意点、不正使用防止に関して説明を行うなどの支援を行った。

○　説明会等実施状況

平成22年９月　平成22年度科学研究費補助金公募要領等説明会（文部科学省主催）　参加

平成22年10月　平成22年度科学研究費補助金説明会　実施

平成23年１月　研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する研修会（文部科学省主催）　参加

○　平成 22 年度科学研究費補助金採択一覧

（千円）

研究種目	研究期間	研究課題名	研究代表者	交付額
基盤研究（C）	平成 20～22 年度	社会的イノベーション力促進のためのアセスメント・ツール開発～非営利組織を題材に～	田中　弥生	650
基盤研究（C）	平成 20～23 年度	大学の諸活動に関する情報の収集と分析及び情報システムの運用と人材育成に関する研究	井田　正明	1,170
基盤研究（C）	平成 22～24 年度	経験強化型学習 XoL に関する発展的研究	宮崎　和光	1,300
基盤研究（C）	平成 22～24 年度	米国の高等教育の適格認定における学習成果重視政策転換議論のインパクトに関する研究	森　利枝	780
若手研究（B）	平成 20～22 年度	ティーチング・ポートフォリオ作成支援システムの開発	栗田　佳代子	520
若手研究（B）	平成 22～24 年度	学習成果可視型 e シラバス作成支援システムの開発	齋藤　聖子	520
若手研究（B）	平成 22～23 年度	高校生の大学進学選択のミクロプロセスに関する研究	濱中　義隆	780
研究成果公開促進費	平成 22 年度	関流和算書大成-関算四伝書-第三期	岡本　和夫	6,300
			計	12,020

「海外派遣制度」に基づく派遣研究者への支援

中期計画で掲げている「大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究」を達成するために、「教員の教育評価システム及び教育能力開発プログラムの有効性に関する調査研究」をテーマに公募を行い、教員１人を米国スタンフォード大学に平成 22 年２月より平成 23 年１月までの１年間派遣し、派遣中の支援を行った。帰国後、研究発表を行い、その成果について機構内で共有した。

○　派遣実績

平成 18 年度　アメリカ　１人

平成 20 年度　ヨーロッパ　２人

５　情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

平成２２年度計画

５　情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

①　大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内外の評価に関する情報を収集・整理し、提供する。

②　平成２０年度に作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」、「高等教育に関する質保証システムの概要（日本版）」等の資料を提供するとともに、諸外国の「高等教育分野における質保証システムの概要（各国版）」を順次作成する。また、学位の質保証等の情報等を収集・整理し、提供する。
　「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」に関しては調査研究を実施し情報収集･提供等を行う。

③　大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの公私立大学への拡大と情報の公開、認証評価への活用に向けた検討を行う。
　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究活動等の評価への活用に向け、データ項目を中心としたシステム改良について検討を開始する。

④　ア　広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、評価事業に関する情報を提供する。
　　イ　情報の提供に必要な環境を整備する。
　　ウ　ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

実績

５　情報の収集、整理、提供
（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供
①　大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内外の評価に関する情報を収集・整理し、提供する。

大学等の教育研究活動等の状況に関する情報及び自己点検・評価等の情報の収集、整理、提供

大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報については、各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」を通じて、情報発信の強化を図った。

平成22年６月と平成23年２月に各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、各機関の保有する評価の情報提供について依頼文書（「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」）を送付するとともに、大学評価情報ポータルに関するリーフレットを配布するなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図った。

その結果、登録数は、平成21年度の372機関から454機関に増加した。

「大学評価情報ポータルサイト」のライブラリに、高等教育に関する質保証関係用語集を追加したほか、随時大学評価に関するニュース･イベント等の情報提供（44件）をトピックスに掲載するなどにより情報提供の充実を図った。

認証評価に関するリーフレットを作成し、大学・短期大学・高等専門学校及びその他関係者に提供した。

国内外の評価に関する情報の収集、整理、提供

平成 22 年 7 月の東南アジア諸国連合（ASEAN）質保証ネットワーク（AQAN）年次会合、平成 23 年１月の米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）2011 総会、同年 3 月のアジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）2011 総会に参加し、諸外国の質保証に関する動向について情報収集した。収集した情報を高等教育関係機関に向けて機構のウェブサイト等を活用し提供した。

機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として平成 20 年度に開始した我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査及び国際会議で得た情報を調査結果として作成している各国の質保証概要資料の中に適宜反映させた。また、本資料の公開を通じて評価に関する調査・研究情報を提供した。

参考図表等

○大学情報ポータルサイト（http://portal.niad.ac.jp/index.html）

○大学情報ポータルサイトのお知らせ（リーフレット）

○認証評価に関するリーフレット

○米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）2011 総会

実績

５　情報の収集、整理、提供
（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供
②　平成２０年度に作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」、「高等教育に関する質保証システムの概要（日本版）」等の資料を提供するとともに、諸外国の「高等教育分野における質保証システムの概要（各国版）」を順次作成する。また、学位の質保証等の情報等を収集・整理し、提供する。
「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」に関しては調査研究を実施し情報収集･提供等を行う。

高等教育に関する質保証関係用語集

高等教育に関する質保証関係用語集の第３版発行に向けた作業に着手し、国内外の質保証機関関係者への意見募集、機構内での新規用語や現行版（第２版）の見直しの検討を行い、平成 23 年度中の完成・公開に向けて最終案を取りまとめた。

諸外国の高等教育に関する質保証システムの概要

「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」のオランダ版を完成させ文部科学省を始め国内外の質保証機関、大学等高等教育機関、在京各国大使館等に配付した。

高等教育の国際的な質保証に関する情報等の収集・整理、提供

学位の質保証等の情報等については、先進的な取り組みを実施しているオランダ、ベルギー、フランス、英国の質保証機関を訪問し情報収集・整理を行い、高等教育関係機関に対し情報を提供した。

国境を越えた高等教育の提供の機会が増え、その質保証の重要性が高まる中、「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」として、文献及び海外での訪問調査（オランダ、ベルギー、ドイツ、オーストリア、スウェーデン、フランス、中国、韓国）、諸外国高等教育機関・質保証機関（NVAO、Nuffic（オランダ）、TEQSA（オーストラリア））とのワークショップ、日中韓における質保証の連携の取組の中で情報収集を行った。

参考図表等

○諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：オランダ版

実績

５　情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

③　大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの公私立大学への拡大と情報の公開、認証評価への活用に向けた検討を行う。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究活動等の評価への活用に向け、データ項目を中心としたシステム改良について検討を開始する。

大学情報データベースの情報の公開と活用

大学情報データベースの公私立大学への拡大と情報の公開、認証評価への活用及び第２期中期目標期間における教育研究活動等の評価への活用のため、既存のデータベースの現状分析を進めるとともに、データ項目の洗い出し、入力作業負担軽減、コスト削減等について議論を行い、システム改良について検討を行った。

実績

５　情報の収集、整理、提供
（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供
④　ア　広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、評価事業に関する情報を提供する。
イ　情報の提供に必要な環境を整備する。
ウ　ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

機構ニュース等による情報の提供

広報誌「機構ニュース」（第 83 号～第 94 号）を機構のウェブサイトにおいて毎月発行し、評価事業に関する活動内容について掲載・情報発信を行った。
評価事業に関して、「評価文化の定着」についての広報番組を作成し、機構のウェブサイトで配信を行った。

情報収集に必要な環境の整備

機構のウェブサイトの利便性の向上のため、用語集検索ボタンを設置し、各ページへのアクセスが容易となるよう導線の改良等を行った。また、機構の英語版ウェブサイトにＣＭＳ（コンテンツマネジメントシステム）を一部対応させ、迅速な情報提供環境を構築した。

アクセス件数の調査・分析

機構のウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果についての評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向の分析を踏まえ、用語集検索ボタンを設置し、各ページへのアクセスが容易となるよう導線の改良を図った。

参考図表等

○　広報誌　機構ニュース

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/index.html

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/top/vol.93/index.html

○ウェブサイト（全体）及び評価事業のアクセス件数（平成 16 年度～22 年度）

（単位：件）

年　度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全　体	1,657,647	1,700,848	2,009,514	2,286,334	2,587,756	2,916,582	3,165,354
評価事業	601,240	699,508	872,514	1,057,848	1,370,413	1,678,822	1,672,820

５　情報の収集、整理、提供

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

平成２２年度計画

５　情報の収集、整理、提供

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

①　大学等で行われている学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

②　「平成２２年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成２２年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

③　ア　広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、学位授与事業に関する情報を提供する。
イ　情報の提供に必要な環境を整備する。
ウ　ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

実績

５　情報の収集、整理、提供
（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供
①　大学等で行われている学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

科目等履修生制度・認定専攻科に関する情報

全国の国公私立大学に科目等履修生制度の開設状況について照会し、開設学部、入学資格、授業料及び受講者数等の情報を収集した。

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。

これらの収集した情報は「科目等履修生制度の開設大学一覧」「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」としてとりまとめた。

学位授与状況等調査

毎年度、高等教育行政上の基礎資料として活用することを目的に実施されている、修士・博士・専門職課程の学位授与状況等調査について、文部科学省と共同で実施した。

調査は、平成 22 年６月 30 日に、大学院を置く各国公私立大学(594 校)に依頼し、とりまとめた結果を平成 23 年１月上旬に文部科学省へ報告した。

なお平成 22 年度の調査結果は、今後、文部科学省において公表されることとなっている。

実績

５　情報の収集、整理、提供
（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供
②　「平成２２年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成２２年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

機構が授与する学位に関連する情報の収集、整理、提供

科目等履修生制度の開設状況の照会結果をまとめた「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、平成 23 年 1 月に機構のウェブサイトで公開した。

認定専攻科の学生募集の概要の照会結果をまとめた「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、平成 22 年８月に機構のウェブサイトで公開した。

「科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」については、業務の効率化のため、冊子媒体では作成せずに機構のウェブサイトでのみ公開することとしているが、機構のウェブサイトを利用できない個人からの申出には必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

○　科目等履修生制度の開設大学一覧、大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧
（参照）http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/

実績

５　情報の収集、整理、提供
（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供
③　ア　広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、学位授与事業に関する情報を提供する。
イ　情報の提供に必要な環境を整備する。
ウ　ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

機構ニュース等による情報提供

広報誌「機構ニュース」（第 83 号～第 94 号）を機構のウェブサイトにおいて毎月発行し、学位授与事業に関する活動内容について掲載・情報発信を行った。

機構の学位授与制度についての社会の認知を促進するため、平成 22 年度から新たに全国生涯学習フォーラムに出展し、制度の目的や概要について幅広く一般に周知した。

独立行政法人雇用・能力開発機構と連携し、各都道府県の職業能力開発センターのキャリア形成支援窓口において、機構の学位授与制度を紹介するリーフレットを配布した。

情報提供に必要な環境の整備

機構のウェブサイトの利便性の向上のため、英文ページの画像データをテキスト化し、外部からの検索が容易に行えるよう改良等を行った。また、機構の英語版ウェブサイトにＣＭＳ（コンテンツマネジメントシステム）を一部対応させ、迅速な情報提供環境を構築した。

アクセス件数の調査・分析

機構のウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果についての評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向の分析を踏まえ、英文ページの画像データをテキスト化し、外部からの検索が容易に行えるよう改良を図った。

参考図表等

○　全国生涯学習フォーラム高知大会

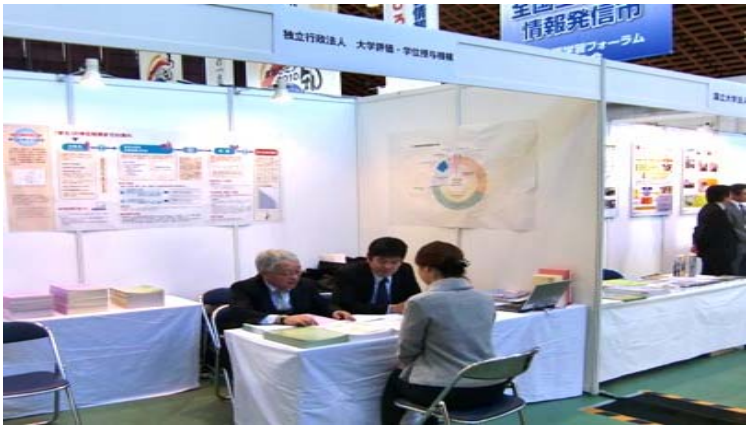

○ウェブサイト（全体）及び学位事業のアクセス件数（平成 16 年度～22 年度）

（単位：件）

年　度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全　体	1,657,647	1,700,848	2,009,514	2,286,334	2,587,756	2,916,582	3,165,354
学位事業	550,482	465,659	513,706	553,313	452,248	444,702	597,559

○　広報誌　機構ニュース

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/index.html

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/news/top/vol.93/index.html

６　認証評価

（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価

平成２２年度計画

６　認証評価

（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価

①　評価体制の整備等

大学、短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

また、評価基準の改定を行うとともに大学の機能別に応じた評価や学部等の教育研究上の組織を単位とする分野別評価の実施に向けた検討を行う。

②　評価の実施

申請を受け付けた大学、短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学、短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

③　評価の受付

平成２３年度に実施する評価について、大学、短期大学、高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

④　評価結果の検証等

平成２１年度に評価を実施した大学、短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

実績

６　認証評価
（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価
①　評価体制の整備等
大学、短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。
この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。
また、評価基準の改定を行うとともに大学の機能別に応じた評価や学部等の教育研究上の組織を単位とする分野別評価の実施に向けた検討を行う。

評価体制の整備等

大学の評価体制については、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会７部会（委員 29 人、専門委員 42 人）、財務専門部会１部会（委員２人、専門委員３人）を設置した。また、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立について、審議を行う意見申立審査会（専門委員７人）を設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。

専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、144 人（評価部会 36 人、財務専門部会３人、意見申立審査会７人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員 98 人）を選考した。選考に当たっては、外部等の有識者で構成する専門委員選考委員会を設置し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。

また、平成 23 年度評価における対象大学数、対象大学の学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、平成 22 年 10 月に大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、推薦のあった候補者の中から、幅広い分野の専門家及び有識者を専門委員として 53 人（評価部会 11 人、財務専門部会２人、意見申立審査会５人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員 35 人）を選考した。

短期大学の評価体制については、評価を実施するため、短期大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会１部会（委員７人、専門委員９人）、財務専門部会１部会（委員２人、専門委員２人）を設置した。また、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立について、審議を行う意見申立審査会（専門委員７人）を設置した。

専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、18 人（評価部会９人、財務専門部会２人、意見申立審査会７人）を選考した。選考にあたっては、外部等の有識者で構成する専門委員選考委員会を設置し対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。

なお、短期大学については、平成 23 年度の認証評価の申請がなかったため、平成 23 年度評価に係る専門委員を選考していない。

高等専門学校の評価体制については、評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会１部会（委員２人、専門委員６

人）、財務専門部会１部会（委員２人、専門委員３人）を設置した。また、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立について、審議を行う意見申立審査会（専門委員７人）を設置した。

専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、16 人（評価部会６人、財務専門部会３人、意見申立審査会７人）を選考した。選考にあたっては、外部等の有識者で構成する専門委員選考委員会を設置し対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。

また、平成 23 年度評価における対象高等専門学校数、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、推薦のあった候補者の中から、幅広い分野の専門家及び有識者を専門委員として 13 人（評価部会６人、財務専門部会２人、意見申立審査会５人）を選考した。

評価担当者の研修

評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「評価作業マニュアル」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学、短期大学及び高等専門学校評価の目的、内容及び方法等に関する研修を６月に実施、75 人（大学 52 人、短期大学 13 人、高等専門学校 10 人）が参加し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。

評価基準の改定

大学評価基準の改定については、平成 24 年度からの第２サイクルにおける大学機関別認証評価の実施に向け、平成 22 年４月に機構内で検討チームを設置し、評価基準、評価方法、評価体制等に関する事項について検討を行い、平成 23 年１月、大学機関別認証評価委員会において「大学機関別認証評価実施大綱（案）」、「大学評価基準（案）」としてとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を行い、その結果に基づき、平成 23 年３月、大学機関別認証評価委員会において審議の上、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学評価基準」を決定した。

「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学評価基準」の改定について、文部科学大臣への届出を行った。

届出後、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学評価基準」を機構のウェブサイトに掲載し、すべての大学と各関係機関等への周知を図った。

大学機関別認証評価に係る手数料について、１学部（１研究科）当たりの手数料を、平成 23 年度実施分より１学部当たり 30 万円から 35 万円、１研究科当たり 20 万円から 35 万円に引き上げた。

第2サイクルの認証評価について

1　背景・趣旨

○　大学評価・学位授与機構は、平成24年度からの第2サイクルの認証評価においては、①対象校や評価担当者からの意見に基づく第1サイクルの検証結果、②中教審における答申や審議経過、③大学評価の国際的動向、を踏まえ、基準等を改訂し、実施する。

○　第2サイクルの認証評価における基準等の改訂に当たっては、主に以下の点に留意する。

1）評価の現代化（内部質保証システム、学習成果、教育情報の公表の重視）。

2）評価の効率化（大学・評価機関双方の負担の軽減）。

3）その他（大学教育の公的質保証システムの一環として、文部科学省による設置認可審査と評価機関による認証評価との連続性・協調性を確保、等）

2　評価基準・評価方法の変更点

○評価の現代化

・　内部質保証システムの重視

（現行：基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」→新：基準8「教育の内部質保証システム」に変更）

・　学習成果を重視

（現行：基準6「教育の成果」→新：基準6「学習成果」に変更）

・　大学における教育情報の公表の重視

（基準10「教育情報等の公表」を新設）

○評価の効率化（大学・評価機関双方の負担の軽減）

・　基準　　：現行11→新10

・　基準細目：現行36→新24

・　観点　　：現行99→新81

○その他

・　文部科学省による設置認可審査及びアフターケアで付された留意事項については、評価の際に「参考」とする。

＊　第1サイクルにおける「選択的評価事項」は、第2サイクルにおいては「大学機関別選択評価」（選択評価事項A　研究活動の状況、選択評価事項B　地域貢献活動の状況）に改め、認証評価とは独立に、単独での申請を可能とした。

新しい評価基準（案）

1　大学の目的
2　教育研究組織
3　教員及び教育支援者
4　学生の受入
5　教育内容及び方法
　○　学士課程
　○　大学院課程（専門職学位課程を含む。）
6　学習成果
7　施設・設備及び学生支援
8　教育の内部質保証システム
9　財務基盤及び管理運営
10　教育情報等の公表

（参考：現行基準）

1　大学の目的
2　教育研究組織（実施体制）
3　教員及び教育支援者
4　学生の受入
5　教育内容及び方法
　○　学士課程
　○　大学院課程
　○　専門職学位課程
6　教育の成果
7　学生支援等
8　施設・設備
9　教育の質の向上及び改善のためのシステム
10　財務
11　管理運営

参考図表等

◎　大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成 23 年３月現在）

○　大学機関別認証評価委員会名簿（◎委員長、○副委員長）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
赤　岩　英　夫	元 群馬大学長	児　玉　隆　夫	帝塚山学院学院長
鮎　川　恭　三	元 愛媛大学長	小　林　俊　一	秋田県立大学長
荒　川　正　昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長	小　間　　篤	科学技術振興機構研究主監
		齋　藤　八重子	元 東京都立九段高等学校長
飯　野　正　子	津田塾大学長	○佐　藤　東洋士	桜美林大学長
稲　垣　　卓	前 大阪教育大学長	鈴　木　昭　憲	前 秋田県立大学長
尾　池　和　夫	国際高等研究所理事・所長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
大　塚　雄　作	京都大学教授	鈴　木　典比古	国際基督教大学長
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	永　井　多恵子	せたがや文化財団副理事長
梶　谷　　誠	電気通信大学長	野　上　智　行	国立大学協会専務理事
金　川　克　子	神戸市看護大学長	ﾊﾝｽ ﾕｰｹﾞﾝ･ﾏﾙｸｽ	南山学園理事長
北　原　保　雄	元 筑波大学長	福　田　康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
郷　　通　子	情報システム研究機構理事		
河　野　通　方	大学評価・学位授与機構評価研究部長	◎吉　川　弘　之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

○　大学機関別認証評価委員会運営小委員会名簿（◎主査）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
赤　岩　英　夫	元 群馬大学長	小　間　　篤	科学技術振興機構研究主監
鮎　川　恭　三	元 愛媛大学長	鈴　木　昭　憲	前 秋田県立大学長
◎荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
北　原　保　雄	元 筑波大学長	福　田　康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
児　玉　隆　夫	帝塚山学院学院長		

○　大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（◎部会長、○副部会長）

（第１部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
◎赤　岩　英　夫	元 群馬大学長	荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授
○荒　川　正　昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
		○野　上　智　行	国立大学協会専務理事

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
小　野　耕　二	名古屋大学教授	貫　和　敏　博	東北大学教授
功　刀　　滋	京都工芸繊維大学教授	前　田　早　苗	千葉大学教授
近　藤　倫　明	北九州市立大学理事・副学長	○南　　努	大阪府立産業技術総合研究所長
土　屋　　俊	千葉大学教授		

（第２部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	○小　林　俊　一	秋田県立大学長
○金　川　克　子	神戸市看護大学長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎児　玉　隆　夫	帝塚山学院学院長		

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
木　部　暢　子	人間文化研究機構国立国語研究所教授	中　野　常　男	神戸大学教授
		野　口　美和子	沖縄県立看護大学長
土　屋　　俊	千葉大学教授	別　所　遊　子	神奈川県立保健福祉大学教授
飛　松　好　子	国立障害者リハビリテーションセンター病院第一診療部長	○前　原　澄　子	京都橘大学看護学部長
		○森　　正　夫	公立大学協会相談役

（第３部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	◎福　田　康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授		

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
○今　井　浩　三	東京大学医科学研究所附属病院長	○栗　原　英　見	広島大学教授
		土　屋　　俊	千葉大学教授
恵比須　繁　之	大阪大学教授	野　嶋　佐由美	高知女子大学看護学部長

（第４部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
◎鮎　川　恭　三	元 愛媛大学長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	○鈴　木　典比古	国際基督教大学長

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
岩　田　州　夫	公立はこだて未来大学副理事長	土　屋　　俊	千葉大学教授
近　藤　　譲	お茶の水女子大学副学長	西　村　立　子	沖縄県立芸術大学教授
潮　江　宏　三	京都市立芸術大学教授	森　田　　寛	北海道教育大学教授
庄　野　　進	国立音楽大学長	○矢　田　俊　文	北九州市立大学長

（第５部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎鈴　木　昭　憲	前 秋田県立大学長		

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
小　野　憲一郎	日本動物高度医療センター学術部長・腫瘍科科長	土　屋　　俊	千葉大学教授
		○中　島　恭　一	富山国際大学長
川　嶋　太津夫	神戸大学教授	○中　島　秀　之	公立はこだて未来大学長・理事長
後　藤　正　和	三重大学理事・副学長		

（第６部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	○佐　藤　東洋士	桜美林大学長
◎北　原　保　雄	元 筑波大学長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
小　川　宣　子	中部大学教授	土　屋　　俊	千葉大学教授
○加　藤　祐　三	都留文科大学長	山　内　ひさ子	長崎県立大学教授

（第７部会）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
○稲　垣　　卓	前 大阪教育大学長	◎小　間　　篤	科学技術振興機構研究主監
○尾　池　和　夫	国際高等研究所理事・所長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授		

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
土　屋　　俊	千葉大学教授	中　井　　滋	宮城教育大学教授
利　島　　保	広島大学名誉教授	○永　田　眞三郎	関西大学教授

○　大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（◎部会長、○副部会長）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
赤　岩　英　夫	元 群馬大学長	○佐　藤　東洋士	桜美林大学長

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
北　村　信　彦	公認会計士、税理士	◎和　田　義　博	公認会計士、税理士
清　水　秀　雄	公認会計士、税理士		

○　大学機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿（◎会長、○副会長）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
東　　市　郎	室蘭工業大学監事	鶴　見　尚　弘	（財）東洋文庫理事・研究員
○佐　藤　弘　毅	目白大学長	吉　本　高　志	大学入試センター理事長
佐　藤　美　穂	國學院大學客員教授	米　山　　宏	前 阿南工業高等専門学校長
◎丹　保　憲　仁	北海道立総合研究機構理事長		

◎　短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成 23 年３月現在）

○　短期大学機関別認証評価委員会名簿（◎委員長、○副委員長）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
麻　生　隆　史	九州情報大学長・山口短期大学長	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
		○関　根　秀　和	大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長
雨　宮　照　雄	三重短期大学教授		
大　竹　美登利	東京学芸大学副学長	難　波　正　義	新見公立大学長・新見公立短期大学長
大　野　博　之	国際学院埼玉短期大学長		
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	樋　田　豊次郎	秋田公立美術工芸短期大学長
◎上　條　宏　之	長野県短期大学長	松　田　之　利	岐阜市立女子短期大学長
小　舘　静　枝	小田原女子短期大学理事	山　内　芳　文	聖徳大学教授・学長補佐
澤　井　昭　男	福島学院大学教授	吉　田　　文	早稲田大学教授
清　水　一　彦	筑波大学理事・副学長	吉　村　惠美子	川崎市立看護短期大学長

○　短期大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（◎部会長、○副部会長）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
○雨　宮　照　雄	三重短期大学教授	鈴　木　賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○大　竹　美登利	東京学芸大学副学長	○松　田　之　利	岐阜市立女子短期大学長
荻　上　紘　一	大学評価・学位授与機構教授	◎山　内　芳　文	聖徳大学教授・学長補佐
○上　條　宏　之	長野県短期大学長		

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
五十嵐　　潤	秋田公立美術工芸短期大学教授	野　澤　庸　則	大学評価・学位授与機構客員教授
嶋　崎　伸　一	山形県立米沢女子短期大学理事・学生部長	平　本　弘　子	福山市立女子短期大学教授
		福　井　　有	大手前大学総長・大手前短期大学長
清　水　道　夫	長野県短期大学教授		
田　野　光　彦	南九州短期大学長	渕　上　倫　子	福山大学教授
		諸　岡　晴　美	富山大学教授

○　短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（◎部会長、○副部会長）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
雨　宮　照　雄	三重短期大学教授	○大　野　博　之	国際学院埼玉短期大学長

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
◎清　水　秀　雄	公認会計士、税理士	和　田　義　博	公認会計士、税理士

○　短期大学機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
東　　市　郎	室蘭工業大学監事	鶴　見　尚　弘	（財）東洋文庫理事・研究員
佐　藤　弘　毅	目白大学長	吉　本　高　志	大学入試センター理事長
佐　藤　美　穂	國學院大學客員教授	米　山　　宏	前 阿南工業高等専門学校長
丹　保　憲　仁	北海道立総合研究機構理事長		

◎　高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成 23 年３月現在）

○　高等専門学校機関別認証評価委員会名簿（◎委員長、○副委員長）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
青　木　恭　介	仙台高等専門学校教授	中　原　一　彦	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
揚　村　洋一郎	日本橋女学館中学校・高等学校長		
荒　金　善　裕	東京都立産業技術高等専門学校長	長　島　重　夫	元 株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
池　田　雅　夫	大阪大学特任教授	野　澤　庸　則	大学評価・学位授与機構客員教授
◎落　合　英　俊	九州大学理事・副学長	○長谷川　　淳	北海道情報大学長
小　島　　勉	サレジオ工業高等専門学校副校長	日比野　　靖	北陸先端科学技術大学院大学理事・副学長
神　野　清　勝	豊橋技術科学大学理事・副学長	水　谷　惟　恭	豊橋技術科学大学監事
		武　藤　睦　治	長岡技術科学大学理事・副学長
谷　垣　昌　敬	滋賀職業能力開発短期大学校長	村　井　眞　二	奈良先端科学技術大学院大学理事・副学長
徳　田　昌　則	東北大学名誉教授		

○　高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会名簿（◎部会長、○副部会長）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
◎徳　田　昌　則	東北大学名誉教授	野　澤　庸　則	大学評価・学位授与機構客員教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
天　野　玲　子	鹿島建設株式会社土木管理本部土木技術部部長	西　　謙　二	近畿大学工業高等専門学校教授
大　塚　久　哲	九州大学大学院教授	廣　井　徹　麿	東京都立産業技術高等専門学校教授
河　村　　豊	東京工業高等専門学校教授		
○米　谷　　正	富山高等専門学校教授		

○　高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（◎部会長、○副部会長）

【委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
◎小　島　　勉	サレジオ工業高等専門学校副校長	水　谷　惟　恭	豊橋技術科学大学監事

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
神　林　克　明	公認会計士、税理士、社会保険労務士	○北　村　信　彦	公認会計士、税理士
		杉　浦　哲　郎	東都医療大学副学長

○　高等専門学校機関別認証評価委員会意見申立審査会名簿

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
東　　市　郎	室蘭工業大学監事	鶴　見　尚　弘	（財）東洋文庫理事・研究員
佐　藤　弘　毅	目白大学長	吉　本　高　志	大学入試センター理事長
佐　藤　美　穂	國學院大學客員教授	米　山　　宏	前 阿南工業高等専門学校長
丹　保　憲　仁	北海道立総合研究機構理事長		

実績

６　認証評価
（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価
②　評価の実施
申請を受け付けた大学、短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学、短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

評価の実施

大学については、以下のとおり 25 大学の評価を実施した。

①　書面調査の実施（平成 22 年９月上旬まで）
対象大学から平成 22 年６月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11 ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。

②　訪問調査の実施（平成 22 年 10 月上旬から 12 月上旬まで）
書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、対象大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③　評価結果の審議等（平成 23 年３月まで）
書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、平成 23 年１月に意見の申立て手続きのため、各大学に通知した。
その後、１大学から、基準を満たさないとされた評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審査を行う意見申立審査会を平成 23 年３月１日に開催し、その審査結果を踏まえ平成 23 年３月７日開催の大学機関別認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定した。

④　評価結果の通知、公表
平成 23 年３月 25 日に全対象大学（25 大学）のうち、大学評価基準を満たしたと認められた 24 大学及びその設置者に対して、当該大学が大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知した。また、大学評価基準を満たしていないとされた１大学及びその設置者に対して、機構の定める大学評価基準を満たしていないことを評価結果として通知した。
評価結果を「平成 22 年度大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

短期大学については、以下のとおり５短期大学の評価を実施した。

①　書面調査の実施（平成 22 年８月まで）
対象短期大学から平成 22 年６月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11 ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。

②　訪問調査の実施（平成 22 年 10 月上旬から 12 月上旬まで）
書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員及び専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象短期大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（平成 23 年３月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該短期大学に通知し、すべての対象短期大学から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知、公表

平成 23 年３月 25 日に全対象短期大学（５短期大学）及びその設置者に対して、当該短期大学が短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成 22 年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

高等専門学校については、以下のとおり２高等専門学校の評価を実施した。

① 書面調査の実施（平成 22 年８月まで）

対象高等専門学校から平成 22 年６月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11 ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査の実施（平成 22 年 10 月上旬から 11 月中旬まで）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員及び専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（平成 23 年３月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該高等専門学校に通知し、すべての対象高等専門学校から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知、公表

平成 23 年３月 25 日に全対象高等専門学校（２高等専門学校）及びその設置者に対して、当該高等専門学校が高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成 22 年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

参考図表等

【各委員会等開催状況】

〔大学〕

○ 大学機関別認証評価委員会

第１回　平成 22 年６月２日

・評価部会の編成等、運営小委員会の編成、専門委員選考委員会の編成、自己評価実施要項（平成 23 年度実施分）についての検討

第２回　平成 23 年１月 21 日

・評価結果（案）、評価部会の編成、大学評価基準（機関別認証評価）についての検討

第３回　平成 23 年３月７日

・評価結果、専門委員の選考、第２サイクルの大学評価基準（認証評価）、選択評価についての検討

○　大学機関別認証評価委員会運営小委員会
第１回　平成 22 年８月 20 日
・書面調査結果の調整、認証評価における設置認可審査結果の取り扱いについての検討
第２回　平成 22 年 12 月 21 日
・評価結果（原案）の調整、第２サイクルの認証評価についての検討
第３回　平成 23 年３月４日
・評価結果（案）の調整、第２サイクルの認証評価、選択評価についての検討

○　大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
第１回　平成 22 年６月 17 日（財務専門部会（持ち回り））、６月 18 日（第２部会、第３部会、第５部会、第７部会）、６月 24 日（第１部会、第４部会、第６部会）
・役割分担（担当大学）の決定
第２回　平成 22 年８月 19 日（財務専門部会）、８月 20 日（第３部会）、８月 24 日（第５部会）、８月 30 日（第２部会、第６部会）、８月 31 日（第７部会）、９月１日（第４部会）、９月３日（第１部会）
・書面調査による分析結果、訪問調査関係依頼事項の検討
第３回　平成 22 年 12 月 16 日（第４部会）、12 月 17 日（第５部会）、12 月 20 日（第３部会、第６部会）、12 月 21 日（財務専門部会）、平成 23 年１月５日（第１部会）、１月７日（第２部会、第７部会）
・評価結果（原案）の検討

〔短期大学〕
○　短期大学機関別認証評価委員会
第１回　平成 22 年６月４日
・評価部会の編成等、専門委員選考委員会の編成、 自己評価実施要項（平成 23 年度実施分）についての検討
第２回　平成 23 年１月 21 日
・評価結果（案）の検討
第３回　平成 23 年３月 11 日（持ち回り）
・評価結果についての検討

○　短期大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
第１回　平成 22 年６月 17 日（財務専門部会（持ち回り））、６月 18 日（評価部会）
・役割分担（担当短期大学）の決定
第２回　平成 22 年８月 19 日（財務専門部会）、平成 22 年８月 24 日（評価部会）
・書面調査による分析結果、訪問調査関係依頼事項の検討
第３回　平成 22 年 12 月 17 日（評価部会）、12 月 21 日（財務専門部会）
・評価結果（原案）の検討

〔高等専門学校〕
○　高等専門学校機関別認証評価委員会
第１回　平成 22 年５月 25 日
・評価部会の編成等、専門委員選考委員会の編成、評価実施手引書（平成 23 年度実施分）等についての検討
第２回　平成 23 年１月 20 日

・評価結果（案）、評価部会の体制等の検討
第３回　平成 23 年３月 11 日（持ち回り）
・評価結果、専門委員の選考、自己評価実施要項（平成 24 年度実施分）等についての検討

○　高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
第１回　平成 22 年６月７日（財務専門部会（持ち回り））、６月 11 日（評価部会）
・役割分担（担当高等専門学校）の決定
第２回　平成 22 年８月 16 日（財務専門部会）、平成 22 年８月 20 日（評価部会）
・書面調査による分析結果、訪問調査関係依頼事項の検討
第３回　12 月６日（財務専門部会）、平成 22 年 12 月 10 日（評価部会）
・評価結果（原案）の検討

【評価の実施状況】
〔大学〕
○　評価対象大学：25 大学
・国立大学（７大学）
帯広畜産大学、筑波大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、琉球大学、政策研究大学院大学
・公立大学（15 大学）
会津大学、福島県立医科大学、首都大学東京、新潟県立看護大学、石川県立大学、静岡文化芸術大学、愛知県立芸術大学、名古屋市立大学、滋賀県立大学、京都府立医科大学、奈良県立大学、九州歯科大学、福岡県立大学、福岡女子大学、大分県立看護科学大学
・私立大学（３大学）
ＬＥＣ東京リーガルマインド大学、大阪女学院大学、放送大学

〔短期大学〕
○　評価対象短期大学：５短期大学
・公立短期大学（５大学）
会津大学短期大学部、三重短期大学、倉敷市立短期大学、高知短期大学、大分県立芸術文化短期大学

〔高等専門学校〕
○　評価対象高等専門学校：２高等専門学校
・国立高等専門学校（１高等専門学校）
沖縄工業高等専門学校
・公立高等専門学校（１高等専門学校）
大阪府立工業高等専門学校

○　評価結果を刊行物としてとりまとめた実施結果報告〔大学（水色）、短期大学（緑色）、高等専門学校（黄色）〕

○　平成 22 年度に実施した大学機関別認証評価の評価結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/hyouka/h_22/index.html
○　平成 22 年度に実施した短期大学機関別認証評価の結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/tandai/hyouka/h_22/index.html
○　平成 22 年度に実施した高等専門学校機関別認証評価の結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kousen/hyouka/h_22/index.html

実績

６　認証評価
（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価
③　評価の受付
平成２３年度に実施する評価について、大学、短期大学、高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

評価の受付

大学の評価申請の受付については、平成 23 年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成 22 年８月６日に「平成 23 年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての国公私立大学に送付した。

高等専門学校の評価申請の受付については、平成 23 年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成 22 年８月６日に依頼文書「平成 23 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての国公私立高等専門学校に送付した。

平成 22 年度は大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価（東京：平成 22 年 5 月 31 日）及び高等専門学校機関別認証評価（東京：平成 22 年 6 月 1 日）に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

各大学及び高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している大学等を訪問し、より詳細な内容を説明した。

この取組等により、平成 23 年度に実施する機関別認証評価について、７大学、６高等専門学校からの申請を受け付けた。

参考図表等

【評価の受付状況】

〔大学〕

（国立：１大学）

筑波技術大学

（公立：５大学）

公立はこだて未来大学、群馬県立県民健康科学大学、山梨県立大学、愛知県立大学、県立広島大学

（私立：１大学）

聖徳大学

〔高等専門学校〕

（国立：６高等専門学校）

旭川工業高等専門学校、八戸工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、阿南工業高等専門学校

実績

６　認証評価
（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価
④　評価結果の検証等
平成２１年度に評価を実施した大学、短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

認証評価の検証

平成 21 年度に実施した大学、短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

また、把握した課題については、改善を図る必要があることから、平成 22 年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実させることなどに活用した。

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階・２段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析した。

なお、平成 21 年度においては、認証評価を実施した大学が 37 校、短期大学が１校であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の３つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価書の内容が適切であったこと、対象校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。

対象校や評価担当者の負担は改善が図られつつあると認識されている一方で、引き続き効率的な作業が行えるよう負担の軽減を図っていくことが望まれているとともに、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、社会からの理解、支援を得ていくためにも、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれているなどの課題点が明らかとなった。

検証結果については、平成 23 年１月に平成 21 年度に実施した「大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。

平成 22 年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成 21 年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成 22 年 12 月 27 日付で評価担当者に、平成 23 年３月 28 日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。

平成 17 年度から平成 21 年度の検証の経年データについて集計し、基礎資料を作成した。その資料を基に、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施した。

○　平成 21 年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書、平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1182705_989.html

○　多面的な検証について（大学評価・学位研究　第 12 号　自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakujutsushi/mgzn12/no9_16_shibui_no12_08.pdf

今後の認証評価の実施方法等の検討

対象校や評価者に対して行ったアンケート調査の検証結果等を参考に、大学機関別認証評価の第２サイクルの大学評価基準や実施方法等について検討を行った。

アンケート調査結果（1）

（設問１）
１．評価基準及び観点の構成や内容は、対象校の教育研究活動等の質を保証するために適切であったか。
２．評価基準及び観点の構成や内容は、対象校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であったか。
３．評価基準及び観点の構成や内容は、対象校の教育研究活動等について社会からの理解と支持を得るために適切であったか。

【対象校】

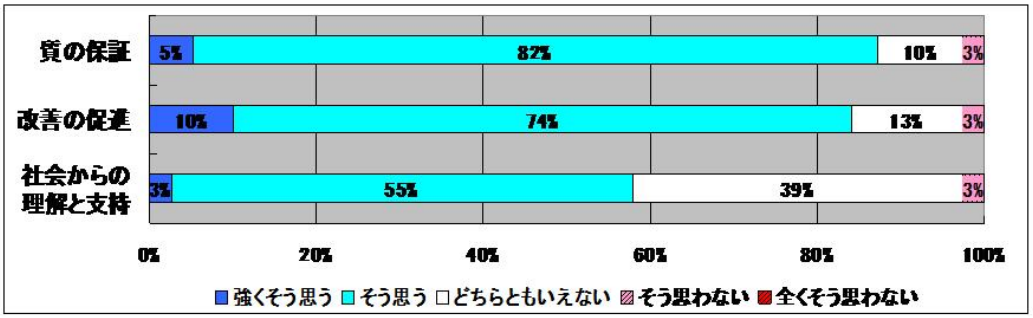

● 評価基準等の構成・内容は「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし概ね適切であり、教育活動を中心に設定していることも適切である（肯定：87%）と回答している。

アンケート調査結果（2）

（設問2）
1．評価報告書の内容は、対象校の教育研究活動等の質を保証するために十分なものであったか。
2．評価報告書の内容は、対象校の教育研究活動等の改善に役立つものであったか。
3．評価報告書の内容は、対象校の教育研究活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであったか。

【対象校】

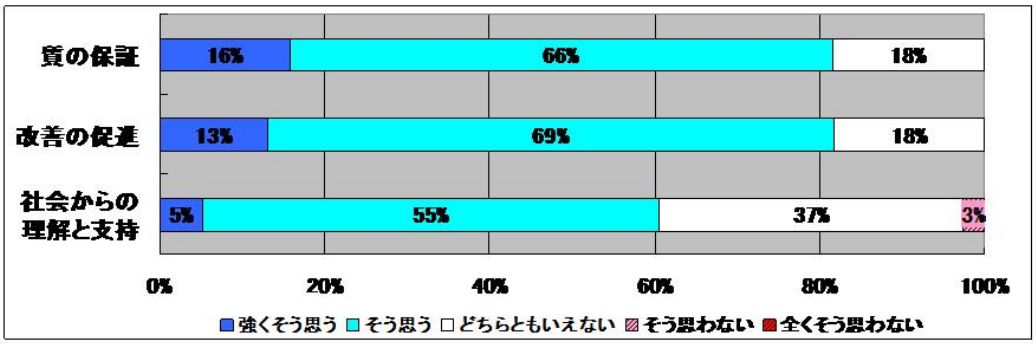

● 評価報告書の内容について、対象校は、「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし、「概ね適切であり、その実態に即したものである」と回答している。

アンケート調査結果(3)

（設問3）
1．機構の評価を受けて、対象校の教育研究活動等について全般的に把握することができるものであったか。
2．機構の評価を受けて、対象校の教育研究活動等の今後の課題を把握することができるものであったか。
3．機構の評価を受けて、対象校の教育研究活動等の改善を促進するものであったか。

【対象校】

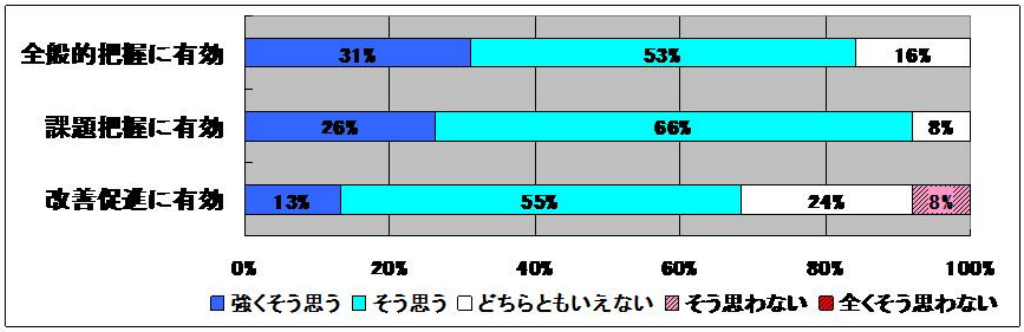

● 対象校は、機構の評価を受けたことにより、教育研究活動等の状況や課題の把握に役立つとともに、教育研究活動等の改善の促進につながるものとして、その効果･影響を評価している。

アンケート調査結果(4)

（設問4）
評価に費やした作業量がとても大きいと感じているものは何か。

【対象校】

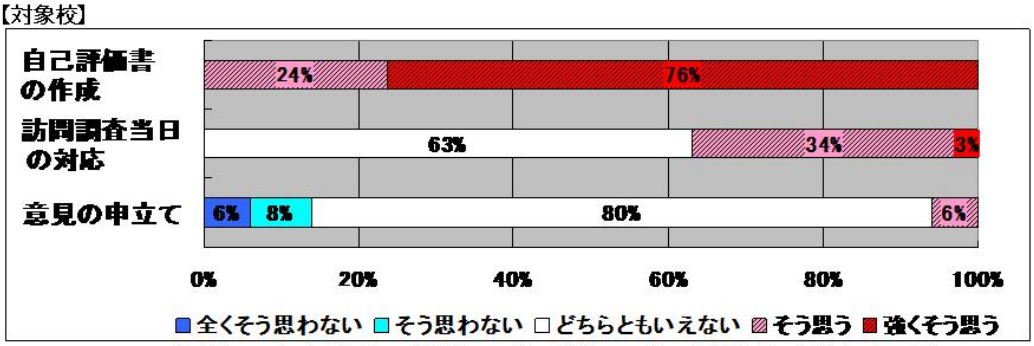

（平成２１年度実施分：対象校３８校（大学３７校・短期大学１校）から回答）

● 対象校は、自己評価書の作成に係る作業量がとても大きいと感じている。

認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例

（代表的なものを抽出）

○　一部の建物において、バリアフリー化が不十分であることから、順次バリアフリー化を進めていくこととし、一部建物について22年度、予算措置した。
○　教員配置状況が適切でないため、22年4月に必要な教員を採用し、教員配置状況を改善した。
○　入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低いことから、定員超過率が高かった学部の3年次編入については、編入学定員を増加させ、また、入学定員充足率の低かった一研究科においては、入学定員を減少させ、定員の改訂を行った。
○　シラバス（学士課程・大学院課程）の記載内容に精粗があるため、長期的に改善を図ることとし、ウェブ入力の維持、シラバスの公開を引き続き進めることとした。
○　就職状況の把握や、就職先への意見聴取について、積極的な取組みを行なっていないことから、少なくとも、一部の教員が上記について改善することの必要性について認識を改める機会となった。今後の計画に就職支援の強化として取り組み、実施することとした。
○　ハラスメント相談の処理体制が十分には確立していないため、ハラスメント相談の処理体制の見直しを行い、今年度中に新たな体制の確立を目指す。
○　授業料減免制度の改善・充実が望まれることから、減免基準の見直しを平成22年度中に行う。
○　オフィスアワーの周知については、いっそうの改善が求められるため、平成21年度から、オフィスアワーについて新入生オリエンテーションの中で資料を配布、説明している。
○　学生用図書の一層の充実が望まれることから、要因・現状・問題点の分析・整理及び解決方法の検討を始めた。また、本学の平成21年度第3次補正予算において図書整備費400万円を急遽計上し、附属図書館において学生用図書を購入したことを手始めに、解決に向けた取組も併せて開始した。
○　ＦＤに関する大学としての取組が十分とはいえないことから、ＦＤ講演会、教員間の授業参観、ＦＤセミナーへの職員派遣等を実施し、大学全体の組織的な取り組みとして、ＦＤを推進していくこととしたい。
○　地域や学生にとって魅力ある大学となるためには、一層個性化・特色化を進める必要があることから、今後、学内での検討方法・スケジュールを協議予定。

認証評価の改善・充実のための機構の取組例

評価基準等関係

○　各年度の「認証評価に関する検証のためのアンケート」における対象校と評価担当者からの意見、中央教育審議会大学分科会における報告及び大学評価の国際的動向等を踏まえ、評価基準、評価方法、評価体制等に関する事項について見直しを進めており、平成24年度から新評価基準で評価を行うこととしている。

参考図表等

○　平成 21 年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書、平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書

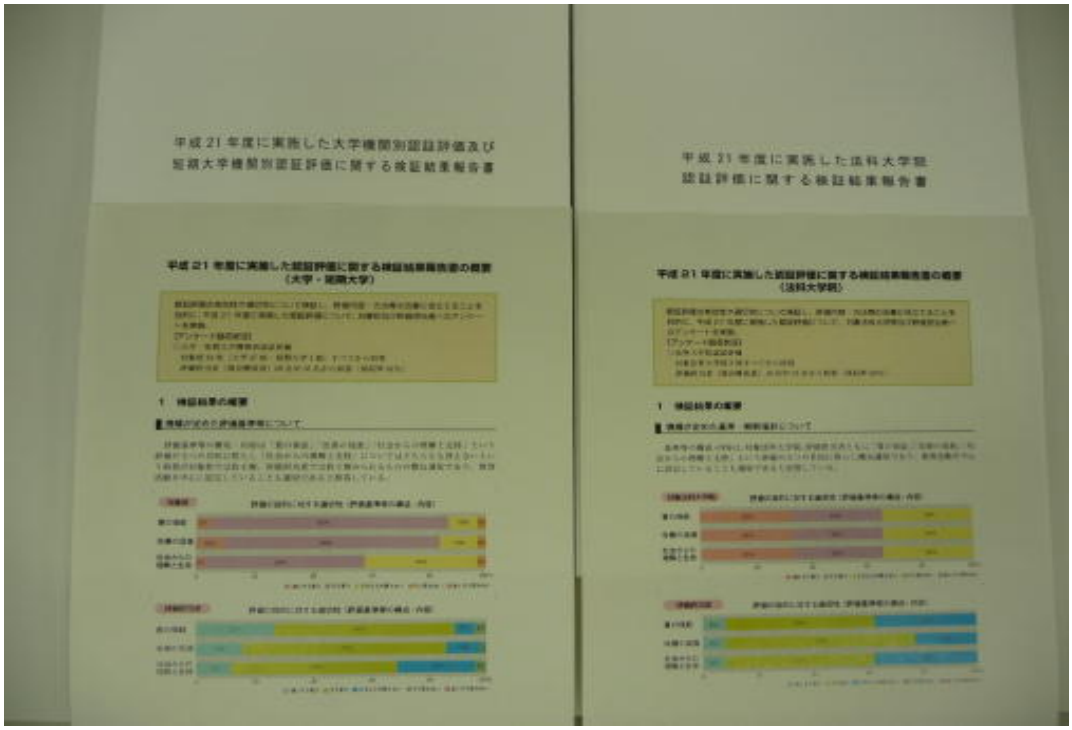

６　認証評価

（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

平成２２年度計画

６　認証評価

（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

①　評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。また、評価基準の改定を行う。

②　評価の実施

申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。

③　評価の受付

平成２３年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

④　評価結果の検証等

平成２１年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

実績

６　認証評価
（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価
①　評価体制の整備等
法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。
この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。また、評価基準の改定を行う。

評価体制の整備等

評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される追評価専門部会１部会（委員１人、専門委員９人）を設置したほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理するため、運営連絡会議（委員13人、専門委員３人）を設置した。また、評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会１部会（専門委員５人）を設置した。

また、平成19～21年度の評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会３部会（委員３人、専門委員25人）を設置した。

平成23年度評価に係る専門委員については、国公私立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員17人を選考した。

評価基準の改定等

平成 21 年度に行った「法科大学院評価基準要綱（案）」に対する意見公募手続（パブリックコメント）の結果について、運営連絡会議の下に設置された法科大学院認証評価検討ワーキンググループにおいて審議を行い、平成 22 年６月、法科大学院認証評価委員会において「法科大学院評価基準要綱」を決定した。

「法科大学院評価基準要綱」の改定について、文部科学大臣への届出を行った。

届出後、「法科大学院評価基準要綱」をすべての法科大学院を置く大学と各関係機関等へ送付するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

「法科大学院評価基準要綱」の決定に併せて、「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」を改定し、「法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領」を新たに作成するとともに、これらの冊子の内容を補足するため、「法科大学院認証評価に関する Q&A」を更新し、公表した。

評価担当者の研修

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成22年７月に法科大学院認証評価に係る評価担当者に対する研修を実施し、10人が参加した。

評価担当者に対する研修では、「自己評価書（イメージ）」や「過去の評価に当たっての考え方」等の資料を用いて解説するなどの工夫を図り、評価担当者が実際の評価を行うに当たって必要となる共通認識を深めることができた。

参考図表等

○　法科大学院認証評価委員会委員名簿（平成23年３月現在）　（◎委員長、○副委員長）

氏　名	現　職	氏　名	現　職
青　山　善　充	明治大学特任教授	○田　中　成　明	財団法人国際高等研究所副所長
磯　部　　力	國學院大學教授		
磯　村　　保	神戸大学教授	棚　村　政　行	早稲田大学教授
上　田　廣　一	上田廣一法律事務所弁護士	ダニエル・フット	東京大学教授
岡　田　ヒロミ	消費生活専門相談員	永　井　和　之	中央大学総長・学長
岡　部　謙　治	社団法人教育文化協会理事長	長谷部　恭　男	東京大学教授
木　村　光　江	首都大学東京教授	丸　山　　毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
久保井　一　匡	久保井総合法律事務所弁護士		
◎佐々木　　毅	学習院大学教授	三　井　　誠	同志社大学教授
佐　藤　國　雄	前財団法人ユネスコ・アジア文化センター理事長	村　中　孝　史	京都大学教授
		諸　石　光　熙	大江橋法律事務所弁護士
瀧　澤　　泉	司法研修所教官	安　永　正　昭	近畿大学教授
滝　澤　　正	上智大学教授	山　本　和　彦	一橋大学教授
武　井　康　年	広島総合法律会計事務所弁護士	山　本　眞　一	広島大学高等教育研究開発センター長
龍　岡　資　晃	学習院大学教授	吉　原　和　志	東北大学教授

○　法科大学院認証評価委員会運営連絡会議委員名簿（平成23年３月現在）

【委員】　（◎主査、○副主査）

氏　名	現　職	氏　名	現　職
磯　部　　力	國學院大學教授	棚　村　政　行	早稲田大学教授
○磯　村　　保	神戸大学教授	長谷部　恭　男	東京大学教授
木　村　光　江	首都大学東京教授	三　井　　誠	同志社大学教授
滝　澤　　正	上智大学教授	村　中　孝　史	京都大学教授
龍　岡　資　晃	学習院大学教授	安　永　正　昭	近畿大学教授
◎田　中　成　明	財団法人国際高等研究所副所長	山　本　和　彦	一橋大学教授
		吉　原　和　志	東北大学教授

【専門委員】

氏　名	現　職	氏　名	現　職
土　井　真　一	京都大学教授	野　坂　泰　司	学習院大学大学院法務研究科長
中　川　丈　久	神戸大学教授		

○　法科大学院認証評価委員会追評価専門部会委員名簿（平成23年３月現在）

【委員】　（◎部会長、○副部会長）

氏　名	現　　職
◎滝　澤　　正	上智大学教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
大　塚　浩　之	読売新聞東京本社論説委員	平　　覚	大阪市立大学教授
岡　部　純　子	司法研修所教官	長　井　長　信	北海道大学法科大学院長
奥　岡　直　子	愛知大学教授	宮　城　　哲	当山法律事務所弁護士
渋　谷　秀　樹	立教大学大学院法務研究科委員長	山　本　克　己	京都大学教授
		○吉　田　克　己	北海道大学教授

○　法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会委員名簿（平成23年３月現在）

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
碓　井　光　明	明治大学教授	外　立　憲　治	外立総合法律事務所所長弁護士
曽　根　威　彦	早稲田大学教授		
永　田　眞三郎	関西大学教授	畑　野　隆　二	司法研修所教官

○　法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会委員名簿（平成23年３月現在）

（第１部会）　（◎部会長、○副部会長）

【委員】

氏　名	現　　職
村　中　孝　史	京都大学教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
川　瀬　雅　彦	創価大学教授	浜　川　　清	法政大学教授
小　粥　太　郎	東北大学教授	丸　山　秀　平	中央大学教授
酒　巻　　匡	京都大学教授	◎丸　山　雅　夫	南山大学大学院法務研究科長
鈴　木　　俊	鈴木俊法律事務所弁護士		
		○山　中　　至	熊本大学教授

（第２部会）

【委員】

氏　名	現　　職
龍　岡　資　晃	学習院大学教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
淺　香　吉　幹	東京大学教授	川　上　拓　一	早稲田大学教授
奥　田　正　昭	司法研修所教官	○田　中　教　雄	九州大学教授
春　日　偉知郎	慶應義塾大学教授	◎野　坂　泰　司	学習院大学大学院法務研究科長
片　山　典　之	シティユーワ法律事務所弁護士	堀　内　捷　三	中央大学教授

（第３部会）

【委員】

氏　名	現　　職
磯　部　　力	國學院大學教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
天　野　佳　洋	京都大学教授	古　江　頼　隆	同志社大学教授
○大　塚　裕　史	神戸大学教授	山　川　隆　一	慶應義塾大学教授
小　林　　量	名古屋大学教授	吉　村　良　一	立命館大学教授
田　中　知　子	上智大学教授	◎亘　理　　格	北海道大学教授
田　中　　宏	田中・渡辺法律事務所弁護士		

○　法科大学院認証評価検討ワーキンググループ委員名簿（平成23年３月現在）

【委員】　（◎主査、○主査代理）

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
磯　部　　力	國學院大學教授	長谷部　恭　男	東京大学教授
磯　村　　保	神戸大学教授	◎三　井　　誠	同志社大学教授
棚　村　政　行	早稲田大学教授	○山　本　和　彦	一橋大学教授

【専門委員】

氏　名	現　　職	氏　名	現　　職
土　井　真　一	京都大学教授	中　川　丈　久	神戸大学教授

実績

６　認証評価
（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価
②　評価の実施
申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。

評価の実施

以下のとおり１法科大学院の追評価を実施した。
（追評価について）
①　書面調査の実施（平成22年９月まで）
追評価では、追評価専門部会において、平成21年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を置く１大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、本評価時に満たしていないと判断した基準を満たしているかどうかの分析を行った。
②　評価結果の審議等（平成23年３月まで）
書面調査の結果を基に、追評価専門部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめた上で、平成23年１月に対象法科大学院を置く大学に通知し、意見の申立ての機会を設けた。その後、対象法科大学院を置く大学から意見の申立てがない旨の回答があったことを踏まえ、平成23年３月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定した。
③　評価結果の通知、公表
当該法科大学院に対して先の評価と併せて適格認定を行い、平成23年３月25日付けで対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院の評価結果を通知した。また、評価結果を「平成22年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

年次報告書等の分析・調査の実施

以下のとおり年次報告書等の分析・調査を実施した。
①　書面調査の実施（平成 22 年８月まで）
平成 19～21 年度の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び平成 19～21 年度に評価を受けた法科大学院を置く大学から届出のあった評価実施後の変更届について、年次報告書等専門部会において教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。
②　評価結果への付記事項の確定・公表（平成 23 年３月まで）
書面調査の結果を基に、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）を決定し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項を確定し、当該法科大学院を置く大学に対して評価結果への付記事項を通知した。
また、評価結果への付記事項については、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構のウェブサイトに掲載した。

参考図表等

【各委員会等開催状況】

○　法科大学院認証評価委員会

第１回　平成 22 年６月 10 日

・運営連絡会議及び専門委員選考委員会の編成、専門部会の編成、法科大学院評価基準、自己評価実施要項等について審議・決定

第２回　平成 22 年９月 29 日

・書面調査による分析結果（追評価）、年次報告書等の調査結果、教員組織調査等について審議・決定

第３回　平成 23 年１月 31 日

・評価報告書原案（追評価）、教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項、平成 23 年度評価部会等の編成等について審議・決定

第４回　平成 23 年３月（持ち回り開催）

・評価結果等について審議・決定

○　法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

第１回　平成 22 年９月 29 日

・書面調査による分析結果（追評価）、年次報告書等の調査結果、教員組織調査等について審議

第２回　平成 23 年１月 31 日

・評価報告書原案（追評価）、教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項、平成 23 年度評価部会等の編成等について審議

○　法科大学院認証評価委員会追評価専門部会

第１回　平成 22 年９月 13 日

・部会長等の決定、書面調査による分析結果等について審議

第２回　平成 22 年 12 月（持ち回り開催）

・評価報告書原案等について審議

○　法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会

第１回（第１部会）　平成 22 年８月 19 日

（第２部会）　平成 22 年８月 18 日

（第３部会）　平成 22 年８月 17 日

・部会長等の決定、年次報告書等の調査結果等について審議

○　法科大学院認証評価検討ワーキンググループ

第１回　平成 22 年５月 26 日

・パブリックコメントの結果及び対応、ＷＧ検討事項（「評価報告書」関係）等について検討

【評価の実施状況】

○　評価対象法科大学院　＜追評価＞　国立１校

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

○　評価結果を刊行物としてとりまとめた実施結果報告（法科大学院）

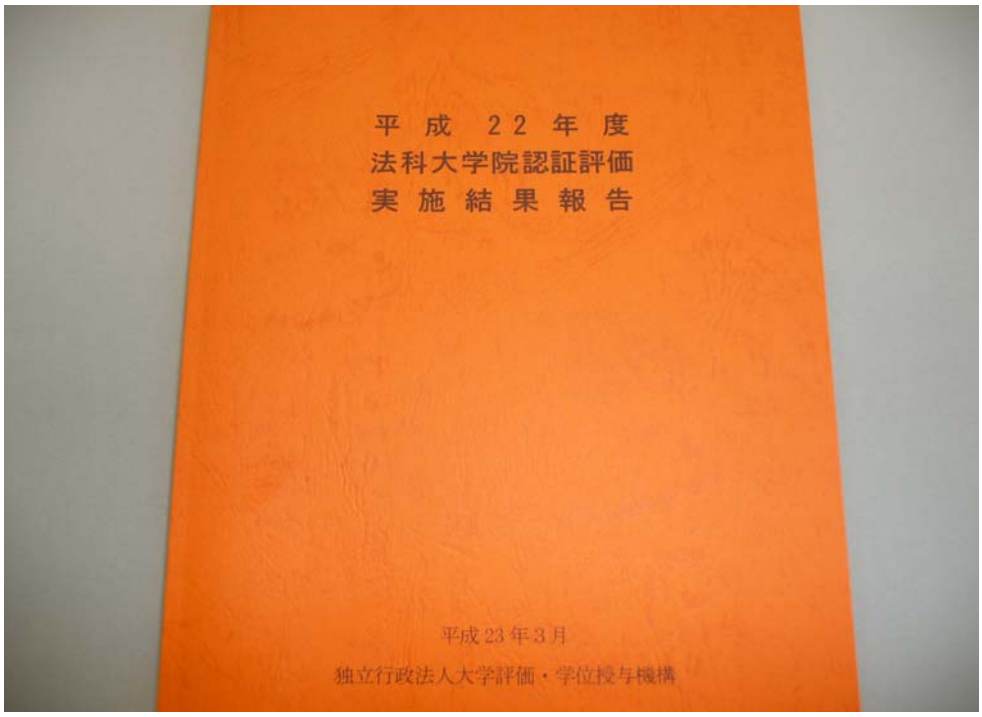

○　平成 22 年度に実施した法科大学院認証評価評価結果について
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/hyouka/h_22/index.html

実績

６　認証評価
（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価
③　評価の受付
平成２３年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

評価の受付

評価の申請の受付に先立って、法科大学院を置く各国公私立大学に対し、認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。

「法科大学院評価基準要綱」の改定に伴い、平成 22 年 11 月 1 日に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う法科大学院認証評価についての周知に努めた。

平成 23 年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成 22 年 11 月 2 日付けで依頼文書「平成 23 年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。

平成 23 年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）について、1 大学からの申請を受け付けた。

参考図表等

【評価の受付状況】
○　評価対象法科大学院　＜本評価＞　国立１校
千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

実績

６　認証評価
（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価
④　評価結果の検証等
平成２１年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

認証評価の検証

平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。

検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階・２段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析した。

アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の３つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び自己評価書の内容が適切であったこと、対象校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、対象校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。

対象校や評価担当者の負担は改善が図られつつあると認識されている一方で、引き続き効率的な作業が行えるよう負担の軽減を図っていくことが望まれているとともに、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、社会からの理解、支援を得ていくためにも、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれているなどの課題点が明らかとなった。

今後の認証評価の実施方法等の検討

検証結果については、平成 23 年１月に「平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。

平成 17 年度から平成 21 年度の検証の経年データについて集計し、基礎資料を作成した。その資料を基に、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施した。

参考図表等

○　平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1182705_989.html

○　平成 21 年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書

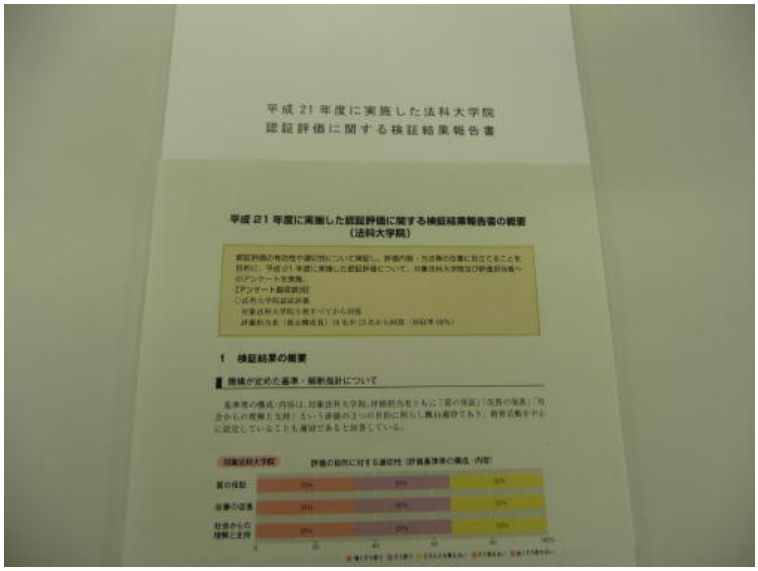

○　多面的な検証について（大学評価・学位研究　第 12 号　自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析）
http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/gakujutsushi/mgzn12/no9_16_shibui_no12_08.pdf

７　その他上記の業務に附帯する業務

平成２２年度計画

７　その他上記の業務に附帯する業務

（１）評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

①　国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行う。

②　大学等の評価関係者等の育成を図るため、大学等の評価関係者等に対する研修等を行う。

（２）国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証ネットワーク及び国際機関等の行う会議等に積極的に参加するとともに、海外の質保証機関等と質保証に関する連携協力による活動を行う。

特に、日中韓における質保証の連携を緊密にすると共に質保証の国際会議開催を通してアジアにおける質保証の連携強化を図る。

実績

7　その他上記の業務に附帯する業務
（１）評価文化の定着と評価に携わる人材の育成
①　国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行う。
②　大学等の評価関係者等の育成を図るため、大学等の評価関係者等に対する研修等を行う。

国内の評価機関等との連絡協議会の開催

各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との４機関で設置された「機関別認証評価制度に関する連絡会」（平成 16 年６月 16 日設置）を各機関の持ち回りにより４回（平成 22 年４月 21 日、６月 30 日、10 月 20 日、平成 23 年１月 25 日）開催した。同連絡会では、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、各機関が実施している評価についての情報収集及び提供、協力して取り組むべき課題等に関して検討を行った。

連携・協力の具体の取組

「平成 22 年度評価事業研修」を平成 22 年４月に他の認証評価機関の職員等も対象とし他機関から 38 名の参加を得て実施した。他機関を含めた教職員の資質の向上に努めるとともに各機関の情報共有、情報交換を進めた。

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月７日閣議決定)を踏まえ、機構が実施している国立大学法人の教育研究評価に関し、他の認証評価機関との連携・共同実施の在り方等について検討するため、大学基準協会、日本高等教育評価機構と「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」を平成 23 年２月１日に発足させた。

また、我が国の高等教育における質の保証に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進するため、機関別及び専門分野別の認証評価機関 10 機関による「認証評価機関連絡協議会」を発足させ、平成 23 年１月 17 日に第１回目の同協議会を開催した。

大学等の評価関係者等に対する研修等

大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価、法科大学院認証評価のそれぞれについて、研修会を開催した。

大学基準協会、日本高等教育評価機構、日本学術会議と共催で、３認証評価機関・日本学術会議共催シンポジウム「これからの大学教育の質保証のあり方―大学と認証評価機関の役割―」を３回開催（平成 22 年４月 24 日、５月 15 日、５月 29 日）し認証評価の理解の促進に努めた（延べ 1,261 人参加)。

平成 22 年８月２日に、「学習成果を軸とした質保証システムの確立」と題した大学評価フォーラムを東京で開催した（383 人参加)。また８月３日には、ワークショップを開催した（32 人参加)。

参考図表等

○　平成 22 年度職員評価事業研修の様子

○　認証評価機関連絡協議会の様子

○　３認証評価機関日本学術会議共催シンポジウムの様子

○　大学評価フォーラムの様子

実績

７　その他上記の業務に附帯する業務
（２）国際的な質保証に関する活動
　国際的な質保証ネットワーク及び国際機関等の行う会議等に積極的に参加するとともに、海外の質保証機関等と質保証に関する連携協力による活動を行う。
　特に、日中韓における質保証の連携を緊密にすると共に質保証の国際会議開催を通してアジアにおける質保証の連携強化を図る。

高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況

国際的な高等教育質保証に関する議論が活発化する中、機構では、東南アジア諸国連合（ASEAN）質保証ネットワーク（AQAN）、米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）等の高等教育の質保証に関する国際的ネットワークの会議に参加し、各国・地域の質保証の動向や取組に関する情報交換や議論を行った。中でも APQN に関しては、機構としてアジア太平洋地域における質保証に対し一層の貢献をするため、2011 年～2013 年の APQN の理事に当機構の理事が立候補し、選任された。

（国際会議等への参加状況）
・平成22年７月　AQAN Roundtable Meeting（インドネシア）
・平成23年１月　CHEA 2011 Annual Conference and National Accreditation Forum,International Seminar（米国）
・平成23年３月　APQN 2011 Conference and Annual General Meeting（インド）

日中韓質保証機関協議会

平成 22 年８月に当機構が主催した第２回日中韓質保証機関協議会において評価に関する 3 つのプロジェクト（プロジェクトグループ：PG）を立ち上げた。この中で、当機構では国際的な教育の質保証に関する共同ガイドラインの作成に向けた検討と、政府からの要請により日中韓３国の学生交流を支援する「キャンパス・アジア」パイロットプログラムのモニタリングの検討に関し、中心的な役割を果たすこととなった。また、中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）が主催した同 12 月の第３回協議会では「運営に関する申し合わせ」に調印したほか、平成 23 年３月には文部科学省主催の「東アジア高等教育質保証国際シンポジウム」にて成果を発信・共有することとしていたところ、東日本大震災の影響により同シンポジウムは延期となった。

英国の質保証機関等との連携

英国については、英国高等教育質保証機構（QAA）との間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や今後の連携協力の方針について協議を行った。また、英国の質保証の動向に関し、引き続き情報収集を行った。

中国の質保証機関等との連携

中国については、中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）との間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や連携協力の方針等の協議を行ったほか、平成 22 年 11 月には HEEC 主催のシンポジウムにて日本の質保証制度を紹介する講演を行った。一方の中国教育部学位・大学院教育発展センター（CDGDC）との間でも覚書の締結を視野に入れた連携方策の協議を進めた。

香港の質保証機関等との連携

香港については、香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）との覚書に基づく連携協力プロジェクトの実施や今後の連携協力の方針について協議を行った。

オランダの質保証機関等との連携

オランダについては、オランダ高等教育国際協力機構（Nuffic）及びオランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）の２つの質保証機関と連携協力のための覚書を平成 22 年６月に締結した。覚書締結を受けての具体的な取組として、機構にて同年６月に欧州の質保証に関する公開セミナーを主催し、Nuffic 及び NVAO の両機関から専門家を招へいし、講演及び研究部教員との意見交換を行った。また、「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」の一環として、５月及び 10 月にそれぞれ欧州における質保証への取組に関する訪問調査を行い、その先進事例を国内大学等に向けて発信すべく情報収集・整理を行った。

韓国の質保証機関等との連携

韓国については、韓国大学教育協議会（KCUE）との間で平成 22 年８月に連携協力のための覚書を締結し、協力プロジェクトの実施や今後の連携協力の方針について協議を行った。また、平成 22 年 10 月には KCUE 主催の講演会にて日本の質保証制度を紹介する講演を行った。

オーストラリアの質保証機関等との連携

オーストラリアについては、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）が新しい質保証機関として設立されることを踏まえ、オーストラリアの質保証の動向に関して情報収集を行った。TEQSA 設立の際には、機構と連携のための覚書を締結することを視野に入れた検討を進めることとしており、平成 22 年 12 月には日豪高等教育質保証セミナーを開催し相互理解を深めた。また、「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」に関しても情報収集・整理を行った。

ASEAN 諸国の質保証機関との連携

アジアにおける質保証の連携強化を図るため、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国の質

保証機関との連携協力を以下のとおり図った。

・平成22年７月　　ASEAN質保証ネットワーク（AQAN）総会出席
・平成22年９月　　日本・ASEANインフォメーション・パッケージに関する内部セミナー開催
・平成22年10月　　インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構（BAN-PT）より評価担当者を研修生として受入
・平成23年３月　　マレーシア資格機構（MQA）及びBAN-PTと連携協力のための覚書を締結

参考図表等

○日本・欧州質保証セミナー

○日豪高等教育質保証セミナー

○第２回日中韓質保証機関協議会

Ⅲ～Ⅵ（中期目標Ⅳ）
財務内容の改善に関する事項

平成２２年度計画

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

１　予算の適正かつ効率的な執行
予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。

２　固定的経費の削減
管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。
また、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本計画２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を２３年度まで継続することとする。
職員の給与水準については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

実績

予算の適正かつ効率的な執行

○　適正な事業別予算管理
（１）セグメント区分の設定
業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、次のとおり業務ごとのセグメント情報を毎年度開示しており、平成 22 年度についても文部科学大臣に財務諸表等の届出を行うとともに開示することとしている。

【セグメント区分】
- 大学評価事業
  - 国立大学法人評価事業等
  - 機関別認証評価事業
  - 分野別認証評価事業
- 学位授与事業
- その他の事業
- 法人共通

【セグメント情報】
- 事業費用
  - 事務費
    - 備品・消耗品
    - 旅費交通費
    - 報酬・委託・手数料
    - 減価償却費
    - 給与及び賞与
    - 法定福利費
    - その他
    - 一般管理費
- 事業収益
  - 運営費交付金収益
  - 手数料収入
  - その他収入
- 事業損益
- 総資産額

（２）予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、予算の変更を行うなど、効率的な執行に努めた。また、平成 21 年度に引き続き、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても、評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認すること等、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。

○　適正な資金計画

預金残高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し、適正な資金計画を策定するとともに、日々、預金残高の確認を行った。

○　監査の実施

監事監査について、「監事監査規則」及び「監事監査計画」に基づき、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、平成 21 年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を平成 22 年 6 月 24 日に実施した。さらに、平成 22 年度 9 月末現在における契約(随意契約の見直し状況)、資産(宿舎)の状況並びに平成 22 年度運営費交付金執行状況等について、平成 22 年 12 月 14 日に期中監事監査を実施した。

内部会計監査（科学研究費補助金を含む）について、「内部会計監査規則」に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、平成 22 年 11 月 2 日から 5 日（3 日を除く。）に実施した。

平成 21 年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を実施するとともに、契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な契約事務を担保している。

固定的経費の削減状況

平成 22 年度については、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下の取組を行い平成 21 年度と比較して 12,652 千円削減した。

・施設管理等の業務委託について、業務の効率化を目的として点検項目や頻度の削減等、業務内容を見直し、適正なメンテナンスが行われるよう仕様の変更を行い、一般競争入札を行った結果、契約金額を 2,079 千円削減した。
・小平本館の清掃業務委託について、入札参加条件を緩和して一般競争入札を実施した結果、契約金額を 1,491 千円削減した。
・複写機賃借、情報化統括責任者補佐官（CIO 補佐官）業務委託、情報システム管理運用業務委託、ウェブサイト管理システム保守及び小平地区緑地管理の業務委託について、一般競争入札を実施した結果、契約金額を計 8,817 千円削減した。
・事業年度業務実績報告書の印刷・製本の手法を見直し、印刷製本費 265 千円の削減を図った。

参考図表等

○　独立行政法人大学評価・学位授与機構セグメント情報規則
http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/kousen_segment.pdf

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

平成２２年度計画

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算　　別紙１のとおり
２　収支計画　　別紙２のとおり
３　資金計画　　別紙３のとおり
４　人件費の削減
　国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成２２年度の常勤役職員に係る人件費を平成１７年度に比べて概ね５％以上削減する。

実績

収入

○　平成 22 年度収入状況　　（単位：千円）

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,754,779	1,754,779	0	
大学等認証評価手数料	91,100	103,600	12,500	
学位授与審査手数料	106,219	104,830	△1,389	
その他	7,523	12,788	5,265	
寄付金	0	2,000	2,000	
計	1,959,621	1,977,997	18,376	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
【主な増減理由】
　予算総額に比して決算総額が増加している理由は、当初見込んでいなかった大学評価手数料、寄付金収入等の自己収入の増加によるものである。

支出

○　平成 22 年度支出状況　　（単位：千円）

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,413,064	1,242,510	△170,554	
うち、人件費(退職手当を除く)	870,948	760,079	△110,869	
うち、物件費	517,707	473,113	△44,594	
うち、退職手当	24,409	9,318	△15,091	
大学等評価経費	91,100	103,600	12,500	
学位授与審査経費	106,219	104,830	△1,389	
一般管理費	349,238	338,703	△10,535	
うち、人件費(退職手当を除く)	209,757	222,133	12,376	
うち、物件費	132,026	116,069	△15,957	
うち、退職手当	7,455	501	△6,954	
計	1,959,621	1,789,643	△169,978	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
【主な増減理由】
　予算総額に比して決算総額が減少している理由は、業務の効率化によるものや、事業仕分けの影響により当年度に実施できなかった事業の未執行によるものである。

収支計画

○　平成 22 年度収支計画　（単位：千円）

区別	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	1,967,348	1,792,359	△174,989
経常費用等経費	1,967,348	1,792,337	△175,011
業務等経費	1,388,796	1,144,155	△244,641
大学等評価経費	91,000	103,600	12,600
学位授与審査経費	106,000	104,830	△1,170
一般管理費	338,934	372,899	33,965
減価償却費	42,618	66,853	24,235
財務費用	0	22	22
収益の部	1,967,348	1,792,359	△174,989
運営費交付金収益	1,720,207	1,521,146	△199,061
大学等認証評価手数料	91,000	103,600	12,600
学位授与審査手数料	106,000	104,830	△1,170
資産見返物品受贈額戻入	6,796	6,796	0
資産見返運営費交付金戻入	35,822	42,543	6,721
雑収入	7,523	13,444	5,921
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

業務等経費などについて、予算額に比して決算額が減少している理由は、業務の効率化によるものや、事業仕分けの影響により当年度に実施できなかった事業の未執行によるものである。

資金計画

○　平成 22 年度資金計画　（単位：千円）

区別	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	1,959,621	1,851,522	△108,099
業務活動による支出	1,925,049	1,784,382	△140,667
投資活動による支出	34,572	50,969	16,397
財務活動による支出	0	16,171	16,171
次期中期目標期間への繰越金	0	136,202	136,202
資金収入	1,959,621	1,987,724	28,103
業務活動による収入	1,959,621	1,987,538	27,917
運営費交付金による収入	1,754,779	1,754,779	0
その他の収入	204,842	232,759	27,917
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	185	185
前期中期目標期間よりの繰越額	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【主な増減理由】

業務活動による支出について、予算額に比して決算額が減少している理由は、業務の効率化によるものや、事業仕分けの影響により当年度に実施できなかった事業の未執行によるものである。資金収入の増加理由については、当初見込んでいなかった大学評価手数料、寄付金収入等の自己収入の増加によるものである。

人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、閣議決定の要請に沿って役職員給与の支給の基準を改正した。また、平成 22 年度の常勤役職員に係る人件費を平成 17 年度に比べて５％以上削減するため、評価サイクル等を考慮しつつ常勤職員数を前年度から６人削減した。これにより、平成 17 年度に比べて 14.5%の人件費を削減した。

参考図表等

○　常勤職員数

平成 21 年度期末　　139 人

平成 22 年度期末　　133 人

○　総人件費の取組状況推移

年　度	基準年度（平成17年度）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額（千円）	1,017,337	1,010,727	927,788	935,765	880,531	837,407
人件費削減率（%）		△ 0.6	△ 8.8	△ 8.0	△ 13.4	△ 17.7
人件費削減率（補正値）（%）		△ 0.6	△ 9.5	△ 8.7	△ 11.7	△ 14.5

注：「人件費削減率（補正値）」とは、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

Ⅳ　短期借入金の限度額

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ　剰余金の使途

平成２２年度計画

Ⅳ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額　　６億円
２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績

短期借入を実施していないため、該当なし。

平成２２年度計画

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績

年間平均で 91.3%の入居率であったため、該当なし。

平成２２年度計画

Ⅵ　剰余金の使途

機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

実績

剰余金が発生しなかったため、該当なし。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

平成２２年度計画

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　人事に関する計画

（１）方針

①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

②　特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

（２）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

実績

柔軟な組織体制の構築

国際連携に関する業務量が増大しているため、評価企画・国際課において国際業務を担当する係を１係から２係体制にし、担当職員を３人増員した。また、国立大学法人等の教育研究評価結果の確定作業を実施する評価第２課を３人増員するとともに、評価実施校が減少する評価第１課を７人減員し、法科大学院評価課を４人減員して２係体制から１係体制とするなど、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行った結果、事務職員全体で５名の減員となった。

※　係体制及び人員配置については、「Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置　２　各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。」に前掲。

人事交流による幅広い人材の確保

他機関との人事交流は、課長以上を除く全ての役職段階の職について 43 機関（61 人）と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保している。また、業務の継続性等を勘案し、平成 22 年８月に国立大学法人等職員採用試験合格者から１人を新規採用した。

○人事交流の状況（平成 22 年度末）

国立大学法人	41 大学（58 人）
大学共同利用機関法人	１機関（１人）
独立行政法人	１機関（２人）

事務系職員への研修の実施

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる職員の資質及び能力の向上を図った。

①　実践的研修等（機構実施）

・情報セキュリティに関する説明会（採用者及び人事交流者を対象に平成22年４月に実施。24人参加）

・評価事業に関する研修（全職員を対象に平成22年４月及び６月に実施。延べ76人参加）

・パソコン研修（全職員を対象に情報システム統一研修のＣＤ－ＲＯＭを利用したe－ラーニングを四半期毎に実施。延べ34人参加）

・英語研修（事務系職員を対象に、英会話学校に通学する研修及び通信教育講座を受講する研修を平成22年７月から平成23年１月にかけて実施。英会話学校通学研修２人、通信教育講座研修28人参加）

・メンタルヘルス研修（全職員を対象に平成22年５月に実施。33人参加）

・ハラスメント研修（全職員を対象に平成22年９月に実施。43人参加）

②　専門的研修等（外部機関実施）

放送大学の活用並びに情報システム、財務、監査業務及び人事労務等に関する研修等に参加（22件の研修、講習、セミナーに延べ62人参加）

③　大学等実務研修（事務系職員１人を平成21年８月から平成22年７月末まで派遣。また、事務系職員１人を平成22年８月から平成23年７月末まで派遣）

④　文部科学省関係機関職員行政実務研修（事務系職員１人を平成22年４月から12月末まで派遣）

⑤　海外派遣研修（事務系職員１人を平成23年２月から４月までオーストラリアへ派遣）

職員数の適正化

法人化前の平成15年度時の職員定員数149人を上回らないよう、適正な人員管理を行った。

平成22年度期初の常勤職員数　　130人
平成22年度期末の常勤職員数　　133人

参考図表等

○　ハラスメント研修の様子

〈参　考〉

・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期目標

・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期計画

・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構の年度計画（平成 22 年度）

独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期目標

（序文）

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性にかんがみ、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。

（１）大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。
（２）学校教育法第１０４条第４項の規定により、学位を授与すること。
（３）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
（４）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

中期目標の期間において、機構は、これまで評価文化の普及に努めてきたが、今後は、評価文化の定着を図ることが重要である。このため、効果的・効率的な評価方法を開発し、適切な評価等を実施することにより、我が国の大学等に対する評価の発展に先導的な役割を果たしていくことが必要である。また、国内外における大学の質保証に関する調査及び研究や、情報の収集、整理、提供などを積極的に行うことを通じて、我が国における評価文化の定着と国際的な質の保証の取組などに先導的な役割を果たすことが求められる。

学位授与の関係では、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、学位取得の申請者の多様化等に対応し、適切かつ着実に業務を実施していくことにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展に寄与していくことが求められる。

このような役割を果たすため、機構の中期目標は、以下のとおりとする。

Ⅰ　中期目標の期間

機構が実施する業務は、大学等の教育研究水準の向上、高等教育の段階における多様な学習成果の適切な評価の実現などの公共的重要性から、長期的視点に立って推進すべきものが多いため、中期目標の期間は、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの５年間とする。

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

１　機構の行う業務については、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以

上の削減を図る。
２　事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。
３　平成２２年度末までに、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。統合に向けて必要な組織・体制を整備する。
４　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　総合的事項

（１）機構の高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う。

（２）機構の業務運営及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う。

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、もって国立大学法人等の教育研究の水準の向上等に資する。

３　学位授与

機構は、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。

なお、学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施並びに効率化及び合理化の双方について実現を図る。

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。

また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかについての審査を行い、認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与

省庁大学校の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、認定することにより当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められるものにそれぞれの学位を授与する。

４　調査及び研究

以下の調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

大学等の質の向上及び社会に対する説明責任を果たすための効果的かつ効率的な評価システムの構築を目的とし、大学等の評価に関する調査研究を行う。これらの成果を機構の評価の改善に活かすとともに、情報提供事業等への活用を通じて、大学等の評価活動や他の評価機関を含めた多元的な評価システム全体の充実と、評価に関する知識の普及に貢献する。

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、高等教育における多様な学習機会に対する社会の要請を踏まえて、学位授与の要件となる高等教育レベルの学習の成果の評価並びに学位に関する調査研究を行う。これらの成果を機構の学位授与制度の展開に活かすとともに、情報提供事業等への活用を通じて、我が国の学位システム全体の発展と学位に係る知識の普及に貢献する。

（３）研究成果の公表等

調査研究成果を外部に公表することによって､高等教育機関の多様な発展に寄与する。

５　情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報を収集、整理、提供し、大学等における評価活動や教育研究活動の改善に役立てるとともに、機構の行う評価の改善向上に活用する。また大学及び機構の活動について広く社会に対して理解の増進を図る。

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

多様な学習機会を求める者にとって、有用な学位に関する情報の収集、整理、提供を行う。また機構の学位授与について広く社会に対して理解の増進を図る。

６　認証評価

認証評価実施に当たっては、学校教育法第１１０条による認証評価機関の設置状況及びその活動状況を踏まえ、当面、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院を設置する大学からの求めに応じて、認証評価を行う。

その際、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。

なお、認証評価業務の効率的な実施については、評価の質の保証に配慮しつつ検討を進めるとともに、業務運営等の効率化を行い、段階的に運営費交付金の縮減を図る。

また、評価事業の実施に当たっては、これまで機構が実施した評価に関して検証を行うとともに、大学等関係者の意見を踏まえ、常により良い評価の仕組みの構築等に向け、その改善に努めることが必要である。

（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価

大学、短期大学、高等専門学校の求めに応じて、当該大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究等の質を保証するとともに、教育研究等の改善に資する。あわせて評価結果を公表することにより当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進する。

（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

大学からの求めに応じて、当該大学の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価を適切に実施し、その結果を当該大学に提供し、当該専門職大学院の教育研究活動の

質を保証するとともに、教育研究活動の改善に資する。あわせて評価結果を公表することにより当該専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進する。

７　その他上記の業務に附帯する業務

（１）評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

大学等の評価活動を実効性のあるものとするため、評価に携わる人材の育成を図るとともに、評価文化定着のための活動を行う。

（２）国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証活動に積極的に参画するなどにより、我が国の高等教育の国際通用性の確保を図るための活動を行う。

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

１　予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。

２　固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。

また、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を２３年度まで継続することとする。

職員の給与水準については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

３　資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

１　事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３０条の規定により、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、１％以上の削減を図る。

２　各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

３　平成２２年度末までに、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。このため、必要な組織・体制を整備する。

４　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進することとする。

①　機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

②　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

　また、内部監査及び第三者（監事等）により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

（１）大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

（２）毎年度、自己点検・評価委員会において、すべての業務・事業に対して自己点検・評価を行う。

　さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う。

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価

①　国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、平成２０年度に実施した国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価について、多面的な調査を行うこと等により検証する。

②　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行うとともに、当該評価確定後の検証を行い次期評価に向けた評価方法の改善につなげるための検討を行う。

３　学位授与

学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施と、そのために必要な検討を遅滞なく行うことを前提として、次の業務を行う。

なお、学位授与業務については効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することの実現を図る。

また、学位授与基準の検討等の周辺業務の実施についても効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進める。

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

①　単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験を適切な方法で行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後６月以内に学士の学位を授与する。また、不合格者に対しては、不合格の理由を明らかにするなど、今後の学修に資するよう配慮する。

②　申請等に関しては、事業の円滑な実施等に十分配慮しつつ、利便性の一層の向上を図る。

③　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす専攻科については認定する。

④　上記③により認定された専攻科における教育の実施状況等について、大学教育に相当する水準を維持しているかという観点で、原則として７年ごと（認定後、最初は５年）に審査を行う。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

①　省庁大学校の課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについての審査を行い、基準を満たす課程については認定する。

②　上記①により認定された課程の教育の実施状況等について大学又は大学院と同等の水準を維持しているかという観点で、原則として５年ごとに審査を行う。

③　省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められるものに、学士は申請後１月以内に、修士及び博士は原則として申請後６月以内に学位を授与する。

４　調査及び研究

調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。

（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

①　大学評価システムの検証と開発に関する研究

これまでの大学評価の適切性や効果の検証を行うとともに、高等教育政策の進展による新たな評価（分野別評価等）の要請に対応した、我が国の新たな大学評価システムの

開発に関する研究を行う。

② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究

大学等の内部における評価及び質的向上の実態についての検証を行い、大学の教育研究や経営の質の向上に関する評価活動の在り方に関する研究を行う。

③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究

大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析を行うとともに、評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究を行う。

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位の要件となる学習の体系性に関する調査研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の学位授与制度の教育的・社会的機能に関する調査研究

機構の学位授与制度の現状及び社会的要請を継続的に把握するとともに、単位の累積加算に基づく学位授与という当機構に独自な業務の実施を通じて得られるデータを活用し、我が国の学位・単位制度の課題を実証的に研究する。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 学習形態及び学習機会の多様化に対応した高等教育と学位授与に関する調査研究

学習形態、学習機会の多様化及び学生の流動化（国内外の機関間移動等）に対応した高等教育システムと、単位の互換や累積に基づく学位授与の在り方について研究する。

イ 多様な学習の成果の評価と単位の認定方法に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学における学習の成果との互換可能性の観点から評価し、学位につながる単位として認定する方法について研究する。

（３）研究成果の公表等

調査研究成果は、年に１回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。

５ 情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するための情報を収集・整理し、提供する。

② 学習者の保護や国際的通用性の観点から、評価を中心とした包括的な質保証の情報を収集・整理し、情報提供を行う。

③ 大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの充実やその活用を図る。

④ 広報活動を通して、評価事業に関する情報を積極的に発信する。

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

① 大学等で行われている学習機会に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 機構が授与する学位に関連する情報（「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」等）を収集・整理し、提供する。
③ 広報活動を通して、学位授与事業に関する情報を積極的に発信する。

６ 認証評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、学校教育法第１１０条の認証評価機関として、評価を受ける大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院を設置する大学の意向にもかんがみ、当面、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行うこととするが、民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。

なお、認証評価業務の効率的な実施については、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

また、これまで機構が実施した評価に関して検証を行い、評価システムの改善につなげるとともに、その成果の普及を図る。

（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価

① 大学、短期大学、高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める評価基準に従って当該大学等の教育研究活動等の総合的状況について評価を行う。
② 評価を適切に行うため大学等関係者や学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
③ 機構が行った当該大学等の評価について、評価報告書を作成し、当該大学等及びその設置者に通知し、公表する。
④ 機構が行った評価の有効性､適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育活動等の状況について評価を行う。
② 評価を適切に行うため、大学等関係者、法曹三者、及び学識経験者で構成される組織を設け、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
③ 機構が行った当該法科大学院の評価について、評価報告書を作成し、当該法科大学院を置く大学に通知し、公表する。
④ 法科大学院の特性を考慮し、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

７ その他上記の業務に附帯する業務

（１）評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

① 評価事業の円滑な実施を図るため、国内の評価機関等との連携・協力を進める。
② 大学等の評価関係者及び評価担当者の育成のための活動を行う。

（２）国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証ネットワークへの参画や海外の質保証機関等との連携・協力による活動を行う。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算　　別紙１のとおり
２　収支計画　　別紙２のとおり
３　資金計画　　別紙３のとおり
４　人件費の削減

平成２２年度の常勤役職員に係る人件費を平成１７年度（１，１０９百万円）に比べて５％以上削減する。ただし、平成１８年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を２３年度まで継続することとする。

職員の給与については、検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表を行う。

Ⅳ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額　　６億円

２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ　剰余金の使途

１　評価業務の充実
２　学位授与業務の充実
３　調査研究業務の充実
４　情報収集・整理・提供業務の充実

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　人事に関する計画

（１）方針

①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

②　特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

（２）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。

（参考）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

４，６８９百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

（別紙1）

平成21年度～平成25年度　予算

（単位：百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	8,785
大学等認証評価手数料	715
学位授与審査手数料	581
その他	38
計	10,119
支出	
業務等経費	7,164
うち　人件費（退職手当を除く）	4,312
物件費	2,788
退職手当	64
大学評価等経費	715
学位授与審査経費	581
一般管理費	1,659
うち　人件費（退職手当を除く）	1,018
物件費	641
退職手当	0
計	10,119

［人件費の見積り］
期間中総額：4，689百万円を支出する。
ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

［運営費交付金の算定ルール］
毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y)=\{(C(y)-Tc(y))\times\alpha 1(係数)+Tc(y)\}+\{(R(y)+Pr(y))\times\alpha 2(係数)+Tr(y)\}+\varepsilon(y)-B(y)$$

A(y)：当該事業年度に交付する運営費交付金。
B(y)：当該事業年度における自己収入。
C(y)：当該事業年度における一般管理費。
ε(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
α1：一般管理効率化係数、△3％。

α2：事業効率化係数、△1％。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

（1）人件費
毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

P(y)＝Pr(y)＋Pc(y)＋Tr(y)＋Tc(y)
＝{（Pr(y−1)×γ(係数)＋Pc(y−1)}×σ(係数)＋Tr(y)＋Tc(y)

P(y)：当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。
Pr(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y−1)は直前の事業年度におけるPr(y)。
Pc(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y−1)は直前の事業年度におけるPc(y)。
Tr(y)：当該事業年度における事業経費中の退職手当。
Tc(y)：当該事業年度における一般管理費中の退職手当。
γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％。
σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％。

（2）事業経費（R(y)＋Pr(y)＋Tr(y)）
毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

事業経費中の物件費　R(y)＝R(y−1)×β(係数)×γ(係数)

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y−1)は直前の事業年度におけるR(y)。
β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％。
γ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％。

（3）一般管理費（C(y)＝Pc(y)＋E(y)＋Tc(y)）
毎事業年度の一般管理費中の物件費E(y)については、以下の数式により決定する。

一般管理費中の物件費　E(y)＝E(y−1)×β(係数)

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y−1)は直前の事業年度におけるE(y)。
β：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。±0％。

（4）事業収入
毎事業年度の事業収入B(y)の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]
上記各事項毎に記載。

（別紙2）

平成21年度～平成25年度　収支計画

（単位：百万円）

区別	金額
費用の部	10,109
経常費用	10,109
業務等経費	7,004
大学等評価経費	715
学位授与審査等経費	581
一般管理費	1,572
減価償却費	237
財務費用	0
収益の部	10,109
運営費交付金収益	8,539
大学等認証評価手数料	715
学位授与審査等手数料	581
資産見返物品受贈額戻入	30
資産見返運営費交付金戻入	207
雑収入	38
純利益	0
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

（別紙3）

平成21年度～平成25年度　資金計画

（単位：百万円）

区別	金額
資金支出	10,119
業務活動による支出	9,872
投資活動による支出	247
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	10,119
業務活動による収入	10,119
運営費交付金による収入	8,785
その他の収入	1,333
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の年度計画（平成２２年度）

Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成２１年度予算に比較して３％以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成２１年度予算に比較して１％以上の削減を図る。

①　恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び環境整備に努める。

②　グループウェアをはじめとするＩＴの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。

③　各事業に係る経費（旅費、消耗品費、会議費等）について随時見直し、業務の効率化を進める。

２　各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。

３　独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成２１年１２月２５日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。

４　契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。

①　機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

②　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

　また、内部監査、第三者（監事等）及び契約監視委員会により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　総合的事項

（１）自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、次の組織を運営するために必要な大学関係者及び学識経験者等の参画を得る。

①　評議員会
②　運営委員会
③　大学機関別認証評価委員会
④　短期大学機関別認証評価委員会
⑤　高等専門学校機関別認証評価委員会
⑥　法科大学院認証評価委員会
⑦　国立大学教育研究評価委員会
⑧　学位審査会

（２）平成２１年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、年度計画の項目ごとに業務実績を取りまとめ、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映し、業務実績報告書を作成・公表する。

さらに、平成２２年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を円滑に実施するために年度計画に対する達成状況調査を行い、業務の適切な実施を確認し、職員の業務の進行管理に対する意識を高める。

２　大学等の教育研究活動等の状況についての評価

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行う。また、次期評価に向けた評価方法を検討する。

ア　評価体制の整備等

○　国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会を設置し、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。

○　各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

イ　評価の実施

○　達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。

○　現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行う。また、学部・研究科等の研究業績の水準について、判定を行う。

○　各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、大学情報データベースの情報を評価担当者に提供する。

○　評価報告書は、国立大学教育研究評価委員会で決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。

ウ　第２期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、実施要項を作成する。

３　学位授与

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与について

①　当該年度２回（４月期と１０月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及び学修成果の提出を求め、修得単位の審査の基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているか、さらに学修成果の内容が申請者の学力として定着しているかについて審査の上、総合的に判定し、申請者に対して６月以内に判定結果を通知する。判定の結果、学士としての水準を有していると認められる者に対しては学位を授与する。

②　不合格者に対して、必要に応じ、不合格理由をより詳細に通知するなど、透明性・客観性に配慮しつつ審査を行う。

③　我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本機構が定める専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直し、整備する。

④　申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改正や、申請方法の電子化の推進、試験会場の増設など、申請者にとっての利便性の向上に資する方策について、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを踏まえつつ検討し、必要なものから実施する。

⑤　身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備するなど、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

⑥　短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大

学教育に相当する水準であるかなどの観点で審査を行い、年度内に当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

⑦　既に認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準を維持していることを担保するために、当該年度の審査対象専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

⑧　専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

⑨　申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者を審査委員に委嘱し審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

⑩　学士の学位授与業務の改善等に資することを目的として、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

（２）省庁大学校修了者に対する学位授与について

①　省庁大学校の課程の認定申出については、当該課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、年度内に当該課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

②　既に認定を受けた課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準を維持していることを担保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

③　当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後１月以内に審査を終了し、学士の水準を有していると認められる者に学位を授与する。また、修士及び博士については規則に定められた期間内に単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

④　課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

⑤　申請者に係る審査及び課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

４　調査及び研究

（１）大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

①　大学評価システムの検証と開発に関する研究

・　評価方法の適切性や評価結果の妥当性をメタ評価する方法、基準、体制に関して海外動向等の調査を行う。

・　認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動などに関する評価について、評価者や対象校に対するアンケート調査や評価結果などの分析を行い、評価システムの適切性の検証を行うとともに、評価基準等の精緻化に関する調査研究を行う。

②　大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究

・　評価の質向上のための思考支援方法や体制について営利企業、非営利組織が活用している各種経営手法の適用可能性や課題の実際について、大学等の実態調査を踏まえ、明らかにする。

・　教員の活動に関する多角的な評価方法について、海外の先進的な手法を調査・紹介し、その可能性及び効果について検討を行う。

③　大学評価に必要な情報の確立に関する研究

・　大学情報データベースや根拠資料等の定量的・定性的情報の分析を行い、指標の活

用や評価の省力化の可能性を研究する。また、大学内での評価情報の効率的な利用促進のため、ＩＲ専門職の確立に必要な情報を収集し提供するとともに、学習成果アセスメント等の手法についての研究を行う。

（２）学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

①　学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア　学位・単位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を把握するとともに、学位授与に必要とされる学習の要件と体系性を検討するための基礎となる研究を行う。

イ　学位取得後１年及び５年を経過した者に対するアンケート調査を実施し、現行制度の現状と機能を把握する。また科目分類支援システムにおける学習機能のさらなる洗練化を図る。

②　高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア　複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムと、単位互換制度等それを支援する仕組みに関する調査研究を行う。

イ　国内外における大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の単位として認定する方法について調査研究を行う。

（３）研究成果の公表等

①　学術誌『大学評価・学位研究』を年に１回以上発行し、関係高等教育機関へ送付する。また、投稿された論文等をウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供する。

②　科学研究費補助金など外部資金の獲得及び適正な執行支援のため、研究者に対し説明会等を開催する。

③　機構の業務の推進に資することを目的とした「海外派遣制度」に基づき、研究者の派遣の支援を行う。

５　情報の収集、整理、提供

（１）大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

①　大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内外の評価に関する情報を収集・整理し、提供する。

②　平成２０年度に作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」、「高等教育に関する質保証システムの概要（日本版）」等の資料を提供するとともに、諸外国の「高等教育分野における質保証システムの概要（各国版）」を順次作成する。また、学位の質保証等の情報等を収集・整理し、提供する。

「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」に関しては調査研究を実施し情報収集･提供等を行う。

③　大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの公私立大学への拡大と情報の公開、認証評価への活用に向けた検討を行う。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第２期中期目標期間における教育研究活動等の評価への活用に向け、データ項目を中心としたシステム改良について検討を開始する。

④　ア　広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、評価事業に関する情報を提供する。

イ　情報の提供に必要な環境を整備する。

ウ　ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

（２）大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

①　大学等で行われている学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 「平成２２年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成２２年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

③ ア 広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、学位授与事業に関する情報を提供する。

イ 情報の提供に必要な環境を整備する。

ウ ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

６ 認証評価

（１）大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価

① 評価体制の整備等

大学、短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

また、評価基準の改定を行うとともに大学の機能別に応じた評価や学部等の教育研究上の組織を単位とする分野別評価の実施に向けた検討を行う。

② 評価の実施

申請を受け付けた大学、短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学、短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成２３年度に実施する評価について、大学、短期大学、高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成２１年度に評価を実施した大学、短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

（２）専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

① 評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。また、評価基準の改定を行う。

② 評価の実施

申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。

③ 評価の受付

平成２３年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成２１年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

７　その他上記の業務に附帯する業務

（１）評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

①　国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行う。

②　大学等の評価関係者等の育成を図るため、大学等の評価関係者等に対する研修等を行う。

（２）国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証ネットワーク及び国際機関等の行う会議等に積極的に参加するとともに、海外の質保証機関等と質保証に関する連携協力による活動を行う。

特に、日中韓における質保証の連携を緊密にすると共に質保証の国際会議開催を通してアジアにおける質保証の連携強化を図る。

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算　　別紙１のとおり
２　収支計画　　別紙２のとおり
３　資金計画　　別紙３のとおり
４　人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成２２年度の常勤役職員に係る人件費を平成１７年度に比べて概ね５％以上削減する。

Ⅳ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額　　６億円

２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ　剰余金の使途

機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　人事に関する計画

（１）方針

①　業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

（２）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

（別紙1）

平成２２年度　予算

（単位：百万円）

区　別	金　額
収入	
運営費交付金	1,755
大学等認証評価手数料	91
学位授与審査手数料	106
その他	8
計	1,960
支出	
業務等経費	1,413
うち　人件費（退職手当を除く）	871
物件費	518
退職手当	24
大学等評価経費	91
学位授与審査経費	106
一般管理費	349
うち　人件費（退職手当を除く）	210
物件費	132
退職手当	7
計	1,960

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

（別紙2）

平成２２年度　収支計画

（単位：百万円）

区　別	金　額
費用の部	1,968
経常費用	1,968
業務等経費	1,389
大学等評価経費	91
学位授与審査経費	106
一般管理費	339
減価償却費	43
財務費用	0
収益の部	1,968
運営費交付金収益	1,720
大学等認証評価手数料	91
学位授与審査手数料	106
資産見返物品受贈額戻入	7
資産見返運営費交付金戻入	36
雑収入	8
純利益	0
総利益	0

（別紙3）

平成２２年度　資金計画

（単位：百万円）

区　別	金　額
資金支出	1,960
業務活動による支出	1,925
投資活動による支出	35
財務活動による支出	
次期中期目標期間への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	1,960
運営費交付金による収入	1,755
その他の収入	205
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。